

第8日目（12月21日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、塩川裕紀君から家事都合のため早退、病院事業管理者から公務のため欠席、代表監査委員から家事都合のため欠席の届けが出ておりますので、報告いたします。

〔午前9時30分〕

○議 長 ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。
市長。

○市 長 改めまして、おはようございます。初雪から大変なことになっておりますが、ここで一般質問前の貴重なお時間をお借りし、私から報告をさせていただきたいと思っております。

12月16日から18日の夜間まで続きました関越自動車道における大雪による渋滞事案につきまして、経過と市の対応について皆さんに報告をさせていただきたいと思っております。

報道されましたように、最大時には2,100台に及ぶ車両が立ち往生するという事態が発生し、NEXCO東日本、新潟県、南魚沼市はもとより、消防庁、国土交通省、ひいては首相官邸まで揺るがす大事件となったところでございます。

さわりですが、大まかな経緯を申し上げたいと思っております。16日、水曜日の夕方であります。5時頃から発生した渋滞によりまして、17日、18日まで3日間に及ぶ救出作業となりました。17日、木曜日の朝の時点で渋滞事案が解消されていないということから、情報収集のため県などに問合せを行っていましたが、11時の段階で、新潟県から南魚沼市に対し、救出されたドライバーのために避難所を開設してほしい旨の第1報、まずはそういう依頼がありました。

午後2時26分、新潟県において、大雪による災害対策本部を設置し、自衛隊に災害派遣を要請しました。この時点でも私のほうからも進言を申し上げたところでございます。2時30分には、南魚沼市において大雪による災害対策本部を設置し、第1回本部会議を開催。避難所の開設準備を、急ぎ開始いたしました。3時に南魚沼市、湯沢町に災害救助法の適用——これは本渋滞事案に係る措置という形の、今回の大雪ではなくて、この交通渋滞に係るためであります。6時には市民会館に避難所を設置することができました。

書いていらっしゃる方がいますが、いっぱいあるので、後でコピーをしてお渡ししたいと思います。18日、金曜日には滞留している車両に救援物資を配布するため、南魚沼市から支援物資を川口サービスエリアに搬送いたしました。午後2時30分頃、県は渋滞車両のドライバーをバスにより救出する方針に転換し、一旦、市民会館に受け入れてからホテル等へ搬送するという事になったことから、3時20分、県の依頼により、南魚沼市内のホテル100室をまずは確保し、そして5時以降、県の保健師、国土交通省職員及び救援物資が市民会館に

到着し、避難所の受入準備を完了したところでありました。

我々は待っているわけではありますが、しかしその後、事態はいろいろ現場でも動いていまして、午後 10 時になりまして、渋滞は解消。一応、残っている車はあるのですがけれども、救助事案としての渋滞は解消したということで、避難するドライバーは存在しないことが確認されて、バスによる輸送作業は実施しないということが伝えられたところでありました。これが 10 時の段階であります。

その後、19 日の土曜日の早朝 6 時 35 分をもって、避難所の最後の避難者が帰宅したということでありました。都合、避難所を開設しましたが、この間の避難者の人数は 4 人でありました。一時は 1,000 名を超える方がということも伝えられている中での準備作業を、我々としては行っていたという状況であります。これをもちまして、土曜日の正午に、市は大雪による災害対策本部を——この事案に対する災害対策本部でしたので、解散をしたということでもあります。

経緯は以上であります。南魚沼市としては当初から避難所の準備を、実は言われる前の段階で動き始めておりました。県に対しては、ドライバーを優先的に救助すべきであること。市の消防本部においては、出動も度重なったわけではありますが、下り車線を使った緊急搬送の実績も救助事案としてはあるわけですので、直ちに下り車線にバスを駆使し、展開して、ドライバーの皆さんの救出を何よりも開始すべきだと度重ねて進言したところでありました。

そういう状況でありましたが、ということです。特に思ったのは、2 日目の夜も含め、何とか致し方ないところもありましたが、三日三晩は許されないという思いから強く進言をしてきたところでもあります。結果ですが、最悪の事態は逃れられたものの、多くの皆さんが大変深刻な事態に陥ってしまったことは事実でありまして、今後大きな課題を残したものと考えております。

なお、このたびの件においては、あまり報道もされておりませんが、市内の建設業協会の皆さんに大変な作業を行っていただいた。そして、バス事業者の皆さん、また市民の、本当に市井の皆さんからも多くの温かい支援があったことは報道もされているところでもあります。その献身的な行為に対しまして、私からも心から感謝を申し上げたいと思います。

友好都市の皆さん、そして近隣の自治体の皆さんからも大変な支援の声が私どもに入ってまいりました。多くの事業者の皆さん、そして市内の事業者の皆さんからも多くの支援の申出をいただいたところでもあります。併せて感謝を申し上げ、今後いろいろな形で皆さんにお伝えをしていきたいと考えているところでございます。

以上、報告であります。よろしく申し上げます。

○議 長 本日の日程は一般質問といたします。

質問時間制限は市長答弁時間を含め、1 人当たり質問総時間で 60 分以内とします。また、議場の表示タイマーを総時間 60 分の減算表示とし、60 分を経過しますとブザーが鳴り、質問の最中でもそこで終了となりますので、よろしく願いいたします。なお、残時間が 10 分になりますと 1 鈴、5 分になりますと 2 鈴が鳴り、モニターの色が赤くなりますので、目安

にしてください。

最初の質問時に限り、登壇して行っていただきます。降壇後は質問席に着席をお願いいたします。質問内容を制限するものではありませんが、極力、皆さん方から簡潔明瞭に質問していただきたく、ご協力のほど、よろしく願いいたします。併せて、答弁につきましても、簡潔明瞭に答弁いただきますよう、お願いいたします。

なお、一問一答方式の登壇での質問及び答弁は、最初の質問項目についてのみ、まとめて行っていただきます。また、会議規則第62条第4項に基づき、市長が質問者に質問の趣旨を確認する質問をする場合は、当該発言の前に「質問します」と挙手をし、議長に発言を求め許可を受けてから行ってください。市長の質問回数には制限はありませんが、市長の質問及びそれに対する質問議員の答弁は、議員の質問時間に含めないこととします。よろしく願いいたします。

○議長 質問順位1番、議席番号13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 おはようございます。トップバッターということで緊張しておりますが、ひとつよろしく願いいたします。

まず、最初に市長選挙、当選おめでとうございました。健康に留意され、市民全て誰一人取り残されずに安心して住み続けられるまちを築いていただきたいと思います。

1 新型コロナウイルス対策について

最初の質問に入ります。新型コロナウイルス対策についてであります。新型コロナウイルス第3波が押し寄せています。南魚沼市もクラスター発生という衝撃的な波に襲われ、感染ゼロのまちが、一気に22人感染のまちとなってしまいました。消費税増税、異常少雪、新型コロナウイルス騒動と、トリプルパンチの大変な1年でありました。今年こそはと降雪を待ち望んでいたところに新型コロナウイルスの襲来は、ダメージが大き過ぎます。また、この大雪による関越自動車道の立ち往生、GoToトラベル事業の一時停止など、目まぐるしく事態が変遷しています。

(1) 警察関連で始まったクラスター発生の経過と現状を伺います。

①終息に向かっているというが、全て警察関連と考えているかを伺います。②一連のPCR検査数・検査体制を伺います。③市内の感染患者受入病床体制を伺います。

(2) プレミアム付き飲食・宿泊券の販売数が9万4,455冊と確定し、12月10日現在での換金率は83.91%で、3億9,627万7,000円が換金されました。感染防止と経済活動の両立を唱えておられますが、方策を伺います。

①7,599万8,000円が換金されていません。使用期限12月31日が迫っていますが、新型コロナウイルス感染拡大で自粛ムードの中、使用期限の延期を考えているかを伺います。②プレミアム付き飲食・宿泊券の経済効果を伺います。③飲食・宿泊・旅行の推奨には感染防止対策が先にあるべきと考えるが、所見を伺います。④12月補正で市民病院にPCR検査機が予算化されました。聞くところによると、手術患者用といいますが、市の独自検査の利用を広めていく考えはあるかを伺います。

私たち日本共産党南魚沼市議団は、8月11日に新型コロナウイルス対策に関する緊急申入れを市長にいたしました。積極的なPCR検査の実施と医療体制の確保と財政支援についてでありました。11月7日には新型コロナウイルス感染症への緊急対策並びに地域医療体制の充実を求める要望書を届け、懇談を申し入れております。

新型コロナウイルス感染症への緊急対策であります。

(1) 感染急増地、ホットスポットとなるリスクのある地域が発生した場合は、無症状の感染者を把握、保護するために、地域の住民や事業所、在勤者の全員に対して、面のPCR検査を行うこと。

(2) 医療機関、介護、福祉施設、保育園、幼稚園、学校、学童クラブなど、クラスターが発生すれば多大な影響が出る施設等に定期的な社会的検査を行い、感染拡大を事前に防ぐこと。

(3) 現状の検査体制を抜本的に拡充する。社会的検査に対し、全額国庫負担になるよう、国に強く要請すること。

(4) 新型コロナウイルス感染症により、減収となっている全ての病院、診療所に対し、市としての支援策を講じること。国に対し、減収に対する補填を行い、医療体制を全力で守るよう、強く求めること。

以上の申入れをしているところであります。演壇での質問に代えます。

○議 長 岡村雅夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、一般質問トップバッターの岡村議員のご質問に答えてまいりたいと思います。また一生懸命、4年間頑張らせていただきますので、いろいろご指導をよろしくお願いいたします。

1 新型コロナウイルス対策について

新型コロナウイルス対策についてであります。1番からやっております。

まずは、警察関連で始まったクラスター発生の経過と現状ということであります。1つ目の終息に向かっているというが、全て警察関連と考えているかということであります。11月9日に南魚沼警察署員の感染が確認をされて以降、警察署のクラスターに関連する感染者は、公式の発表で21名と私は認識をしております。

11月28日に発生した——例えばその後いろいろなことがありましたが、こういう感染者については、警察署のクラスターとは関係がないと断定できるかと思っております。警察署のクラスターに関連する感染者については、全ての方が退院しており、その後は警察署に関連する感染者は確認されておりません。このことから、このたびの警察署に関連するクラスターにつきましては、終息しているという認識であります。

県が公表している感染者に関する情報のうち、感染源が不明、または調査中となっている部分については、私のほうからは、ご質問といえども軽々には言うことができませんので、これについてはご理解いただけたらと思います。県の公表を見守りたいと考えております。

2つ目の一連のPCR検査数・検査体制を、ということでもあります。これは細かく申し上げたいと思います。

保健所では感染確認後、感染者の積極的疫学調査を詳細に行いまして、濃厚接触者及びその他の接触者についても行政PCR検査を行ってきました。新潟県が公表している警察署クラスター関連の検査数は感染者の濃厚接触者が287名、その他の接触者が386名、そして合計では673名という大変な数に上っています。今言いました、その他の接触者386人、これが非常に大きかった。新潟県でも特筆すべき最初の事例だったと私は思いますが、いわゆる大型の商業施設、名前は申し上げません。そういうところでイベントが行われました。11月6日、7日（当日訂正発言あり）の2日間でありましたが、このうちの7日のほうに係る部分で、このイベントに参加をした警察官が感染していたということから、大変、不安に陥った市民が多く——市民だけではありません。ほかからも来ていました。こういう皆さんがおりまして、この方々に広く案内をして、保健所としても1つの新しい方法として、不安のある方は来てくださいということ、これは初めての事案ではなかったかと私は思います。この相談を受け付けた行政PCR検査を、保健所はきちんと行った。この人数が今ほど言った386名、大変な数字になっています。

3つ目の市内の感染者の受入病床体制。これははっきりと申し上げます。新型コロナウイルス感染症は指定感染症に定められています。なので、入院等の受入調整というのは、県が全県で一体的になって行うことと、もうなっているわけです、ということでございます。そのため、感染者が南魚沼市内で確認された場合でも、必ずしも市内の医療機関に入院するとは限りません。県一体で考えているわけでありまして。

新潟県の医療調整本部というのがありまして、ここにおいて全県を対象に患者受入れのトリアージが行われるのです。そして、感染症の重症度によって受入病院が決定するということになるのです。そういうプロセスです。これはもう何度も説明してきておりますが、よろしく申し上げます。

12月11日現在の県内新型コロナウイルス感染者の確保済みの医療機関病床数というのは、全部で456床。そして、宿泊療養施設、これも指定がありまして200床。合計で656床となっています。12月13日現在で重症者はおりませんが、重症者に対応できる医療機関というのは、15機関定められています。そして、受入病床数というのは、重症者は112床です。

今度は国のほうで、国が推計するピーク時の新潟県の患者数という数が出ていまして、これにつきましては、医療機関への入院患者数は361人。そして宿泊療養者は167人となっていて、合計で528人。先ほどと比べていただけると分かると思いますが、病床の確保は国が推計しているよりも多く新潟県は取っているということになるかと思っております。

しかしながら、経済対策等により、いろいろなことが行われてきました。ストップも含めて今は進んでいるわけですけれども、国民全体の移動機会が多くなってきている。こういう場合にはいわゆるパンデミック——広範囲における流行増、世界的なことにも使われますが、こういうパンデミック発生の危険性は、誰も否定できないわけです。なので、今後も細心の

注意を払いまして、危機意識を持ちながら感染状況を注視していく必要があると考えているところでございます。

これらの医療機関の名前は、公表することがほとんどできない。これもじれったいことではありますが、そういうこと。そして、役割分担別にいろいろな病院が決められていますが、このことも非公表という扱いになっておりますので、よろしく願いいたします。それ以上はお聞きになっても答えられません。以上であります。

それから2つ目のプレミアム付き飲食・宿泊券、これが感染防止と経済活動の両立を唱えているが方策を伺う、という中で1点目、使用期限が迫っているプレミアム付き飲食・宿泊券であります。延長を考えているかということですが、直近の換金状況は12月10日になってしまいます。最新を出したいのですけれども、換金率がその後増えていることだけは事実なのです。10日の時点では、7,599万8,000円が換金されていないという状況の報告を受けています。その後はどんどんと使われているということの事実も伝わっていますが、現在、FMゆきぐにさんなどによるラジオ放送、または市の公式ウェブサイト、フェイスブック等を通じまして、市民の皆さんに対しては使用期限の周知を行っています。もちろん書いてもでございます。

全国的には感染拡大の第3波とも、もう既に4波とも言われていますが、現時点で市内に感染者はいないこと。現時点です。そして、現在、国や県から経済活動の自粛要請がないこと。プレミアム付き飲食・宿泊券の使用期限の延期については、現在、考えておりません。飲食店や宿泊施設は年末に向けて繁忙期になる時期であります。市民の皆さんからも感染症対策を十分に行っていただいた上で——これは当然施設側はやっていますが、そういうことを考えていただいた上で、ぜひ、使用期限内にご利用いただき、市内の飲食店の応援をしていただければと思います。

2つ目の点であります。経済効果の中で換金は満遍なく行き届いているかということでもあります。12月10日時点での集計では、飲食業が延べ1,959件、これは88.4%に相当します。宿泊業で69件、3.1%に相当します。飲食・宿泊業で104件、4.7%に相当。交通業の皆さんが85件、3.8%で、これが全体の割合です。合計3億9,627万7,000円、約4億円の換金額となっております。最終的には、9万4,455冊分、金額ベースにしますと4億7,227万5,000円。過去にない経済支援であります。これが利用される見込みです。参加事業者数は合計で406店に上っております。多くの応募事業者で利用されたものと考えておりますが、行きたい店舗があるなど、その使用の目的というのは——満遍なくと我々は思っていますが、使用される側にその意向はあるわけですから、これにつきましては、満遍なく行き渡ることは難しいと考えています。ご質問にはそう答えざるを得ません。

現在の換金率の77.4%についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響があったと捉えているかということでもあります。この点につきましては、11月9日に市内において、新型コロナウイルス感染症患者が発生した最初の段階から数えて、13日から26日までの14日間で見ますと、換金額が2,000万円強であります。前回集計期間の換金額は3,800万円強であっ

たので、これと比べた場合は下回ったと言わざるを得ません。当然、発生してすぐであります。そして、少なからず市内においてこの影響があったとは考えています。

しかし、その後14日間の換金額は、今度は約3,000万円と、約1,000万円ほど増えているということでありまして、これらの点から見まして、持ち直している状況があると我々は判断しているところであります。消費行動が年末に向けて期待されるのではないかと考えています。

考えていただきたいのは、使用する側の利便とかそういう問題ではなくて、この券をなぜ作ったかということです。これは業者の皆さんの窮地を救うために、市民の皆さんと市が一緒になってこの券を作ったという観点からいった場合、使われないという状態が今のこの暗い状況になっているときに、あつてはならないという思いから、期限を延長することにも考えが——そういうこともいっぱいいただいているのですけれども、やらない理由はそうあります。なので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、3つ目の感染対策が先にあるべきと。これは当然のことであると考えています。これまで業種別の大変ないろいろなガイドラインがある中で、宿泊業者の皆さんや飲食店の皆さんは、それに沿って営業されております。この市内で飲食店や宿泊施設から感染者が出たのでしょうか。それほど頑張らせていただいていると私は思います。

組織されていなかった飲食店業界の皆さんを網羅する形で観光協会を中心とした、南魚沼市新型コロナウイルス感染症対策推進協議会が一生懸命取り組みまして、現在、飲食店にもコロナ対策実施ピクトグラム——いわゆる表になったポスターといったものも含めて、啓蒙、そして実践、こういったことを促していきまして、これらも本当にありがたい活動であります。

こういう中から鑑みますと、議員は先にあるべきというご質問ですが、先にやっているとご認識をいただき、その中で少なくとも今日に至るまで飲食店や宿泊事業者の中からの感染は発生していないことを我々は誇りにも思い、ますます頑張らせていただきたいという話をすべきではないかと私は考えております。

第3波の襲来で効果は期待できるかのご質問であります。12月に入って以降、市内での新規の感染者は確認されていません。この時点で効果は期待できるものと考えております。

中止の選択はあり得るか。これは最初のご質問にも答えましたとおり、パンデミックの状況や様々なことは予想が付きませんが、そういうふうに至るといことが予見できたりということについては、果敢に中止も含めて検討しなければならないと考えているところであります。至極当たり前の対応かと私は考えております。

4つ目の問題です。PCR検査の検査機が予算化され、ということであります。この利用についてお答えしたいと思います。今12月議会の冒頭、補正予算でもお話をしていますが、市民病院で導入を予定しているPCR検査機は1台。1回の検査で8検体をおおむね1時間で判定できる性能を有している機器であります。これまでの検査は検体を保健所に引き渡すため、そして当日分の検体結果は翌日午後というふうにししか検査報告がありませんでした。毎日これを2月から受け、胃の痛みを毎日感じながらやってきたわけであります。検査が判

明するまでおおむね1日を要していたこととなります。これが1時間。この機器を導入することによりまして、保健所を介さずに病院内で、短時間で結果が判明することとなります。これにより、より多くの次の診療行為が行えることになるということで、期待しているところです。

院内で独自検査を行うことが可能とはなりません。一般的に自由診療と言われる検査も行うということで、今、病院の管理者、そして院長の方針が出ております。今後、院内関係の様々なセクションの皆さんの中で、これらを行うための詳細な検討を行う予定とお聞きしていますので、期待を申し上げたいと考えております。

以上であります。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 新型コロナウイルス対策について

詳細にわたっての答弁をありがとうございました。全体に言わせてもらいますれば、公表できない部分があるということは承知しているものと考えています。その中で、第1問の①で、警察関連でないものもあるというようなお話でありました。1つの案件が原因ということであれば、それが終息すればということで安心感はあると私は思うのですが、ほかのルートもあるということになりますと、じわじわとそういった案件が出てきてしまうのかというような感じを抱くのは私だけではないと思います。そういった発出したものに関しては、要するに追跡したと。だから、今現在はないと、こういう断言のようであります。

特に、この地域は観光、宿泊等の問題は外部に依存しているわけであります。他地域からの依存でありますので、そういった問題はかなり神妙にやっておかないと、またかということが起き得るかと感じてしまったもので、こういった質問をしたわけであります。今後のことについて、私はやはり先ほど申し上げましたけれども、検査体制の充実というのがこれから求められていくのかなど。そして安全、安心な形をいかに構築していくかということが問題かと思うのです。その点について既に業者さんからやっていたらどうかということでもありますけれども、その点、まず今後の方向として、どういった充実をさせていこうとしているかをひとつお聞きいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 新型コロナウイルス対策について

お答えしたいと思います。その前に1つだけ訂正させてください。先ほど私が大型商業施設のイベントですね、11月6日、7日と申し上げましたが、7日、8日の間違いでございました。これはすみません、失礼します。訂正させてください。

今ほどのご質問ですが、検査体制を全ての市民にやるということは、私どもの市としてはできかねます。しかし、体制として議会の皆さんにもお認めいただいた、自主的なPCR検査がありました。今回、こういったことが功を奏したと思います。市役所内の発生は、あれを取り込もうと思っていたことがあるので、自主検査ができるということでやった結果、感染者を発見した。逆に言えば、ひいては、よく考えれば、市民の皆さんやほかの職員も最小

限にとどめたという事案だったと私は思います。

その後、業者さんの中にも、この自主PCR検査の申請があり、受けた業者さんもおられます。こういったことを、よく読めば、当市は働いている人たちは全て受けられるという状況をつくったわけです。県内ほかにはないのです。

そういうことも含めて、そして、PCRの機器は、確かにほかにも受けられるところもあるかもしれませんが、私どもは公立の病院を持っている。そういう中で、市民の医療、そういった命に直接携わっているところを担っている自治体でありますから、この中で検査体制が格段に拡充され、抗原検査もできるような状況をつくっているわけです。

こういうことをもって充足というふうにやはり判断していただき、全ての人が受けられる——発病したりすれば受けられるわけですけれども、それは行政検査になるわけです。こういったことをきちんと整理立ててよく考えていただいたときに、これ以上充足をとというのは、なかなか今の時点で市がやれるかという、と、思いますし、かなり充足をさせている市だと認識をしております。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 新型コロナウイルス対策について

少し細かい部分に入ります。私は2の③でお話ししました、飲食・宿泊・旅行の推奨と。要するに市が経済対策の一環としてやっているわけでありましてけれども、そういった中で、全国的にも、今、Go Toトラベルが一時停止をしました。そうした中で、対策はそれぞれやっていると言いながら、一時停止という状況が今生まれていると。市も今ここで、プレミアム付き旅行券に取り組んでいるわけでありましてけれども、この関係というのは、国に倣った形で停止なり、中止なりというようなことがあり得ると考えているか、ひとつお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 1 新型コロナウイルス対策について

考えておりません……（「おりません」と叫ぶ者あり）しかしながら、先ほど申し上げたように、プレミアム付き飲食・宿泊券と同様に事の事態が様々になった場合には、そういったことも考えなければいけないかということは含めて思いますが、現状は考えておりません。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 新型コロナウイルス対策について

もう1点。検査体制についてであります。市の自主的な検査費用補助金制度を見ますと、感染が疑われるという状況でないと、なかなか申請しても受理できないというような、少しハードルが高い部分があるのかというような感じがします。先ほどの市長の答弁でいくと、結構、誰でも事業に関する方々はすんなりできるような話ですが、その辺、要綱を読んでもみると、そういったハードルが高いと私は捉えたのですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 新型コロナウイルス対策について

ハードルは全く高くないと思います。これにつきましては、担当する部長、もしくは課長

に答えさせます。そういうことがあって断っているような事案があるかどうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1 新型コロナウイルス対策について

この制度を作りましたときに最初にご説明申し上げましたが、漠然とした不安で受けられても、検査をする側においても、検査機関においても、「それは受けられません」という前提があります。何らか具体的な感染の恐れがあるという——例えば宿泊業であれば、宿泊して帰られた中のご家族に発症者がいたとか、具体的な何らか陽性者とのつながりがある場合、これを目して補助対象にしてまいりました。何か不安だからと言われても、それは検査対象にはなりません。これは前提としてそうなのです。

しかし、今現在、運用として行っていますのは、例えば東京とか北海道、そういった感染が非常に拡大をしている地域は、特定の感染者と接触したかどうか、それは分かりません。分かりませんが、一定期間そういったところに滞在をしなければならなかった場合については、対象にしていきます。具体的な感染者との接触、あるいは関係性がはっきりしない場合でも、蓋然的な危険性において、それは対象にするということで運用しております。

以上です。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 新型コロナウイルス対策について

私は客観的な事由を説明する書類、様式第2号というのがあって、なかなかそういった必然性がそこにどうもあるような感じがしたもので聞いたわけではありますが、そういったハードルはないということであれば、積極的に受入業者さん、要するに心配だということこそぞってやっていただきたいと思うわけがあります。

そういった中で、今現在、感染者がゼロということで、終息したというような話でありませけれども、私はやはり感染者ゼロのまちから、クラスターがぽんと発生したまちとなったということであると、いろいろな事業も経済活動も展開していると思うのですけれども、そういった計画時とは事態は非常に変わってきたのだということをひとつ認識は必要だと思っています。

経済的ダメージが大変だから、背に腹は代えられないと。あるいはウイルスは存在していないというような感覚で突き進むのではなくて、科学的な対応が望まれると。特に無症状者がどういふふう存在しているのかという辺りが、やはり積極的な検査をやらなければ分からないのではないかと思います。

特に先ほど申し上げましたけれども、病院とか、あるいは福祉施設とか、そういったところでは、私は報道を見たのですけれども、世田谷区のPCR検査というのは非常に積極的にそういう部分をやったということでもあります。そういう点からしてみまして、我が市民病院がこういった形で検査体制を拡充していくということが、市民の希望に沿うような体制が構築されていくことを望むものでありますが、所見があったら伺っておきます。

○議 長 市長。

○市長 1 新型コロナウイルス対策について

すみません。途中からどういう答弁したらいいか、打ち合わせしたりして、最後聞き取れなかったらごめんなさい、ちょっと失礼しますが。

自主的なPCR検査につきましては、様々な福祉関係やそういったところも、私どもは必要があれば事業所としてみなしてやっていくという観点を持っていますので、様々にこのことは対応していきたい。

そして、先ほどからいろいろなことをご心配のようですが、全て事案によって我々と相談をしながら進みますので、基本的には幅を狭めた解釈をしようと思っていないのです。なので、広くやっていこうと思っていますので、その点はあまりそういう話が出て、「市はああいいうものを作ったけれども、本当はあまり受けさせたくなさそうだ」などという話は全くありませんので……（「分かりました」と叫ぶ者あり）その辺は発言も自重していただきたいと思います。

必要があれば、医学的な見地からにつきましては、新しく着任してもらった外山副市長からも答弁をさせたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長 外山副市長。

○外山副市長 1 新型コロナウイルス対策について

新型コロナウイルス感染症ですけれども、結果的に、この新型コロナウイルス感染症というのは、全てを全体を見渡して把握するということが不可能なのです。議員がおっしゃいましたように、不顕性感染もあるものですから。したがって、こういうふうな指定感染症の場合は、戦略的には結果対処ということで、被害の限局化ということが一番の公衆衛生上の要なのです。一見して、もぐら叩きみたいになるかもしれませんが、そうやって発生したところの被害を限局化するために、関連する濃厚接触者を広めに取って、そしてそれを拡大しないようにすると。それすらもできなくなったら、もうお手上げ状態なので、そこが非常に重要なわけです。

したがって、やり方としては、これは県が実施主体ですから、保健所を中心とした行政検査をまず拡大することが重要なので、それは今やられているわけです。さらに南魚沼市では、今、市長が申しあげましたような、事業者の方で不安な方について、行政施策として門戸を開いていると。これにさらに加えて、3つ目のルートとして、先ほどの答弁にありましたように、市民病院のほうでPCR検査をやるということですが、その人が感染していて、手術ができるかできないかということだけではなくて、先ほどの答弁の中にありましたように、自由診療として場合によってはケース・バイ・ケースで門戸を広げるということでありまして、この3つの形態を駆使しながらやっていくことが非常に賢明な方法だと思います。

ただ、非常に難しいのは、PCR検査でも3割は偽陰性です。陽性でありながら出ないものもあるわけです。したがって、ケース・バイ・ケースでありますけれども、恐らく市民病院に行った場合には、単にPCR検査でマイナスでも、疑えば、恐らく外来でもCTも撮るでし

ようし、というふうな形でやりますので、今言った大きな3つの戦略を一生懸命駆使しながらやることで、現段階では対抗できるのではないかと考えております。僕はこういった警察官を中心としたクラスターを果敢に終息させたということは、危機管理で非常に——私ももう副市長なので市の職員ですけれども、優れた対応だと思っております。確かに他のルートで、今後、分からないところも少しは出てくるかもしれませんが、それはアンテナを高くして、果敢に対処するということで、市民の健康を守っていくのだらうと思います。

以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2 プレミアム付き飲食・宿泊券事業の情報公開請求にあたって

時間が迫っていますので、第2問目に移ります。プレミアム付き飲食・宿泊券事業の情報公開請求にあたってであります。私は10月12日にプレミアム付き飲食・宿泊券事業について情報公開請求をしました。①実施計画書、②認定前執行届、③補助金交付申請書、④補助金交付決定書、⑤遂行状況報告書、⑥実績報告書、⑦毎月の事業実績報告書、⑧南魚沼市観光協会とJAみなみ魚沼との委託契約書についてであります。結果は③、④以外は非公開とする。公開しない理由は、不存在——要するに存在していないであります。③の補助金交付申請書には事業計画書と収支予算書が1枚ずつ添付されておりました。ごく簡単なもので、企画の内容が分かるものではありません。詳細な実施計画書もなく、1億1,000万円の交付決定がなされておりました。

(1)です。④の補助金交付決定書の日付は、全員協議会で示された6月19日ではなく、6月26日になっている理由を伺います。

(2)⑤遂行状況報告書と⑦の毎月の事業実績報告書は、トラブルがあったわけでありますので、当然、報告書があるべきと考えましたが、所見を伺います。

(3)であります。⑧の南魚沼市観光協会とJAみなみ魚沼との委託契約書は販売5日前の7月1日の契約であります。販売方法、販売箇所、販売数、販売記録、書式などがあるはずで、市は保有していなければ監督ができないと考えるが、所見を伺うものであります。

(4)第2弾プレミアム付き飲食・宿泊券事業の詳細な報告がされると言われておりますが、いまだされておられませんけれども、所見を伺うところであります。

以上です。

○議 長 市長。

○市 長 2 プレミアム付き飲食・宿泊券事業の情報公開請求にあたって

それでは、大項目2つ目のプレミアム付き飲食・宿泊券事業の情報公開請求にあたってということになります。1つ目の補助金交付決定書の日付が全員協議会で示した6月19日ではなくて、6月26日になっている理由。これにつきましては岡村市議からご指摘をされるように、9月17日に開催をいたしました議会全員協議会において、協議事項でプレミアム付き飲食・宿泊券の販売状況等をご説明した際に配付した、販売の流れの記載内容のことを言っておられると思います。

南魚沼市から南魚沼市観光協会への交付決定日が、6月19日になっていたということが事実であります。この19日は南魚沼市観光協会から補助金交付申請書が提出された日となります。市からの交付決定日は6月26日でありまして、そのときに配付した資料のこの日にちが誤っていたものであると思います。この件につきましては、10月28日に岡村市議、そして中沢市議が担当課にお越しになった際にもご説明しているはずであります。改めて間違っていた点についてはおわびを申し上げますが、そのほかに他意があつてということではございませんので、明確にさせていただきたいと思ひます。誤った記載についてはおわびをさせていただきたいと思ひます。

2つ目の毎月の事業実施報告書はトラブルがあり、当然、報告書があるべきと考えるが、ということでもあります。まず、本事業につきましては、南魚沼市補助金等交付規則にのっとりつつた中で、事務そして事業を進めております。同規則の第11条及び第13条において、状況報告、そして事業実績の報告を求められることができるというふうには確かに規定されています。しかし、いずれも交付決定通知書の交付条件において求めてはいない、ということでもあります。

ただし、販売状況、それから換金状況については、随時、報告を受けた段階で議会の皆様にもご説明をし、そして情報共有をさせていただいておりますし、その姿勢は今までもこれからも変わることがないということでもございます。不適切な販売があつた点、これは事実でありました。その組織内において精査をされた上で、てんまつ報告書の提出をしていただいております。これはご理解をいただきたい。これ以上に求められても、なかなか私どもとしては、それ以上の回答を申し上げることは難しいということをご理解いただきたいと思ひます。

それから、市観光協会とJAみなみ魚沼の委託契約書を市が保有していなければ監督できないと考えるが、ということでもあります。この事業は市からの委託事業ではなくて、市も共同になって進めている事業と解しております。あくまで市観光協会が市に申請した補助事業とはなっています。そのため、随時、担当課と連絡調整は行っていますが、委託事業ではないので、監督という形は取っておりません。また、委託契約書は委託者である市観光協会と受託者であるJAみなみ魚沼が取り交わし、保有するものとなっております、これを取り交わしていると思ひます。原本については市では保有はしておりません。

それから4つ目のご質問であります。詳細な報告があるべきと考えるが、所見をとということでもあります。これは追加分のプレミアム付き飲食・宿泊券の発行についても、さきに触れました南魚沼市補助金等交付規則にのっとりつつた中で、既に7月に発行したプレミアム付き飲食・宿泊券に追加して発行したものであります。したがいまして、初回の発行事業と同様に事業終了後に実績報告をいたしますので、その時点で詳細な報告がされるとお考えをいただいでよろしいかと思ひております。

以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2 プレミアム付き飲食・宿泊券事業の情報公開請求にあたって

(1) についてであります。要するに6月19日が間違いであったということ、担当課からも聞いているところでもあります。聞いていますけれども、改めて質問をするわけであり、これが全員協議会で示されて、その中の文言が違っているということで、なぜ間違っただのかと私は考えてみました。

要するに執行部サイドという考え方で、こうであったのかなというところでもあります。6月26日が正しいならば、②の認定前執行届がなければ、7月4日の販売に当たっての準備が間に合いません。6月19日の議決前に全てが準備されていて、形式的な手続だったとするなら、認定前執行届は必要ないでしょう。19日に議決していますので、26日だったら認定前執行届が必要だ、私はそういう観点に立って見たわけであり、そもそも、議決の日に申請され、交付決定されているこの文書自体が、表自体が、不自然だというのが普通であります。練りに練って示した議会全員協議会の資料の信憑性が問われてしまうのではないかと、もう一度所見を伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 2 プレミアム付き飲食・宿泊券事業の情報公開請求にあたって

この件につきましては、詳細の部分に触れるところもありますので、担当部、担当課のほうから答えさせますが、あまたある新型コロナウイルス感染症の対策というのは、本当に先が見えない。初めてのことづくめの中でやってきて、急ぎ足でやったこともおわび申し上げてきました。そして、市民の多くは、このことについて、例えば列を作り過ぎたとか、密を作ってしまったとか、様々なことのお叱りは当然、受けてきました。申し訳ありません、一言も、言い訳をせずに。そしてそのことも市長選において、私は全部話をして、おわびも皆さんの前でしてきました。

こういったことも含めて、他意があつて、何かをおとしめてやろうとか、そういうことをやったわけではないということも分かっていますよね。そういう中で起きてきているということ、やはり前提にしてもらわないと、私は答えにくいのですけれども、事実関係については、担当部、担当課のほうから答えさせます。

〔「時間がありませんので。大体市長の・・・で分かりますので」と叫ぶ者あり〕

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 2 プレミアム付き飲食・宿泊券事業の情報公開請求にあたって

市長が申し上げたとおり、全く担当課としては他意はございません。単純な記載ミスであります。担当課として、何か恣意的な部分ということ、私たちがするメリットもございませんし、そこら辺はご理解いただきたい。その記載については訂正して謝罪もしております。

以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2 プレミアム付き飲食・宿泊券事業の情報公開請求にあたって

こういった表を作ったり、文書を作るときには、時系列というのはやはり一番大事なものであります。そういった初歩的なところでこういった間違いがあれば、先ほど私が言ったよ

うな憶測もしなければならぬと、こういうことであります。

次に、てんまつ報告書は提出をしていただいているということでもあります。私は規則にのっとった報告書は求めていないけれども、てんまつ報告書はいただいているということでもありますので、私はこの前も話をしているのですが、やはり公文書としてきちんと残らない、ただ市長にだけ報告をしているというような形ではないかと思ったわけです。でも、私は市長が受け取った報告は市民が受け取ったものであるとみなして、公開の対象としておくべきではないかと思いましたが、所見を伺います。

○議長 市長。

○市長 2 プレミアム付き飲食・宿泊券事業の情報公開請求にあたって

岡村市議も私の先輩のほど長く議員を経験されておりますので、市長が受け取るのは当たり前ではないですか。しかし、その中には、子細精微にいろいろな実名まで含めた、そして、その責任所在をしっかりとる形の記載が全部あるのです。これを市民の皆さんに全部公開していいかどうかという判断は私がさせてもらいます。

それが、そこまで求められるような事案でしょうか。片方は様々な歳費の削減を全部わびてやっているのです。そして、その数字たるや全て正確だと私どもが判断できる内容で、きちんとてんまつ書が出されている。それ以上にそういうことを白日のもとにさらす、市民の皆さんにさらす。そういうことが果たして全ての事案に対して全部やらなければいけないのですか、と私は思いますので、このことを言われても、私が受け取るのは当たり前ではないですか。私は組織の長ですから。そこに来たことをもって、全ての皆さんに対して謝罪が行われたということの判断で、それ以上に何か話す必要があるかどうか。私はちょっと言葉が見つかりません。

○議長 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2 プレミアム付き飲食・宿泊券事業の情報公開請求にあたって

市長1人で分かっている問題の範囲ではなかったと私は捉えていますので、秘密の部分は秘密としても、あるいは個人的な部分は個人的な部分としても、公開は必要ではなかったか。公開が必要な事案であると私は考えています。

次に、市長は最終的に終了した時点で報告があるだろうということではありますが、私はその中にはきちんと事実経過と市観光協会、JAみなみ魚沼の対応とまた責任について見解をしっかりと示していただきたいものと思っています。

私はこの報告書の中で一番やはり分からないのが、JAみなみ魚沼と市観光協会の契約書がどうなっているかということが一番やはり核心ではなかったかと思います。なぜならば、JAみなみ魚沼の販売場所がずっと12支店と言われていたのが、湯沢が入って13支店だということまでは我々は聞いていたのですが、この報告の問題で14本支店、本店が入っているのです。本店が入っているということは、本店は一般には売買していないということであり

ます。本店の500冊が、当然、職員に販売するために認められていたのではないかと推測ができ

るわけでありまして。そして、あと 506 冊取り置きしているわけでありまして、それについては販売数に含まれていますので、どこで取り置いたかということとは分からないということでありまして、それは公表できないということでありまして。なぜ、公表できないのか。個人の名前をそこに出すわけでもないわけでありまして。いつかもしやいましたが、私は大崎の支店で聞いてみると、大崎の支店はありませんとということで、1 つずつそういう確かめをしていかなければならない事態があったということでありまして。

この一件をこれ以上やってもどうしようもありませんけれども、本来の市観光事業補助金交付申請であるならば、申請内容のチェック——企画の段階ですのでチェックです。チェックで混乱は事前に予測されたものと思います。また、取り置き事件の真相解明の調査公表にはもっとスムーズに対処できたものではなかったかと思えます。

市観光協会の事業でありながら、一連の混乱、事件について市観光協会の報告もなく、原因と責任の所在が明確になっていないのは事実であります。なぜなら、これは先ほど市長が言いましたけれども、市と一緒にという言葉がありました、市が立案、企画し、形式的に市観光協会からの申請としたためではなかったのかと私は思いました。それがために取り置き事件が発端で販売方法、販売場所、販売数、取り置き数など、真相の公表が非常に混乱をしたという事実が出たわけでありまして。

議会全員協議会で示した資料に、なぜ部外秘とあるのか。私は姿勢が問われるものだと思います。報告を受けていても、先ほど言った公表はできないと。なぜなのか。情報公開を求めても、疑問を払拭できる資料は示されませんでした。そもそも情報は市民のものであり、市民に示せない事業の執行は、私はあってはならないのではないかとこのころまで考えてしまうものでありました。所見があったら伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 2 プレミアム付き飲食・宿泊券事業の情報公開請求にあたって

今ほど議員がおっしゃった話を、この時間で全部答えなければいけませんか。言いつ放しではないですか、全部……（「だからきちんと報告しなさいと」と叫ぶ者あり）

きちんと報告すべきことはしているつもり。そして報告だけではなく、様々に今回、選挙では争点にまでされたではないですか。そういうことを見て、市民の皆さんの大方の人は、いろいろなことは間違いがあったこともきちんと、それはそれで認めている。そういう姿勢を見て今回の結果が出たのではないのでしょうか。私はそういうふうに思っています。きちんとしかるべきときには、必要なことは報告申し上げたいと思う。しかし、議員がおっしゃった話を全て公開、そして話をしなければならぬというふうには、私は現状は考えてございません。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2 プレミアム付き飲食・宿泊券事業の情報公開請求にあたって

選挙でこれが浄化されたと、認められたというふうに私は昇華すべきではないと思います。やはりこういったことが二度と起きないように、やはり事務方もきちんと、私ごときにこう

いった指摘をされるようなミスがないような事業執行をお願いして一般質問を終わります。

以上です。

○議 長 以上で、岡村雅夫君の一般質問を終わります。

○議 長 換気のため、休憩といたします。再開を 10 時 45 分といたします。

[午前 10 時 40 分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前 10 時 46 分]

○議 長 質問順位 2 番、議席番号 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 おはようございます。傍聴者の皆様にはお忙しい中、大雪の中、議場まで足を運んでくださりまして、本当にありがとうございます。それでは、議長より発言を許されましたので、一問一答方式にて、大項目 2 点について質問いたします。

1 公共施設における除草剤使用について

まず、大項目 1 点目。公共施設における除草剤使用について。平成 25 年 4 月 26 日に農林水産省消費・安全局長と環境省水・大気環境局長から、住宅地等における農薬使用について各都道府県知事宛てに通知され、住宅地等における病虫害防除に当たって遵守すべき事項が添付されています。ここには学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、または頻繁に訪れる土地または施設の植栽における雑草管理を含む病虫害防除等の遵守事項が細かく記載されております。一部抜粋をいたします。

農薬散布を委託する場合は業務委託契約等により、農薬使用者の責任を明確にし、適切な研修を受講した者を従事させるよう努める。日常的な観測により、早期に発見し、機械除草等の物理的防除に最大限努める。やむを得ず農薬を使用する場合は最小限の区域にとどめ、人の健康への悪影響が小さいものを選択する。農薬散布は無風、または風が弱いときなどの天候や時間帯を選び、飛散低減ノズルを使用する。事前に周辺住民に対して農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕を持って幅広く周知する。農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合は時間帯に最大限配慮し、学校や子供の保護者等に周知し、立て看板の表示等で立ち入らないよう措置する。

これらの遵守事項を市区町村にも周知、指導を徹底するよう記載されています。また、環境省には平成 22 年 5 月発刊、令和 2 年 5 月改訂の公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアルがあり、自治体が公園緑地、街路樹等の防除を行う場合だけでなく、防除業者等へ適切な指示を出すための参考として活用するよう記述があります。

ほかに文部科学省は平成 30 年度改訂版として、学校環境衛生管理マニュアルがあり、この中にも住宅地等における農薬使用についてが記載されておりますので、安全対策の徹底等に活用されていることと思います。

さらに昨年 5 月 29 日に新潟県教育庁保健体育課から 2019 年度農薬危害防止運動の実施についてが、市町村教育委員会学校安全主管課長宛てに通達されました。これも環境省の住宅

地等における農薬使用についてが参考資料として添付されています。この実施依頼書には、厚生労働省、農林水産省、環境省からの協力依頼であることと、平成29年度に公立小学校において授業時間中に敷地内、樹木の害虫駆除のため農薬が散布され、体調不良を訴えた児童が病院に搬送される事案が発生したことなどから、安全対策の一層の徹底を図るなど、適切な指導を市町村の学校等に周知するよう記載されています。

このように国では関係法令に基づき、複数の省庁が連携し、地方自治体に呼びかけており、学校、保育所、公園、病院、街路樹、このようなところで周囲を気にせず、農薬を散布していませんか、という分かりやすいリーフレットも作成されています。

しかし、当市においては、平成31年4月17日の市政ポストに銭淵公園の除草剤散布について苦情が寄せられています。レジャーシートを広げて子供と遊んでいたら、男性が近づいてきて、何かをまき始めたので、気になって聞いてみると、「除草剤です」と、さも当然のように答えたと言います。子供から1メートルの距離で除草剤をまくとは何を考えているのか。子育てについて市民全員が考えるようにならないと、子育てしやすいまちには絶対ならない。市が管理委託している業者には、子供がいる場合や、子供を想定した配慮を呼びかけてほしい。利用者がある部分は作業を後回しにするなど、考えてほしいというような内容でした。

これに対して、当然行うべき配慮ができておらず、不快な思いをさせてしまい大変申しわけありません。委託先には風向きに注意するなど、飛散防止に配慮するよう指導していましたが、周辺状況への配慮やマナーの遵守を徹底するよう、改めて指導しました。今後も誰でも自由に集えるスペースであることを十分に認識し、安全に配慮して常に快適で安心して利用できるよう努めます、との都市計画課からの回答でした。

この市民の声を見たとき、公園で除草剤を使用していたこと自体に驚きました。担当課の返事のように、風向きに注意し、飛散防止に配慮するだけでいいのか。機械除草等の物理的防除に最大限努めていたか。事前に周辺住民に周知したか。立入禁止の立て看板はあったか。委託先に法令遵守の指導をしていたか。多くの疑問が残りました。

本年度は保育施設の除草剤散布について、園庭全体の草が枯れて茶色になっている中で子供たちが遊ぶ光景は、その後の健康への影響を考えると心配でならない。小さい子供が遊ぶ園庭に除草剤を使うことは今までになかったことであり、除草剤に頼らず、子供の安全を第一にすべきではないか、という市民の声が届きました。本当に同感です。

私はこの保育園だけでなく、いくつかの保育園と小学校の現状を確認したり、子育て支援課や学校関係者から話を聞きました。その中で大規模改修工事中の下長崎保育園以外の公立保育園では、お盆休み前後に1回除草剤散布を行ったことと、それ以外の私立や公設民営の保育施設では除草剤を使っていないこと、小中学校では全部の学校のグラウンドで2～5回散布したほかに、校舎周辺、池、畑周辺、歩道、駐車場、学童保育周辺まで、学校敷地内の広範囲に除草剤が使用されていることが分かりました。

使用した除草剤はどちらもラウンドアップマックスロードでした。草が伸びる夏の炎天下の中でも広大な施設を管理する難しさは理解できますし、雑草駆除に苦勞されている多くの

保育士や学校用務員、子育て支援課職員の努力には感謝の気持ちでいっぱいです。だからこそ作業効率より、農薬散布をする作業者も含めて、安全が最優先されるべきだと思います。

公園で子供を遊ばせながら健康被害を心配し、荷物をまとめて帰った保護者はリスク管理意識が高いと言えるでしょうし、除草剤散布を続けた作業者は慣れた作業だから安全だという固定観念があったのではないかと思います。公園も保育施設も小中学校も、ほとんどが住宅地に隣接しています。市民の声を重く受け止め、環境保全に努め、市民の健康を守るという危機管理意識が重要と考え、次の3点について伺います。

(1) 学校、保育所、病院、公園等の公共施設での除草剤散布状況と、管理マニュアルに沿った安全対策の周知徹底は十分か。

(2) グリホサート系除草剤は人体だけでなく、動植物や環境への影響も懸念されています。世界各国では使用者ががんを発症したとして訴訟を起こしたり、蜂蜜や大豆等に成分が残留する問題、蜜蜂の大量死などへの影響を指摘する声もあります。世界では使用禁止の動きもある中で、日本ではどこでも誰でも購入できる身近な除草剤です。グリホサートを主成分としたラウンドアップマックスロードの安全使用上の注意には、農薬用マスクや手袋、長ズボン、長袖作業着を着用し、作業後は手足、顔などを石鹸でよく洗い、うがいをして目も洗うこと。少なくとも散布当日は人もペットも立ち入らないこと。河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意が必要と書かれています。

今は安全だといって販売、使用されていても、何年か後には危険だという研究結果が出て、規制されるかもしれません。私たちが子供の頃使われていた農薬も被害が出たり、毒性が明らかになってから販売中止になってきたのが今までの歴史です。市は積極的に情報を収集することが重要であり、その上で市民の不安にどう対応していくのか伺います。

(3) 平成30年6月15日に農薬取締法の一部を改正する法律が公布され、平成15年農林水産省・環境省令第5号、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令も、農薬使用者や動植物に対する影響評価等が充実されて、今年、令和2年4月1日施行になりました。そういった国の流れもあってか、近年は北九州市や岐阜市、藤沢市などの市議会でも一般質問で取り上げられ、全国的に学校等の公共施設での除草剤散布に関心が高くなっています。

いくつかの自治体を調べてみると、練馬区も東久留米市も全く使っていませんでした。お隣の魚沼市は平成30年9月議会の一般質問で取り上げられ、その後の委員会でも別の議員から子供たちが活動する場所に除草剤を使用するのは納得できないという質疑があり、令和元年度から原則禁止にして、草刈り等を業者に作業委託しているそうです。やむを得ず使用するときは、許可申請を提出してもらっているとのこと。万が一に備えてリスクを回避する、予防原則という考え方も重要ですので、当市においても除草剤に代わる手立てを検討しているか伺います。

演壇からは以上といたします。

○議 長 田中せつ子君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市長　それでは、田中議員のご質問に答えてまいります。

1 公共施設における除草剤使用について

公共施設における除草剤の使用についてです。まず1点目は、学校、保育園、そして病院、公園等の公共施設への散布の状況。それから管理マニュアルに沿った安全対策の周知徹底は十分かということであります。公共施設における敷地の除草は、施設的环境や状況に配慮しながら草刈り機と除草剤を使い分けて、あるいは併用して行っているところであります。今ほどお話にありました市民の声。これは毎日たくさん寄せられるのですけれども、この中のこともよく記憶をしています。やはりこういうことがあってしまったかということがあったわけでありますが、それも踏まえて、各公共施設における状況についてを先に少し述べます。ご質問の内容に沿ってまいります。

学校では春の運動会前と夏休み前に、秋は雑草の状況を見た中で、年に3回程度の除草剤の散布を行っているということであります。学校での除草剤の散布に当たっては、教頭先生に事前連絡をした上で、風のない晴れた日の午前中などに行き、散布後は児童または生徒が散布場所に立ち入らないように対策を取り、実施をしているということでございます。

保育園では通常は草刈り機による除草を行い、除草剤の散布は極力行わないこととしています。今年度においては、雑草等が異常に生い茂ったところがありまして、やむを得ず除草剤の散布を1回行ったところであります。これは除草剤の散布の事前の告知を行い、薬剤散布当日から3日間立入禁止の措置をしたという報告であります。

病院につきましては、大和病院、市民病院ともに除草剤の使用はしておりません。除草が必要な場所は、病院については草刈り機により対応しているということでございます。

公園であります。これはちょっと分かれるのですけれども、農林課所管の公園は、除草剤の散布ではなく、草刈り機で対応しています。都市計画課所管の公園、これについては基本的には草刈り機による対応を行っていますが、一部芝生の箇所があります。これにつきましては、除草剤の散布で対応しているところがあります。芝生については、機械除草を続けることにより、雑草の勢力が増してしまい、やがて芝生がなくなってしまうということから、やむを得ず行っているもので、散布後に短時間で土壌分解する安全性の高い除草剤——議員はこのことを指摘されているわけですが、ラウンドアップマックスロードを適切な使用方法により散布を行っているということでございます。

いずれの施設においても農林水産省、そして環境省の各マニュアルに沿いまして、薬剤の使用法を守って使っており、安全対策にも十分配慮した上で適切に使用しているということでございます。しかしながら先ほどの指摘があります。そういうことがあってはならないと思っておりますし、あれは市長名で全て返しているかと思っておりますが、おわびを申し上げたところでもあります。こういったことに十分注意してやっていきたいと考えております。

当然、学校環境衛生管理マニュアル、そして2019年度農薬危害防止運動の実施については、教育委員会より各学校へ通知をし、そして実際に除草剤を使用する校務員の皆さんへの指導を行っているということでございます。

2つ目のグリホサート系の除草剤は人体だけでなく、動植物と影響が懸念されていると。積極的に情報収集をして、市民の不安にどう対応していくかということでもあります。

公共施設の除草にはグリホサート系の除草剤、先ほど申し上げましたラウンドアップマックスロードを使用することがあります。この除草剤はもちろん農薬取締法の登録農薬、除草剤として登録されている、また市販をされているものであります。除草作業を行うに当たっては、国の規制に抵触するような農薬を使用することは全くありません。また、散布の際は使用方法、これは使用回数、使用量、そして使用濃度を、当然であります、これらの遵守、そして使用上の注意事項を守って使用しているところでありまして、施設によっては除草剤の散布を極力控え、草刈り作業による除草と併せて行っています。

ご指摘のグリホサート系の除草剤については、世界中といたらい

いでしょうか、いろいろな情報が流れていることも分かっております。私はごみ処理施設のときにもこのことをよく引き合いに出されて、そういうことで安全の基準がとかいろいろ話がありました。何を言いたいかというと、市長は、今、ダイオキシンはほぼゼロに近い状態で封じ込めができていますので安全ということをお話した場合に、必ずこのことを持ち出して話していた市民の方が数名おられました。こういう議論があるということも、私も農家の一人でありますので、十分分かっております。しかし、個人の問題は別として、これらに十分に留意をしながら適切な使用をしていかないと、高温多湿の、そして非常に雑草との闘いというふうに、農業をやっているといつも思われます。こういう中では現在のところ併用、もしくはなるべく草刈り機でやっているという形を取っておりますので、ご理解をいただきたい。

3つ目の問題であります。草刈り等を業者委託する市もある。原則全面禁止をして、そして除草剤に代わる手立てを検討しているかということでもあります。今ほど申し上げました、いろいろな形を取って当市は行っています。草刈り作業は直営によるほか——これは結構やっているのです。そして、業者委託も行っているところでもあります。草刈り作業では不十分な場所については、雑草を根からどうしても枯らしてしまわなければいけないというときに、除草剤を使用しているということも事実であります。極力、除草剤の使用は控えたいと、当然考えております。繰り返しになりますが、現段階では両方を併用したいと考えている。これが現場からの声でございます。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 公共施設における除草剤使用について

草刈りと除草剤散布を併用しているということでもあります。ただ、銭淵公園では結局そこを利用している方がいるすぐそばで散布がされてしまったということがあったわけなので、その後、こういった市民の声を受けて、公園の管理のほうは立入禁止にするなり、そういう具体的な改善がなされているのか、そこを伺います。

○議 長 市長。

○市長 1 公共施設における除草剤使用について

まずはその訴えがあったことが事実だとすると——見ていたわけではありませんので分かりませんが、事実だと思うのです。それがあったということになると、デリカシーの問題とか、そういうことを普通しますか。自分の子供がいる先で除草剤をまかれていれば、私でも言うと思います。当たり前のことでありまして、これはその人の、やった任の勉強不足を超える、甚だ悪い事例だったと私は思います。

しかし、これをもって全てそうだとも言い切れないとも思っておりまして、この件につきましては私が現場を見ているわけではございませんが、報告も受けていますけれども、担当する部、課のほうから話をしてもらいます。脇でまくなどということがあってはなりません。それは当然のことではありますが、それが全てであるのか、その後の対応はどうしているかということについては、お聞き取りをいただきたいと思っております。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 1 公共施設における除草剤使用について

ご指摘のありました市民の声については、深く反省をしているところです。その後の作業につきましては、特にお客様のいるところでは、当然、やりませんし、適切な気候の条件下で最小限の対応をしておりますので、そういったことを委託している方にも徹底をしているところです。引き続き、適切な管理に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 公共施設における除草剤使用について

当然、こういった話が出たわけですので、改善はされているとは思いますが、除草剤をまいている作業をしているときも、公園を利用できたということも不思議ではないのです。今ほどのお話ですと、芝生のところにまいていたと。芝生は使うという答弁でしたので、でしたらそこには入られないように、きちんとその後は対策が取られているのか。そういったところの確認はされているのか、再度お願いします。

○議長 長 市長。

○市長 1 公共施設における除草剤使用について

これにつきましても、担当する部長もしくは課長に答えさせます。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 1 公共施設における除草剤使用について

公園につきましては、規模にもよりますけれども、非常に広い公園もあります。その公園全てを立入禁止という条件を満たせない場合も若干あるかもしれませんが、散布する区域が全ての区域ではございません。限られた区域での散布となりますので、そういった部分については人が立ち入らないような措置を取りながら作業を実施しております。引き続き細心の注意を払いながら、最低限の作業を実施したいと考えております。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 公共施設における除草剤使用について

こういった公共施設については、作業委託をする場合においても、委託先について、委託した側がきちんと指導しなければならないと書かれているわけです。ですので、その指導をするのには、その指導のとおりに行っているのかどうかという確認が重要になってくると思います。

広いところを全部は確認ができないということですが、そういったことをきちんと徹底する。この市民の声には委託先がどこであったかも書かれているわけです。その人個人の問題、そのときの、たまたまその人が、とはなかなか考えにくいと思います。委託先にこういった資格を持ったり、研修をしてもらいたいということも、規定の中にはあるわけですので、それを踏まえた指導をしていらっしゃるのかどうか、再度お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 公共施設における除草剤使用について

このことにつきましても、担当の部長もしくは課長に答えてもらいます。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 1 公共施設における除草剤使用について

公園のかなり大規模な河川公園等になりますと、立入禁止措置は部長が言ったように非常に難しいのですが、小規模なところにつきましては、本年度も除草剤散布中というような立て看板といいますか、そういうものを立てたところもございますが、それが必ずしも徹底されているというところが全て確認できておりませんので、今後はそういう作業中においては作業中という看板を立てるなど、周知に努めて、適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 公共施設における除草剤使用について

次に保育園関係ですが、保育園のほうも市民の声が届いているわけです。これが今年度なわけですが。これで調べてみますと、公立保育園以外は除草剤を使っていないということで、担当課のほうでもそういう事情もきちんと把握されているということでした。公立保育園以外が除草剤を使わずに園庭の管理等ができてるのはどういう理由かと考えていらっしゃるのか伺います。

○議 長 市長。

○市 長 1 公共施設における除草剤使用について

個別になってくると一般質問の域を超えるかなとは思いますが、それはそれとして、担当の部長もしくは課長に答えてもらいます。委員会でやってもらいたいような内容……。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 公共施設における除草剤使用について

保育園につきまして、通常ですと、公立の保育園のほうでも草刈りを優先して行っている

ところですが、今年は特に非常に生い茂ったということで、使用いたしました。公立保育園と公設民営のところでは方法が違うのではないかとご指摘の部分でございますけれども、今、公立保育園のほうにつきましては、直営という形でありますけれども、作業員2名の会計年度任用職員のほうで当たっているものですから、非常に施設箇所も多く、対応ができなかった部分があったかと思えます。

今後、作業そのものの効率化をどうやってできるのか、草刈りで本当に対応できるのか、その辺、2人で十分なのかどうか等も検討していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 公共施設における除草剤使用について

市民の声というのは、今までずっと公立保育園で使用されていなかった除草剤が使われた。これが使われるようになったら、今後も草刈りよりも除草剤のほうが効率的で時間も短くて済むから、これをずっと使うようになるのではないかと。そういう不安があるので、こういった声になるわけです。

ですので、当然保護者の方々には除草剤散布の前に説明もされているということは分かっているのですが、ただ、今年が特別であった。滑るようなコケのようなものが生えていて、通常の草だけではなかったということで、やむを得なかった。滑ると子供も危ないので、そちらのほうの危険もあったので、特別に使ったということも担当者からは伺っています。そういうところまで、今年が特別なのだと。今後もずっと毎年使うということではないのだというようなところまで説明をしていただければ、市民の方々も気持ち的に納得できる場所も、理解できる場所もあるかと思えます。そういう点については、どういうふうに考えていらっしゃるのか伺います。

○議 長 市長。

○市 長 1 公共施設における除草剤使用について

今年ほどコケが生えたことはなかったです。私も庭をやっているときに本当にそう思いました。コケが繁茂して、今年が異常だったと思います。これにつきましても除草剤は使いたくないという気持ちは誰でも同じ、なるべく使いたくないという同じ気持ちだと思いますが、担当の部長もしくは課長に答えさせます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 公共施設における除草剤使用について

今ほど議員のほうからお話がありましたし、また答弁の中でもありましたけれども、私どものほうも可能な限り除草剤でなく、草刈り作業を優先したいと考えております。状況によりまして、特別の場合に限って除草剤を使用するというふうな方向で考えておりますが、毎年毎年、先ほどもお話があったとおり草の種類によってやむを得ないという場合もあるかと思えますので、その辺につきましては、使用する必要があるときは周知をして、適切な管

理方法の下で行いたいと思っております。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 公共施設における除草剤使用について

次に小学校のほうですけれども、六日町小学校のグラウンドは本当に広いです。北辰小学校と六日町小学校については、軽トラックの後ろに除草剤散布の道具を積んで、除草剤を散布しているという方法についても伺ってはいるのです。そうしますと、いくら風がないときにとっても、飛散する可能性というのは、飛散低減ノズルというものとは違いますので、かなりリスクは高いかとも思います。

六日町小学校の周りには野の百合こども園があります。そのすぐ隣に学童保育もあります。野の百合こども園さんは除草剤を使っていないわけです。せっかく公立でない保育園については、今年も除草剤を使わずに、一生懸命、事前のうちに対応して管理をしている中で、お隣の小学校では大規模にまいているということになりますと、周辺住民もちろんそうですし、こういった保育園、学童、小学校の敷地外のところにも事前に十分な時間的余裕を持って周知をされたのかどうかについて再度伺います。

○議 長 市長。

○市 長 1 公共施設における除草剤使用について

このことにつきまして、私に分からなくて答弁はちょっとできかねますので、担当の部長か課長に答えさせます。一般質問なので、私との答弁になるべくするように、そういう角度からやってもらいたいと、私は希望します。

○議 長 教育部長。

○教育部長 1 公共施設における除草剤使用について

ご質問のあった六日町小学校周辺には保育園、学童などがあるが、そこに周知をしたかという点については、現在、把握をしておりません。ただ、何度も申し上げておりますけれども、基本は機械除草、校務員さんによる直営の機械除草の中で、できないところを除草剤に頼っているというところがございます。また、子供たちに影響がないように、本当に晴れた日、限定的にやって、立ち入らないようにしているという努力はしているということをご理解いただきたいと思います。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 公共施設における除草剤使用について

こういったことも一般質問で取り上げて、きちんと調べて答弁をいただかないと、市民の方々も分かりませんので。国のほうのいろいろな法令、省令というものは大変分厚いので、それを市民の方々も全部知っているということは、なかなか難しいことだと思います。そういった意味でも確認をさせていただいています。

学校関係も本当に数多く、回数多く使われています。

環境省のリーフレットのほうには、農薬の飛散防止に最大限の配慮をしましよと、心がけましようというふうに大きい文字で書いてありまして（リーフレットを示す）、こういうリ

ーフレットがあるのです。特に近くに学校、通学路がある場合は、子供に影響の出ないよう注意しましょう——当然のことですけれども——とあるわけです。学校については、それは学校の保護者、関係者の方々には事前にお知らせをしてあるとは思いますが、通学路ということになりますと、うちの前も通学路ですし、大変広範囲になります。そうしますと、学校のほうで事前にお知らせをするというだけでは、なかなか徹底が難しいのではないかと、協力を得るのは難しいのではないかと思います。行政区とか地域のほうの方々にも協力をしていただかないと、そこまで注意しなければならないのだということを徹底することは難しいのではないかと思いますけれども、通学路について、どういうふうに周知をされるのかを伺います。

〔「質問していいですか」と叫ぶ者あり〕

○議 長 はい、どうぞ。

○市 長 1 公共施設における除草剤使用について

質問させてもらいます。

私が、今、理解できなかつた。通学路の除草ということですか……（「はい、除草剤」と叫ぶ者あり）通学路の除草を我々はやっている……。

ちょっと答えにくい。今は質問なのでどうぞ。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 公共施設における除草剤使用について

質問についてですけれども、道路は国道、県道、市道、いろいろありますので、基本的に通学路については、歩道のところを歩いているにしても、その管理についてはそれぞれ担当が違うわけです。そうすると、そこに除草剤を使うのにはいろいろな手続があるのだ、立ち入らないようにしてくれというようなことも徹底するのはとても難しいことだと思います。その中で子供たちを守るにはどうすればいいのかということになりますと、地域の方々があまりに見かねてやっているところもあるのです。ですので、そういう地域の方の協力をどう得るといふふうに考えているのかを伺いたいのです。

○議 長 市長。

○市 長 1 公共施設における除草剤使用について

議員も一生懸命除草されているのをよくアップされたりしていますが、大変すばらしいことだと思います。自分の近くは私もやったりしていますが。これは道路管理者の感覚、そこまで広げて果たして全部ができるのか。いろいろなところから通達や通知を役所からもらいますが、現場が全部をできるのかという、本当にそういう思いがします。基本的なところはいいのですけれども、全部詳細を伝えていかなければならないなどということになったら、どうやってやるのだろうかというのがありますが、これは道理管理者の建設部のほうから答えてもらいます。

○議 長 建設部長。

○建設部長 1 公共施設における除草剤使用について

道路関係につきましては、除草剤を散布する例というのはあまりありませんが、ただ、農地が接しているような路線ですと、農地の方が散布するような事例もあるかと思われまます。各個人がされる作業については、なかなか事前に周知をするとか、広く知らしめてからやるというのは、ちょっと不可能に近いかと思いますので、その部分では対応できないのかなというふうな感触を得ています。答弁が不十分ですが、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 公共施設における除草剤使用について

区長会とか、そういったところに添付するなりというようなことも考えられるのかと思いましたが、確認をいたしました。

次に(2)番の安全性ということについては、国が農薬として認可をしていて、毒物でも何でもないとなっていて、誰でも購入もできる、使用もできるということになっていますので、その使用の手順をきちんと守って使うということについて、安全なのだ、いや危険なのだという議論をここでしても始まらないとは思っています。

ただ、今ほどの環境省のリーフレットですけれども、これについて熊本市は、市のホームページにこのリーフレットをつけているのです。これは文字も大きいですし、カラーですし、ほかの省令のものは物すごく枚数が多いのです。ですので、そちらは分かりにくいですが、こういったリーフレットであれば、とても市民の方も分かりやすい。自分が使うときにもこういうふうにしなくてはいけないのだということは、とても分かりやすいと思うのです。ほかの市ではこういったことをやっていますけれども、市民に向けての広報というようなことについてはお考えがありますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 公共施設における除草剤使用について

今、熊本市さんと言われましたね。全国には1,800近い自治体があるわけでありまますので、その全てではないと思いますが、いろいろな思いを持っている首長さんや、担当している人たちの強い気持ちがあるところはあるでしょう。全部載せるかとか、それを載せるかどうかは分かりませんが、除草剤の問題は、私個人としてはいろいろな思いもありますが、市長として全部に使うなどということはなかなか言えるわけはありませんから、この辺についてはやはり適度な、そして仕様をきちんと守ることとか、安全性の議論をしても、これは少し噛み合わないと思います。

しかし、現在ある中で、それをいっぱい使い過ぎたりとか、使用方法を間違うと、危険なものだという周知については、我々がやはり発信する必要があると、今、お聞きして思いますので、この辺は十分検討させていただきたいと思います。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 公共施設における除草剤使用について

最後です。大項目のほうの最後ですけれども、草刈り作業については業者委託も今、しているということも伺ったのですけれども、保育施設とかいろいろな場所についても、もう全

体的にある程度予算をつければ、業者の方々の協力を得るということは可能であろうと思います。

今、今年度の補正予算に学校の除菌作業の手数料 78 万 1,000 円が載っています。これは追加の分だけですけれども、雑草の処理については一年中ではありませんので、ある程度、保育施設についても、公園についても、市民会館とかいろいろなところもありますので、全体的にある程度の予算を取れば対応できるのではないかと思います。その点については、もう少し委託する幅を広げようとかというようなお考えがあるかどうか、再度お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 公共施設における除草剤使用について

ちょっとここで結論を出すには、ここでぱっと言えなくて申し訳ないのですが、今回の新型コロナウイルス感染症対策による緊急雇用を行った。この中で、私はある種またいろいろ考え方を変えてもいいと思ったのは、熊対策までやってくれたということです。新型コロナウイルス感染症対策で 33 人の緊急雇用をやりました。新潟県では初、恐らく全国でも初だったのですが、新潟市が雇用は真似をしましたが、この中で、学校の除菌作業だけではなくて、学校の補助、先生方の補助、そして図書館の整備を全部やってくれましたが、手伝ってくださいということで校務員さんたちをお雇いしました。この方々が、特に八海中学の周辺は、校務員の皆さんが、子供たちの通学のところが危ないということで、宇田沢の河川敷を草刈りまで、地元の皆さんもやってくれたのですが、やってくれた。

ある種、こういう除草というのが、熊対策にもつながったり、先ほど道の指摘がありました。すごいいい視点だと思って聞いているのは、通学路とかのやぶをなくしていく。除草剤を使ってもらっては困るのですが、今、やぶが問題になっているのは国道です。我々は毎年、国にやっているのです。こういうことも含めて、それらは景観だけの問題ではないということも発生しているので、新型コロナウイルスは、まだ残念ながら恐らく続くと思いますので、来年の雇用も視野に含めてやっていくというときに、今ほど議員からお話があった内容というのは、非常に心に留まる場所があると私は思って聞いておりますので、こういう観点もあり得るのではないかとということで、私はちょっと聞き取らせていただきました。

以上です。

○議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 公共施設における除草剤使用について

除菌作業に学校に行っているご近所の方に伺いますと、とても喜んでいました。自分の家には孫はいないけれども、学校に行って子供たちと触れ合うことがあって、とてもよかったということをおっしゃっていました。

作業委託をするだけではなくて、地域の方々は子供たちのことであれば、協力しようという気持ちは本当に皆さんお持ちだと思います。保護者に P T A の作業というようなことでは、P T A の方々、保護者の方々にだけ負担がかかりますので、地域みんなでこの日は協力できる方が集まって、草むしりや草刈りをしてもらえませんかというようなことも、今後につい

ては考えられるのではないかと思いますので、そういったことも一応、提言させていただいて、次の大項目2点目に移ります。

2 小中学校のトイレ洋式化について

小中学校のトイレ洋式化について。南魚沼市総合計画の実施計画と令和2年度予算を見ると、小中学校のトイレ洋式化は計上されていません。都道府県別小中学校の洋式トイレ率、2020年9月1日現在を見ると、新潟県は全国平均57.0%より高い59.7%で、全国11位となっています。当市では校舎内のトイレでおおまき小学校、五十沢小学校、上田小学校、八海中学校、総合支援学校が100%であり、体育館のトイレでは城内小学校、五十沢小学校、総合支援学校が100%と、基本的に学校の統廃合に合わせたトイレ改修の結果となっています。校舎では北辰小学校30.56%、大和中学校22.22%、六日町中学校19.23%と極端に低くなっています。平均では59.0%と県平均並みではありますが、義務教育の小中学校で学習環境に差があるのは、好ましくない現状と考えます。

今は新型コロナウイルス感染症対策として、大型商業施設でもトイレの蓋を閉めてから水を流してくださいと書かれています。和式トイレではそういうわけにはいきませんので、どうしても床が汚染されやすくなります。食品製造会社では早くからトイレの洋式化が進んでいますし、各家庭や地域の集会所でも下水道へのつなぎ込みの時期に洋式化が進みました。学校の洋式化だけがなかなか進んでいません。健康面からも、特に女子トイレにはウォシュレット付きの便座が必要です。一部の学校では地域住民の寄附で洋式化が整備されましたが、以前から市長も行政の責任において進めるべきものと発言をされています。公平に児童生徒の健康を守り、衛生環境を整えるには、早急にトイレの洋式化が必要と考えます。そこで今後の計画と進め方を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 小中学校のトイレ洋式化について

それでは、田中議員の2つ目の大項目のご質問に答えます。小中学校のトイレ洋式化についてです。洋式化につきましては、原則として国の補助事業を活用して整備すること、これを原則にしているのです。が、いろいろあります。大崎小学校につきましては、令和元年度予算を繰り越しまして、令和2年度の夏休み期間にトイレの増設、洋式化の工事を実施いたしました。2学期からは新しいトイレが利用できるようになっています。これは長年の懸案でありました。

また、来年度ですが、石打地区の小学校統合により実施をします、現在の上関小学校、統合後は石打小学校と名前が改まるかと思いますが、上関小学校の大規模改修において、トイレの洋式化の実施を予定しています。今後も国の補助事業を活用し、財源確保に努めながら準備を進めていきたいと考えています。これを超える部分が出てくるかと——いろいろな事象があるかもしれません。そして今ほどご質問の中でお話があったように、大変なご寄附もいただいて、一部整備をしている小学校、中学校等もあります。大変ありがたいわけですが、原則はやはりこれは行政がきちんとやっていくということが原則だと思っておりますけれども、

ありがたいことも受けながらでありますので、なるべく早いところ整備していきたい。

六日町中学校のご指摘もありましたので、加えて申し上げたいと思いますが、補助事業を活用してトイレの洋式化を実施する計画としております。北辰小学校と大和中学校は校舎全体の老朽化が進んでおまして、トイレ単独の補助事業ということではなく、この2つについては、大規模改修事業などと同時に実施する必要があるのではないかと考えておまして、ことトイレだけの問題に限らない。これらをいかにやっていけるかということを、今、検討も加えなければならない段階かと思っております。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 小中学校のトイレ洋式化について

大崎小学校の件は、本当にありがとうございました。地域の皆さんも本当に喜んでおります。私がここで取り上げているのは、計画的にどう進めるかということで、要望が上がってきたからとか、寄附があったからとか、そういうことではなく、市としてどういう考え方で計画的に進めていくのかというところが聞きたかったわけですので、今ほどの校舎自体が古くなっているところは大規模改修に合わせてトイレも一緒にという答弁はよく分かりました。

その辺が市民の方々にもこの先についても分かりやすいと、やはり一番理解していただけたと思うのです。一体いつまでかかるのだろうと待っていらっしゃいますので。国の補助事業を使うということは当然そのとおりでと思いますけれども、ふるさと納税も大変好調でありますので、そういったものも使って順次できるのではないかと。計画的に順次やっていけるのではないかとという声もありますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 小中学校のトイレ洋式化について

今ほどのお話の内容も全部やらないというわけではありません。いろいろ考えていかなければならないと思います。よく計画で順番をつけてやればよいではないか、それはあるのですけれども、これは後で担当課のほうに答えてもらいますが、なかなかそう簡単だけではないのです。そういうことも今、検討もしてもらっています。

全部 100%にしながら1校ずつクリアしながら前に進んでいくという考え方もあるかもしれないけれども、私どもが今、話しているのは、その中の何割かは直しながら進んでいくということで——全部順番ばかり言っていると、今いる子供たちは卒業してしまいますから。そういったことも含めて、今、検討を始めてやっているし、そういう順序の中に先ほど言ったようなところも、当然早く進めなければいけないところはもう上がってきているとお考えいただきたいと思います。担当は教育部のほうになるかと思いますが、少し答えてもらいますので、お聞き取りいただきたいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 2 小中学校のトイレ洋式化について

計画的にということですが、議員もご承知のとおり、洋式化率が低い学校という

のは、老朽化している学校というのが主になるかと思っております。その中で、やはりトイレだけということではなくて、校舎全体を大規模修繕する、または改築するというような計画性を持って進めていくべきだと考えております。

また、加えて、例えば体育館を直さなければいけないとか、そういった部分的な改修があったときには、それに加えてトイレもというような考え方も含めて進めていきたいと思っております。今年度につきましても、六日町中学校の第2体育館の床の改修を、先般の臨時議会でご承認いただいたわけですが、それに合わせて体育館のトイレの洋式化を進めていきたいというような計画でおります。そういったことも含めまして、それぞれの校舎の老朽化を見ながら進めていきたいと思っております。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 小中学校のトイレ洋式化について

分かりました。古くなっているところが随分ありますので、そういった修繕のときに、トイレのことも忘れずに一緒にやったださるという答弁をいただきました。まだまだ統廃合、また、それに準じたことが起きてくると思いますので、それを待つだけではなく、やはり計画的に考えて進めていただけることを期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議 長 以上で、田中せつ子君の一般質問を終わります。

○議 長 昼食のため、休憩といたします。再開を1時30分といたします。

[午前11時47分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後1時28分]

○議 長 1点報告いたします。阿部久夫君から家事都合のため早退、それから関常幸君から家事都合のため早退の届けが出ておりますので、報告いたします。

○議 長 一般質問を続行いたします。

○議 長 質問順位3番、議席番号9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 通告に従いまして、一般質問を始めたいと思います。

コロナ禍において市民の暮らしをどう守るか

コロナ禍において市民の暮らしをどう守るか。新型コロナウイルスの感染拡大は収まる心配がなく、我が市にも深刻な影響を与えています。経済循環への影響は甚大で、人が動いてこそその経済ということが顕著に表れたところであります。特に飲食店経営者、観光に携わる方々からは、このまま年が越せるか心配だという声が上がっていますし、あらゆる業界がコロナ不況に陥っており、不安な日々を過ごしています。市はこのようなときこそ市民に寄り添い、不安を取り除く政策を打ち出さなければなりません。コロナ禍において市民の暮らしをどう守るのか。政策を議論したいと思っております。

今回の一般質問は、1、感染症ワクチンは全市民が無償で接種できるのか。その時期、方法は。2、今後、様々な業種・業態が変化することを見据え、事業再構築に対する補助制度の創設が必要ではないか。3、国のGoToキャンペーンの延長、GoToイートの追加発行

が行われる。市は市内経済に対する景気刺激策をどう考えているか。4、経営危機に陥っている地元業者への金融支援策の充実をどう図るか。5、防災・減災の観点から国土強靱化計画として老朽化対策予算が盛り込まれている。老朽化した公営住宅の建て替え、築45年以上の公立小中学校の老朽化対策を実施するよい機会だと思うが、検討しているか。

以上、演壇での発言を終わります。

○議 長 桑原圭美君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは桑原議員のご質問に答えてまいります。

コロナ禍において市民の暮らしをどう守るか

コロナ禍において市民の暮らしをどう守るか。大変なことだと思っております。5項目ありますので、少し時間を要しますので、よろしくお願いします。

まず、1つ目の感染症ワクチンの件であります。無償で接種ができるのか。また、その時期、方法ということであります。お答えします。12月2日に改正予防接種法が国会で可決されまして、12月9日に公布、施行されたところであります。改正予防接種法では、新型コロナウイルス感染症に関するワクチン接種について臨時接種に位置づけられ、厚生労働大臣の指示の下、都道府県の協力により市町村が実施することや、接種に係る費用を全額公費負担にするとされたところであります。

接種開始の時期については、今のところ決まっておりませんが、少し後段で話をさせていただきます。実施方法につきましては、平時の定期接種同様に、住民票に記載されている居住地の医療機関等で接種を受けることが原則となります。例外として、やむを得ない事情で住民票に記載されている居住地以外に長期滞在している場合は、滞在先でも接種可能な全国共通クーポンを発行する予定となっているということでございます。

また、ワクチンの無駄や委託医療機関の負担が少なくなるよう、現在、予防接種の体制整備の検討を行っているということです。また、ワクチンの種類によっては、よく言われている大変低温な保管方法の必要があるということから、集団接種などをしなければならないのではないかと想定も考えられているということでもあります。保管方法が極めて大変だということもございます。いずれの場合においても、国・県からの情報が確認でき次第、当地域の医師会の皆さんと協議を行いながら、迅速に対応できるよう進めてまいりたいと考えております。

その後のことではありますが、12月18日、ついこの間のことですが、厚生労働省から自治体向けのオンライン説明会がございまして、ワクチン接種の工程が示されました。これによりますと、原則、住民票のある場所で2回の接種。都道府県ごとに医療機関に対してワクチンの割当てが国から行われる。重症化リスクの大きさなどを踏まえまして、まず、医療従事者の皆さん等への接種を第一、次に高齢者、次に高齢者以外で基礎疾患を有する方、高齢者施設等への従事者の接種をまずはできるようにするというところから、その後、それ以外の方々に対し、ワクチンの供給量などを踏まえて、順次、接種できるようにすると

ということでございます。高齢者分のワクチン接種のクーポン券が3月に発送されるよう準備をする必要があると、国は示しております。国の説明会を継続していくということでございます。そういう状況であります。

体制構築のスピードが求められているということで、全庁的に任用職員も増やして取り組む必要も出てくるのではないかと考えておりました、これらの準備を、ということですので、情報を確認しながら、繰り返しになりますが、迅速に対応していく必要があると考えております。

次に2つ目のご質問の、今後の業種、業態が変化することを見据える。ポストコロナ禍ということになるのでしょうか。そういう事業再構築に対する補助制度の創設が必要ではないかというご質問ですが、議員のお話のとおり、長引く新型コロナウイルス感染症の拡大によって、市民生活、また経済活動に深刻な影響は出ております。

このような事態から、政府は12月8日に新たな経済対策を閣議決定したということです。この経済対策の概要に少し触れると、新型コロナウイルス対策感染拡大防止と、そして社会経済活動の両立を図りながら、いわゆるポストコロナ——社会にこれがいろいろな形で定着するまでの期間をいうのでしょうか——こういうポストコロナ社会を見据えて、社会経済の構造転換、そして経済成長の好循環を実現することが狙いではないかと考えています。

この経済対策の1つとして、新型コロナウイルス感染症の影響下で経済社会の変化に対応しようと、新規事業への進出、また事業転換、業態や業種の転換、または事業再編、これらに取り組む中小企業の設備投資費用などについて、最大1億円を補助するという事業再構築補助金の創設が盛り込まれています。例えばであります、近い例でいうと、売上げが減少した飲食店などが宅配やテイクアウト専門等の業種変換に切り替えるとか、そういう取組など、ポストコロナの新しい時代に沿った業態の変化を促す取組などが想定されていくと考えています。

現時点ではまだそれらの要件とか、それから制度の概要が不明な状況とも思っております、今後もこれらの動向に注視をしてみたいと考えております。このため、同じような市独自の補助制度の創設、議員が求められていることにつきましては、そういうふうに様々な変化があるだろうということを当然、思いながら、しかし、市民や利用者の混乱を我々だけが先に出してもいけないというところもあり、この辺は本当に先が見えない中ではありますが、注意をし、当然、国県の動向も含めながら、慎重に判断してみたいと考えております。必ずそういうふうになっていくのではないかと認識もしております。

3つ目の、国のG o T oキャンペーンの延長です。そしてG o T oイートの追加発行が行われます。市内経済に対する景気刺激策についてであります。大きなテーマであります。市では12月31日を利用期限としているプレミアム付き飲食・宿泊券事業のほか、12月1日からはご存じのとおり、市内の宿泊施設で利用できる雪恋プレミアム旅行券の発行を行いました。現在、この新型コロナウイルス感染症の影響により冷え込むことが予想されている、冬期間の市外からの誘客に努めているところであります。

国においても並行して、現在、GoToトラベルキャンペーン、GoToイートが行われていますが、特に大都市圏での新型コロナウイルス感染症の拡大、第3波、最近は大阪等では第4波と言いはじめていますが、12月14日に政府から発表されましたように、一時停止、または期間延長をせざるを得ない状況になっているかと思えます。このため、市の雪恋プレミアム旅行券の発行についても、大都市圏での感染拡大により、販売が順調に進まない状況となっております。

前から言っているように、市長も自らいろいろな関係先、首都圏等々に行って、売り込みをやっていきたいと何度も申し上げていますが、今はなかなかできる状況にないということでございます。11月末現在の話ですが、963泊分です。これは全体の発行額を考えている1万5,000冊から見ますと、わずか6.4%。150施設が参加しているという、大がかりな対策キャンペーンですけれども、このような状況となっております。今日はもう朝から、いろいろなキャンセルについてどう考えるのだという問合せが、私のところには二、三件寄せられています。要するに国と連動して、止まった場合にはどうなるのだとか、様々なことが言われ始めました。

今後も景気刺激策は必ず実施すべきと考えていますし、したいと思っておりますが、市内外を含めた社会状況、実施の時期、これらをよく見定めながら進めなければならないと考えております。状況が急に変わってしまって、事業効果が薄れるとか、いろいろなことを想定しなければいけないと思えます。正解がない中で進まなければいけないという状況かと思っております。慎重に対応してまいりたい。

4つ目のところであります。金融支援策の充実を図れ。図れと言われているのだと思えますが、どう図るかということでもあります。南魚沼市では事業者の資金繰り対策の強化として、南魚沼市新型コロナウイルス感染症経営支援資金を創設しておりまして、この制度による融資や県セーフティーネット資金などへの信用保証料補給を実施しております。

国では12月9日に緊急経済対策として実施されている、民間金融機関での実質無利子、これは3年間無担保、据置き最大5年、信用保証料減免の借入れについて、3月31日まで申込期限を延長することを発表しました。このほか、新潟県においても9月以降も売上げが減少している中小企業に対しまして、4年目の利子相当額へ事業継続応援金の支給が実施され、現在、さらなる資金繰りの支援強化がなされています。

このような状況でありまして、国・県を上回る制度を市独自でできるかということ、少しそういうことはなかなか難しい。現在、金融政策としては、かなりのことが施されていると思えます。ただ、問題は当地で起きているのは、借りられるのですが、先が不安過ぎて借りられないという声が私にはたくさん寄せられているかと思っております。特に飲食店や遊行施設等の経営者からは、この間もそういう言葉がありまして、市長室で泣いて訴えておられましたけれども、そういう状況が生まれている。しかし、金融政策的にはいろいろなことを進めている。しかし、これで果たして救えるのかということの問題意識を、私としては市長職として持っているところです。金融政策の市独自でのこれ以上の拡充については、現在のもの

を継続していくと。期間とかそういうことの拡充はあるかもしれませんが、現在はそういう状況ではないかと私は判断をさせていただいております。

5つ目のところであります。国土強靱化計画として老朽化対策予算が盛り込まれているので、公営住宅の建て替えとか、築45年以上の公立小中学校のことを今やるにはいい機会だと思うが、ということでもあります。まず、老朽化した公営住宅について申し上げます。昭和40年代に建設された公営住宅につきましては、老朽化が著しく、入居者も少なくなっているという状況があります。現在、全戸が空き室となった段階で順次、除却を進めているという状況です。今年度も市営、市有の合計26戸の住宅を用途廃止しまして、解体工事を実施しました。

また、近年では人口減少や世帯数の頭打ちなどを背景にしまして、入居申込みは減少傾向にあります。このため、現在、市では常時30戸程度の入居可能な空き室、空き家がある状況でありまして、除却対象としている住宅の入居者の方については、こうした空き室、または空き家などへの移転を協議しながら進めているところであります。現状においては入居可能な、空いているところが一定数あるということから、その活用を図りつつ、除却によって老朽化住宅の削減をまず進めているところ。そして、なかなかこういうところは国土強靱化計画の対象とはならないということをご理解いただきたいと思っております。

ただしですが、おおむね10年くらいの間には昭和50年代の前半から半ばにかけて建設された鉄筋コンクリート造りの住宅、7棟で116戸ございますが、これらが築50年前後を迎えます。このため、現在進めている公営住宅長寿命化計画の改定作業においては、市が今、進めている公共施設等総合管理計画による施設の削減目標を踏まえた整理・統廃合を前提としつつですが、国の交付金を活用した大規模な改修による長寿命化や整理・統廃合に伴う建て替え事業等につきまして、現在、検討しているところでありますので、よろしく願いいたします。

次に小中学校のことを申し述べて終わりにいたします。国が示した総合経済対策においては、学校施設等に係る老朽化対策が示されておりまして、文部科学省からも通知が届いています。この通知の内容ですが、今後、事業計画の追加調査を実施する予定とありましたが、対象事業範囲などは現段階では不明であります。今後の情報を我々としてはきちんとつかみながら、前倒し可能な対象事業があれば、積極的に活用を検討してまいりたいと考えております。

午前中の質問にもありましたようなトイレの改修等にも絡むことにも少し言及をさせていただいていますが、市内の大変老朽化が進んでいる学校関係の順位づけは、既に明らかであると思っておりますので、これらを実施できるかどうかにつきましては、今ほど申し上げましたように、前倒しも含めて十分検討を加えてまいりたいと考えています。

以上です。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 コロナ禍において市民の暮らしをどう守るか

非常に分かりやすい答弁をいただきまして、ありがとうございます。では1問目からいきますけれども、ワクチンの件。市外に住民票がある方は今回の質問の範囲にはしませんが、順位的には医療機関に従事される方、高齢者、基礎疾患の方、高齢者施設にお勤めの方からいくということであります。また、全額公費ということも確認ができました。その中で、全庁的に取り組む必要があるので、人員配置等がまた変わってくるかもしれませんが、そこら辺の体制をこれから考えるのだというふうに思いました。

接種に関する不安がある方、特に過去に日本ではワクチンの被害も出ているわけで、ワクチンの健康被害に対する考え方、救済はされるのか。また、接種の方法の周知、同意はどのように取るのか、どのように考えているのかお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 コロナ禍において市民の暮らしをどう守るか

この件につきましては、担当の部、または課のほうから答えてもらいます。まだそこまでできているかどうか、ちょっと答えさせます。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 コロナ禍において市民の暮らしをどう守るか

ご案内のように、予防接種法の対象のワクチンにつきましては、国の健康被害等、制度の中で見るようになっておりまして、そこは心配ないと思っています。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 コロナ禍において市民の暮らしをどう守るか

健康被害は救済されるというふうに今、確認しました。接種に関する相談窓口を市役所の中に設置したほうがいいのではないかと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 コロナ禍において市民の暮らしをどう守るか

この点につきましても、担当のほうから答えさせます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 コロナ禍において市民の暮らしをどう守るか

今ほどの相談の関係でございます。今後、接種の具体的な方法ですとか、そういったものが示されていった段階では、現時点では保健課のほうで基本的な相談の窓口の対応をしていきたいと考えております。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 コロナ禍において市民の暮らしをどう守るか

分かりました。次に接種に関して、医療機関との契約等が必要になるかと思うのです。先ほどもいくつか答弁があつて、分かった部分があつたのでそこは質問しませんが、病院で接種するのか。集団接種という言葉がさっきありましたので、それは病院がふさわしいのか。また、高齢者を先にとりという点もありますし、高齢者で移動できない方への配慮として在宅の接種を検討するとか、そういったところは今、考えておられますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 コロナ禍において市民の暮らしをどう守るか

これからになると思いますが、担当のほうに答えてもらいます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 コロナ禍において市民の暮らしをどう守るか

接種の方法でございますが、今、政府のほうでワクチンとして3種類のワクチンを契約しているかと思えます。それぞれの保存方法とかが3種類とも違っております。あと、接種をしたときの接種履歴等も整理していくという状況がありますので、今後、接種の方法も含めまして、具体的なものが示されてきた段階で検討が必要になってくるものと思っております。今の段階で具体的なところの方法までは検討が進んでおりません。

以上です。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 コロナ禍において市民の暮らしをどう守るか

現在のインフルエンザにおける予防接種も、特別養護老人ホーム等は医療機関ではないのですけれども、予防接種の制度の範囲の中で、実際、現場で打つことを、そこにいる方の利便性とか、お体の状態を考えて、そういう運用になっております。当然、そういうふうな形で、受ける側が不利益とか不便にならないような形がなされると思えますけれども、今、福祉保健部長が答弁しましたように、十分その点は県とよく協議してまいりたいと思っております。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 コロナ禍において市民の暮らしをどう守るか

予防接種の件は分かりました。次、2番に移ります。アフターコロナの時代を見据えて、これまでの業態が変化することは、国も市長のほうも十分予想をされているということが分かりました。国の事業再構築というところで1億円という話がありましたが、要件がまだ不明ですので、国の動きを待つということになるかと思えます。

私も既存事業の業種転換等が今後、市内でも動きがあるのかなと予想してしまして、それによって市の経済構造の転換、そして好循環を生む可能性が今後、生まれるのであれば、積極的に市も支援していただければと思うのですが、松井人材育成基金というのがこの前創設されました。こういったものを弾力的に活用して、成長性とか公共性などが担保される事業であれば、そういった支援の枠を拡大することは検討できるかどうかをお聞きしたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 コロナ禍において市民の暮らしをどう守るか

まさにこのポストコロナに非常に合ってくる内容、そういう起こすほうの業をやろうとか、例えばそういうことにチャレンジしていこうということについて、全てこれを対象にできる制度だと私は考えています。そういう答弁も前にもあったかと思えますが、幅の広い、この

市におけるいろいろな業態の新しい在り方とか、そういったことにチャレンジしていこう、生み出していこうという、そういう理念に燃えた制度だと思っていますので、十分検討していったり、そういう人たちに出てきてもらいたいという思いであります。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 コロナ禍において市民の暮らしをどう守るか

今の部分は非常に期待しておりますので、よろしく願いいたします。

3番に移ります。これも日々状況が動いているような気がしますが、国のG o T oキャンペーンとG o T oイートですけれども、これが追加とか延長になるのですが、市内の景気はどうかということを考えなくてはなりません。先ほど市長の答弁からも、雪恋プレミアム旅行券というふうに始まったのが少し停滞をしているということで、国が自粛を求めるというニュースがある影響かとは思いますが、やはりG o T oキャンペーンというのが、経済の向上には広義の意味では、経済的にはつながっていて株価も上昇している。

一方で個人事業主さんはお客さんが遠のいているということで、やはり実態経済と少し開きがあるように思えます。そのプレミアム付き飲食・宿泊券なども期間を区切って効果を求めているわけですけれども、やはりコロナ禍で経済と安全安心を両立させるのは非常に難しいかなと思うのですが、市の景気刺激策をさらに住民の皆様に周知していただいて、買っていただくような方策を今後とも考えているかどうかをお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 コロナ禍において市民の暮らしをどう守るか

なかなか状況が状況でありますので、先ほど答弁申し上げたとおり、やはりやる時期、内容、これらについては十分検討が必要ではないか。いろいろ課題になりました、プレミアム付き飲食・宿泊券のときの状況と、また内容は実はいろいろな形が変わってきていると私は思います。これらの中でどういうことができるかということでもあります。

あと、景気刺激策だけで足りるのかという問題も、今、庁内では——私からですけれども、検討をいろいろ考えてみようということ始めています。景気刺激策だけでいけるのかなという状況です。加えて景気刺激策としては、時期の問題があると申し上げましたが、前からお話をしているとおり、当然、議会の皆さんと一緒に決めていかなければいけないことですけれども、経済団体等ともお諮りして、今言われているような新型コロナウイルス感染症の第3波、第4波、こういったことが開けた後、例えばワクチンの配布がいっぱいきちんとなってきて、明るい兆しが見えてきたという段階には、V字回復的な刺激策、こういったことも用意しなければいけないのではないかと。様々に皆さんと一緒に知恵を出し合って考えてまいりたいと思っています。そういったことも準備を始めなければならないと思います。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 コロナ禍において市民の暮らしをどう守るか

市から出ている資料ですけれども、サービス業従事者が6,900人、卸・小売・飲食・宿泊が8,200人ということで、労働人口の半分くらいが影響する、直接関わる、そこに使える券

でございますので、本当にこの効果を信じてまた頑張っていたいただきたいと思っております。

4番の質問に移ります。今は業種にかかわらず大変な状況だと思います。地元業者への金融政策ですが、先ほどの答弁、そのままだと思います。市が独自に資金提供できるわけではないので、国県を上回ることはできないと私も思っております。市の独自策も今まで雇用維持給付金5万円とか、経営支援給付金10万円から30万円という枠がありましたし、事業継続給付金もありました。ありがたいことは十分分かります。また、これではとても足りないという現実もあるのではないかと思います。

先ほど、借りたいけれども返せないというような切実な声がありましたけれども、私も金融機関にいましたので、そういった状況はよく分かっております。今、中小企業庁のホームページを見ますと、実質無利子、無担保の申込みが、かなり期間が伸びました。セーフティーネット保証は、4号認定は3月1日、5号認定になりますと、期間は短いですが、1月31日ですが、全ての業種に当てはまるということで、既存の債務の借換えができますので、これを積極的に使うのがいいのかと思います。

市が独自にやらなくても、国がこれだけ頑張っているのですから、これをもっと周知して——商工会加盟企業というのを私も見てみましたけれども、そんなに全てが加入しているわけではありません。市が宣伝すると住民の方は安心感を得ますので、ぜひ、市のほうからアピールしてもらって、こういった制度を積極的に利用してもらいたいと、そういうふうに私は思うのですが、そこら辺は市長の考えはいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 コロナ禍において市民の暮らしをどう守るか

今ほどの議員からのご質問というか、ご提案に近い形。全然、それに異論はありませんし、そのようにしなければならぬのではないかと思います。担当している部、課がありますので、そちらのほうでも見解も持っていると思っておりますので、意気込みも含めてお聞きいただければと思います。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 コロナ禍において市民の暮らしをどう守るか

今の内容等については12月9日に国のほうから方針が示されまして、実際に周知のほうは商工会等を通じて始まっております。実際に本日、借入れのためにセーフティーネット保証の関係で申込みももう生じております。金融機関も含めて、積極的に進めていますけれども、市のほうでも周知に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 コロナ禍において市民の暮らしをどう守るか

やはり市が先頭になって進めていくというのが一番いいのかなと思っております。

最後の5番目に移ります。防災・減災の観点を新型コロナウイルス感染症に引っかけて取り組めないかと考えております。前の質問者にも答弁がありましたので、そこは割愛します

けれども、公営住宅に関しては10年のスパンで、築50年に迫るものについては今後考えていくということが、今、分かりました。

先日、総務文教委員会のほうで公共施設マネジメントの実施方針というすばらしい資料が出まして、すごく参考になったのですけれども、その中で大和中学校というのが、1968年、築52年。次は塩沢中学校1972年という、非常に老朽化した施設がございます。コロナ禍において、もし自然災害等が起こった場合に、やはり今までどおりのディスタンスで避難の方を収容するということが非常に難しいかと思っておりますので、こういった体育館等を所有しているような学校の老朽化は、積極的に前倒しの検討に含めるべきであると思っておりますけれども、この点に対して積極的に行けるのかどうか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 コロナ禍において市民の暮らしをどう守るか

先ほど答弁したとおりです。まだ決定したわけでも何でもありませんが、そういう築年数とか、午前中のやつに絡めれば、様々な施設、トイレだけに限りませんが、そういうことも含めていろいろな課題があると考えております。これらについては、まさか新しいほうから建て替えるなどということはありませんから、そういう範疇の中で一体どうあるべきかということをも十分吟味して、これからそういうふうに進めていかなければならない。

その中には先ほど言ったような様々使える、国土強靱化とかそういったことのメニューを使えるものは十分駆使して、これに取り組んでいくことは当然なことだと思っております。これ以上の答弁は差し控えていただきますが、極めて順位的には上のほうにあるというふうに考えています。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、桑原圭美君の一般質問を終わります。

○議 長 休憩といたします。再開を2時15分といたします。

〔午後2時05分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後2時15分〕

○議 長 質問順位4番、議席番号11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 傍聴の皆様、ご苦労さまです。12月としては記録的な豪雪とも言っているようであります。市民の皆様には難儀をかけております。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行いたいと思っております。

新ごみ処理施設の今後の進め方について

今回は新ごみ処理施設の今後の進め方について、1項目に絞って質問をいたします。

新ごみ処理施設は、林市長2期目のスタートをした中でも、医療と並んで大きな課題の1つであります。6月議会でも多くの議員から質問がありましたが、今回、質問をさせていただきます。

まずは場所の選定を早期に決定する必要がありますが、本年度は新型コロナウイルス感染

症の影響で、新ごみ処理施設の建設テーマで行われる予定であった市長との市政懇談会、ざっくばらんでありますが、中止され、なかなか前に進んでいないとも感じています。そして、市民全体にできる限り賛同できる空気、例えば理解を深めていくための取組として、市報に9月、10月、11月、12月の4回にわたって掲載された新ごみ処理施設の特集は、ごみ行政の現状や課題、そして先進地の余熱利用施設なども紹介して、市民の皆さんに分かりやすく、理解と関心を深めたと思います。

新ごみ処理施設は、迷惑施設との考え方も少しずつ変わってきているのではないかとも思います。新ごみ処理施設を市の発展の拠点とするのであれば、日本で一番の先進地になるくらいの環境教育、学習の推進も併せた構想と計画が必要と思うが、その考え方と今後の進め方について伺います。

1点目であります。新ごみ処理施設の場所の選定について、あくまでも行政主導で進めるのか。2点目、環境学習・教育も併せて考えていく必要があると考えるが、いかがか。3点目、新ごみ処理施設の熱エネルギーを利用したプール、温浴施設を併設して、市民の健康寿命延伸や市の発展の拠点とするとしているが、市長のビジョンと今後の進め方について伺います。

以上、壇上よりの質問といたします。

○議 長 清塚武敏君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは清塚議員のご質問に答えてまいります。

新ごみ処理施設の今後の進め方について

今回は大きく新ごみ処理施設の今後の進め方についてであります。1点目からお答えしてまいります。まず、場所の選定について、あくまでも行政主導なのかということであります。このたびの新型コロナウイルス感染症については、現在も全国で感染者が増加をし、いまだ収束が見通せない非常に厳しい、難しい状況であります。様々な事業の計画や推進、そして今回の議題の新ごみ処理施設建設事業の候補地選定においても、大きな影響を受けたところであります。

春の候補地の白紙撤回の後、間を置かずに、新たな方針を定め、早期の候補地選定に結びつけることができれば、何よりよかったことは事実であります。議員の、なかなか前に進んでいないという言葉も含めまして、多くの皆さんからご心配の声が届いております。何よりも私自身がこのことを強く意識していると思っております。しかし、3月後半以降は新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、2市1町でもそれぞれのところが様々な対策に追われまして、十分な協議をなかなか行うことができなかつた。これは反省も含めて、今、思っているところです。

これまでに建設予定地決定という大きな成果を生み出すことはできませんでした。今回の南魚沼市長選挙におきましても、新ごみ処理施設の建設を早期に進めるということ、私自身公約の大きな柱として掲げまして、その上で市民の皆さんから大変多くの信任をいただき、

現在につながっていると考えております。

また、すぐに選挙が行われました、隣の魚沼市さんの新市長さんも就任をされました。新ごみ処理施設の建設は、ごみ処理施設の当初の基本協定から既に6年近くの年数が経過をしています。様々な声、また状況の変化が生じていることも事実であります。6年前には想定していなかった様々なことがあります。例えば災害等々、これに対応できるのか。例えば我々が経験をした大きなメンテナンス、故障をどういうふう乗り越えるかという問題、これらも様々出てまいりました。

これらのことも勘案した中で、2市1町で進めるべき内容につきまして、今後の進め方については、早期に魚沼圏域定住自立圏の首長、この2市1町で決めていくことになっていきますので、湯沢町長、そして新しくなられました魚沼市長と協議の場を持ち、それぞれの考え方を改めて共有した上で確認をし合い、次の方向性をきちんと定めていきたいと考えております。この中に行政主導かどうかにつきましても、十分検討する内容としたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2つ目の環境学習・教育も併せて考えていく必要があると考えるが、ということであります。ご指摘のとおり、地域における環境学習・教育については、次世代につながる持続的な取組として必要性を十分認識しています。これまでの取組としては、毎年春に実施している市内の小学校を対象としたごみ処理施設の見学の受入れも行われ、そして小学校や各団体、企業への出前講座の実施、また資源物回収事業——これはよく廃品回収とかそういうことでやったりして、これに対する補助金制度を活用した、例えば子供会の皆さんなど、学校単位もありますが、協力し合ってやっているところもありますし、団体回収を通してリサイクル活動を支援している。これらは全て教育の一環でもあると考えているところであります。現にそういうふう位置づけてやっているところが多いということです。

今回はこのコロナ禍の状況の中で、それらも全て取りやめになるなど、取組に限られたものとなりましたが、今後は新しい生活様式にのっとった方法を検討するなどして、こういったことを持続していくべきだと考えています。今後も環境問題全般や地域特性を踏まえながら、関係機関、団体と連携した取組を進めてまいりたい。

一番感銘したのは、東京ごみ戦争、ごみ戦争です。戦争状態という事態があったわけであります。特に候補予定地としていた国際大学さん——現在は白紙撤回をしましたが、その槍田理事長。大変、経済界の重鎮中の重鎮の方でありますが、この方が国際大学の理事長であった。そして1回、2市1町でその理事長のところ、ここに建設申し上げたいが、ご同意をいただけませんかということで行った際に、真っ先に言われたのは、東京ごみ戦争の話。そして、今はなかなか理解は厳しいかもしれないが、ぜひ見てくれ。なぜ見てくれというのは、杉並区のごみ処理場のすぐ隣に槍田さんのご自宅がある。そういう歴史観も全部知っている方。教育に使えるというふうに言ったわけではなかったのですが、私も見に行きました。

そこには東京ごみ戦争の様々な歴史、運動、そして、いかに打ち勝ってきたか。そして、現在立地した杉並区の清掃工場が、周辺の皆さんとどういふふう問題共有し、理解を深め

ながら一緒に共存しているかということ、まさに見事に描いた資料館になっています。これらも含めて、もし、我々がごみ処理施設等を建設していく場合、将来の意味として、こういったものを子供たち、そして市民、全ての皆さんに対してきちんと示せる場所も——東京ごみ戦争と一緒ににはできませんが、そういう観点の環境問題といったことに及ぶような場所に仕上げていく必要があるのではないかと、そのときに非常に強く思った次第であります。

3点目にいたします。市民の健康寿命の延伸、市の発展の拠点とすると公約で言っているが、ということだと思います。まさにこれは言い続けております。新ごみ処理施設から生み出される熱エネルギーを利用させていただく、これは至極当然な現代的な流れであります。私どもの市は環境負荷の低減につながるということは言うまでもありませんが、さらに施設建設を補助事業で行う上で必要なエネルギー回収率を満たすとして、そして必要不可欠なものと考えておまして、ここで生まれるエネルギーについては、様々な地域貢献、そして市の課題である健康、福祉、医療とも結びついてくる、そういう施設を附帯して造っていくのであるという高い地域理想の下にこれらを展開していきたい。これは以前から申し上げてきたところであります。現在も変わっておりません。このことなしに新ごみ処理施設のことを考えることもできないと私は考えております。

何としても健康寿命の延伸がこの地域にとって、私どもだけではありませんが、大きな目標だと思っております。例えば、日常的に体を動かすことができる場所の提供。あるいは心の健康を維持していくための交流の場、お独りのお年寄りが家に引き籠もってしまっはなりません。特にこういう冬の間はどうなのでしょう、ということもあります。行政が皆さんの声も含めて、利用者の声も含めて、様々な情報をそこで得ることもできます。そういうこともあるかと思えます。

市民バス等を利用して、高齢者が日常的に集い、健康的に交流する場、将来にわたる健康づくりの拠点としての施設、そういったものをここに立ち上げていきたいという熱い思いでございませぬ。これらを含めて2市1町の事業であります、南魚沼市の部分ということも、分け方もあるかもしれませんが、今後、十分考えていきたい。

デンマークという国も、ごみ処理施設でいろいろ大変なことがあったそうです。これは世界的な問題なのだと思いますが、このデンマークでは、ご存じでしょうか。コペンハーゲンという市にはスキー場が造られています、このスキー場を造ったのはごみ処理施設。写真を見て、はっきり言ってびっくりしました。そういったものを造りたいという意味ではありません。これは公式のレースができるほどのスキー場を施設の屋上に造り上げる。斜面を片斜面にしまして、造っている。これが世界中から今、注目されています。そして壁はロッククライミングウォールというか、そういったものが整備されている。発想の違い。しかし、目指すべき視点は健康増進の施設、それに置き換えて考えれば、まさにそういう利用の仕方が現代的なものであると思えてなりません。ぜひこれはウェブサイト等でも見ていただければと思います。多分、驚かれると思います。

以上です。

○議 長 11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 新ごみ処理施設の今後の進め方について

それでは、1点目の、あくまでも行政主導で進めていくかについて再質問させていただきます。6月の一般質問、私も議事録にいろいろ目を通してながら、またここで私がしてよろしいのだろうかと思いながら、議事録を見ました。皆さんも一緒になって考えていかなければならないと市長は言って——私たち議員でしょう。そして、行政主導100%でもできない、離れてもできない。そういう問題である。そして同じ轍は踏んではいけない。確かに私もそう思います。

噂が先行。ちょっとここでも話が出れば、もうマスコミも感づいたり、噂が先行してしまう。非常に難しい問題だと思っております。私が演壇のほうでもお話ししたように、地域では少しずつ考え方が変わってきているのではないかと、いう中で、やはり地域とか、また、私たちを含めて、幅広いジョイントベンチャーではないですけども、そういう形で進めなければ、2度同じような繰り返しになるのではないかと考えております。

建設スケジュールの中で地域計画、これは年に1回しか提出されません。ということは、もうここで12月ですから、来年あと1年しかないわけです。そういう中で、市長は答弁の中で2市1町で進めていくという話もされました。魚沼市の市長が代わったという話もされました。そういう中で、本当にこの1年間でやるには、もう3月、4月にスタートしなければ、また1年過ぎるのではないかという思いが私にはあります。という中で、今後2市1町と——魚沼市長、湯沢町長とはまだ話をされていないと思いますが、本当にどれくらいの感じで今後進められるのでしょうか。その点で再質問します。

○議 長 市長。

○市 長 新ごみ処理施設の今後の進め方について

新しい市長さん、魚沼市長さんを含めて三者で会う約束をもう既にしてあります。早い段階で会わせていただきたいと思います。そこでこれまでのことをがらっと変えろとか、そういうことを言っているのではなくて、やはりいろいろな考え方について共有を図らなければなりません。こういったことを含めて、早急にきちんと面談をし、そしていろいろな意味でお互いの気持ちを照らし合わせるということが大事かと思っております。そして、信頼づくりをまずしなければいけません。そう簡単に急に会って、今日から何でもしゃべる間柄になるということ、これは当然、感情を超えて組織的にはやらなければいけません、人間としての関係もきちんと築かなければいけないと考えているところであります。

そういう工程の中で、例えば場所が選定されたとして、おっしゃるとおり、地域計画を提出できるのは暮れでしかありませんので、それに遅れると、また1年ごとに遅れるということになります。できれば強い気持ちを持って、可能な限り、新しい年のうちにこれを決められればという思いで力強く歩み出してみたいと思っておりますが、しかしながら、そう簡単ではないことではありますので、絶対にそうなること約束はできません。しかし、そういう思いで取り組ませていただきたいと考えています。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 新ごみ処理施設の今後の進め方について

当初、候補地となって白紙になりました国際大学用地であります。第1回の地元説明会、20 数会場の集落を回って、約 700 人弱という皆さんに集まっていただいて質問や意見が出ました。それを基に2 巡目に向けて作ったあの回答書と、そして交通量やダイオキシンの問題とかいろいろ調査した、あの成果は、私は今までこの資料はプラスになったと思っておりません。本当にあれはよかったです。それは私たち議員はあれを見て、本当に感心しましたし、あれを全部の市民に見てもらいたかったわけです。今回、市報で4 回、簡潔にやられたと思ってます。

そういう中で、やはり市民や住民の意識改革が今後もまだ必要になるのではないかと考えています。平成 30 年 8 月 19 日、コミュニティホールさわらびで新ごみ処理施設建設計画に伴う講演会は残念ながら人数は少なかったわけです。私はそういう講演会もまた次年度に向けて、早期にして、例えば会場がいっぱいになるくらいの雰囲気味わっていただきたいと思っています。そういう中で次年度、どのような進め方で行政は取り組んでいかれるのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 新ごみ処理施設の今後の進め方について

これまでやったことのなかった全市対象の視察会も3 回ほど計画をしていましたが、大変申し訳ありません、全て新型コロナウイルス感染症の影響で——参加者もあったのです、きちんと。今までの特定のなところだけでなく、全市対象ですから。細かい説明があったらさせますが、大体つかみでいいかと思しますので話すと、そういうこともありますし、講演会等々についても十分企画をしていきたいと考えております。

あの市報の影響も結構あったと私は思っています、市長、あれを見て大分よかった、ということを書いてくれる方も多いし、もっといろいろ書いたらという話もあったし、いろいろですけども、理解が非常に進んできているのではないかというふうに思っております。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 新ごみ処理施設の今後の進め方について

1 点目。できるだけ早く候補地というか、確定すればいいなと思っております。

2 点目のほうに移らせていただきます。環境学習・教育も併せて考えていく必要があるのではないかと考えております。ごみにつきましては、ごみの減量化には基本的な 3 R ですね。出さない、繰り返し使う、再資源化という中で、なかなか私は市民がまだ関心が低いと思っております。ここで新ごみ処理施設計画が成るのであれば、それも併せた中で、南魚沼市だけでなく2 市 1 町を含めて、取り組んでいける意識改革をしていかなければならないと思っております。

11 月の市報の新ごみつうしんで紹介した中に、容器包装ごみのリサイクルの件が出ておりました。そのリサイクルには不燃ごみ処理施設リサイクルセンターに持ち込まれた容器が、

市内の社会福祉事業所で活躍する皆さんが、毎日丁寧に分別作業をしているそうであります。中には汚れたものや対象外のごみが混ざっていて、約3分の1がリサイクルされずに焼却をしているというような話がありました。やはりこれは子供のうちからとか、市民全体の中で、些細なことですが、きちんと考えていかなければ駄目ではないかと思っております。

また同じ市報の話をしませんが、10月の市報の中では、先進地事例パート1という中で、埼玉県ふじみ野市・三芳町環境センターの件が紹介されていました。やはりそこには温泉とか当然あります。それと附帯して環境学習館えこらぼを併設しているのです。そういう中で意識を改革しているという事例が載っていました。私も行きたいと思っておりましたが、新型コロナウイルス感染症の関係で視察もできなかったわけでありまして。ですからそこについては、埼玉県の中でごみの1人当たりの量は一番少ないくらいになっているそうです、このふじみ野市は。ということで、私は環境学習、教育も併せた中でごみ処理問題の検討をしていかなければならないという質問をしたわけです。市長は今後どう考えていけますか。

○議 長 市長。

○市 長 新ごみ処理施設の今後の進め方について

先ほど演壇で第1回目の答弁で答えた部分や、今、議員がお話をされていることは全くそのとおりで思っていますので、ぜひやりたい。そして、教育現場のほうからも、決してうちの市に新ごみ処理施設を造るから始めるということではなくて、SDGsや様々な環境問題に係る全ての中でもこういうことはきちんと取り上げていくべきだと思っています。

今やごみは迷惑ではなくて、資源であるという感覚の気持ちにならない限り、今、我々が直面しているような様々な立地上の大きな課題とかこういったことは、なかなか解決していかないのだろうという思いがあります。まずは子供のうちからというのが非常にあるし、私も子供から分別をきちんとやりなさいと言われていた父親です。やっているつもりですけども、さらに厳しいのは子供ですから、そういうことも含めて、やはりこれは非常に教育をやるべきだと思っています。全く気持ちは一緒です。

○議 長 11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 新ごみ処理施設の今後の進め方について

ぜひ、その辺も併せた中で考えて進んでいただければと思っております。

それでは3点目、新ごみ処理施設の熱エネルギーを利用という関係であります。この部分はやはり私は非常に強く思っております。やはり新ごみ処理施設建設候補地、今後進めていく中では、並行して選定地も含めた中で、そして全体の計画も含めてであります。市民とか関係者に周知してどういう形で進めていったのがいいか。先進地事例をたくさん私たちは見えています。また、担当職員も見ていると思います。熱エネルギーをしていくのは、もう当たり前になってきているのです。まちづくりの考え方にそれを取り入れているということでもあります。

やはりそこは今は新ごみ処理施設整備室ですか、が考えていくべきところなのか。福祉もつなげたい、例えば観光にもつなげたい、産業にもつなげたいということであれば、もう全

庁レベルで考えていく必要があると私は思うのですが、今ここについては、どのような進め方をしているのか教えてください。

○議 長 市長。

○市 長 新ごみ処理施設の今後の進め方について

実はもう大和地域の八色地区に国際大学の・・・説明をしているときから、思いは話していました。こういったことを進めたいという思い。その中でもう触れてきているのですが、行政は縦割りにでき上がっています。これではこれはできませんという話をさんざんしています。議場でも過去に何度も私はしていると思います。これはきちんと、場所の選定に今は頑張っていますし、そしてごみの分別の問題とか、様々なことに取り組んでいますけれども、ごみ処理施設そのもののことについてはきちんとした専門性があるかと思えますけれども、やがてこの周りで附帯して、(3)番で言われているような新しい市の拠点としてやっていこうという内容に触れる場合には、とても縦割りではできません。そして今回、設置をしようとしている医療のまちづくりの部分を含めた、医療対策推進本部の問題だけでもそれを解決することはできない。私はごみ処理施設の問題というのは、この地域のこれからのそのものであるような気がしています。

ここでお年寄りの先ほどの関係、健康増進の関係、そこで医療も取り組めるのかとか、様々な問題をやはりここでやっていくような施設を造るに一番ふさわしい場所化される、していかなければならないと思っているので、行政の組織内部にもこれが定まってくる、また定まる前なのかまだ分かりませんが、そういったことが明確になってきた場合には、超横断的なそういうスペシャルな部署をつくり、この問題に対処していく必要があると考えております。

○議 長 11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 新ごみ処理施設の今後の進め方について

今年2月、南魚みらいクラブでは政務活動として、温泉を活用した地域の健康づくりの推進ということで挑戦をしている大分県の竹田市というところに行ってきました。竹田市は日本一のラジウムが流出しているということで、その中でクアパーク長湯、昨年2019年6月にオープンした温泉療養複合施設を調査してきました。国民健康保険が使えたりとか、やられているようでありました。温泉を生かした予防医療の展開ということで先進地のドイツに学んだそうであります。竹田市は高齢化率が非常に高く、10年前の高齢化率39.5%から、現在7%もアップした。南魚沼市から見れば、高齢化率が非常に進んでいるところでありました。やはりそういう中で扶助費とかが大分積み重なってきて、財政を圧迫してきているという中で、健康寿命を伸ばすための取組を行政が一体となってやられております。いろいろな分野で観光にもつなげております。

という中で、最初に言ったように、このごみ処理で日本一にするのであれば、やはり行政が先を見越した中で進めていかなければならないと私は思っております。市長がもう何と何をやる。熱エネルギーは4分の3がその施設の中で使われるそうであります。残りの4

分の1がいろいろ、プールだとか、あと農業ハウスであれば600平方メートルくらいのハウスに熱利用供給ができるだとか、そして温浴施設であれば何%、そういうのがもう今現在、大体、規模として熱源が伝わってくるわけです。市長がその辺で何と何をやるのだという、これを示さなければ、場所も同じで、なかなか前に進まないと思っております。ですから、この辺は同時進行で私は強くアピールしていかなければならないと思っております。もしかすると、そういう声を待っている人も地域にはいるかも分からない。そういう中で一言、また答弁を願いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 新ごみ処理施設の今後の進め方について

ご提言ありがとうございます。十分、しっかりと聞かせてもらいました。そういったことも含めて今後、十分に検討してまいりたいと考えております。

○議 長 11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 新ごみ処理施設の今後の進め方について

やはり市民の意識が、新ごみ処理施設、新しい施設をまちづくりに変えるのだという意気込みが私は大事だと思います。市も積極的にそのところもアピールしながら、いい方向に持って行っていただければと思っています。

以上で終わります。

○議 長 以上で、清塚武敏君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで、休憩といたします。再開を3時ちょうどといたします。

[午後2時49分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後3時00分]

○議 長 一般質問を続行いたします。

○議 長 質問順位5番、議席番号15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 議長より発言を許されましたので、一般質問を行います。市民の方には大雪の中、傍聴においでいただき、ありがとうございます。今回はほんの6項目であります。

1 保健・医療・福祉について

それでは通告に従い、1番、保健・医療・福祉についてであります。コロナ禍の中で各種健診事業受診者数が落ち込んでいる。健康づくりの啓発事業として期待されていた健康ポイント事業のイベントの縮小、中止などで参加者は予想より少ない。経年データに基づいた健康づくり事業に悪影響が出ると予想をされる。こうした中でも7月2日に株式会社アールビーズとスポーツ振興に関する包括連携協定を結び、様々な事業について相互に連携協力し、地域活性化と市民の健康づくりの推進を図ると市長は明言した。また、10月29日には大塚製薬株式会社と包括連携協定を結び、市民の健康づくり、健康寿命の延伸、スポーツ振興などで連携すると明言をした。介護予防策として効果がある筋力づくり教室の進化にも貢献する協定と考えていることと思う。

そこで、株式会社アールビーズや大塚製薬株式会社との包括連携協定をコロナ禍での健康づくりにどのように生かそうと考えるのか伺うものであります。

市長にはいつにも増して全集中で簡潔明瞭な答弁を期待するものであります。答弁内容によりましては、質問席にて再質問を行います。

○議 長 寺口友彦君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、寺口議員の1番目の質問、保健・医療・福祉についての質問に答えてまいります。

1 保健・医療・福祉について

株式会社アールビーズ、また大塚製薬株式会社との包括連携協定をコロナ禍で健康づくりにどのように生かそうと考えているかということでもあります。まず、株式会社アールビーズとは、お話のとおり9月2日にスポーツ振興に関する包括連携協定を締結し、大塚製薬株式会社とは、10月29日に主に市民の健康維持、そして増進に向けた包括連携協定を締結させていただきました。今後の両社との連携事業を大いに期待しているところですし、また将来につながる新たな関係性を築けたことに大変うれしく思っています。

まず、大塚製薬株式会社との包括連携協定を申し上げますと、主に次の項目について連携して取り組んでいく内容となっています。簡単に申し上げます。1つ目、熱中症予防の普及・啓発に関すること。2つ目、健康づくり、食育の推進に関すること。3つ目、健康寿命の延伸に関すること。4つ目、災害対策に関すること、これも盛り込んでいます。5つ目、スポーツイベントに関すること、であります。

今回の協定により、現在、市が行っている様々な事業、例えば健康ポイント——非常にここは重要だと思っています。そして、合同健診、これらもポイント制でと考えると、様々な展開があります。健康推進員の研修会、認知症サポーター養成講座、また、介護予防事業や各種スポーツイベントなど、多方面での連携が可能であると考えておりますし、先様もそのように考えてくださっています。

特に企業が有する情報、またはネットワーク、そして知的・人的資源の活用、科学的根拠を基に健康をサポートする情報を提供いただくこと。これらが健康づくりや介護予防の底上げに必ずつながるものと考えております。この関係性を本当にきちんとやっていかなければならないと考えております。大塚製薬さんとの包括連携協定は県内自治体では初であります。

次に株式会社アールビーズとは協定の締結後、初めての連携事業に取り組みました。アプリを利用したランニングとウォーキングイベント、これはオクトーバーラン&ウォーク2020という名前で実施しました。これはランニングの部とウォーキングの部の2つに分かれておりまして、家族や仲間と10月の累計の歩いたり走ったりという距離を競いながら、スポーツ習慣を身につけるといふ、そういうイベントをまずはやってみたということでもあります。

ここで使用したアプリにつきましては、日常的にも使えるため、例えば日々の運動量の目安を確認できるほか、ランキング形式を用いて、利用者間でそれぞれつながることができて、

例えば競争意識を醸成したり、そういう中でモチベーションを上げていくというか、楽しみの部分も含めてだと思いますが、そういったことが可能になると。そういう形で成り立っております。これは別にウォーキングとランニングだけではなくて、これからのいろいろな展開ができるのではないのでしょうかという思いです。

そして、コロナ禍における健康づくりにどのように生かすかという質問に対してであります。このアプリは非常に有効だと私は思います。多くの人数を集めることなく、密をつくらぬスポーツイベントとして、まずこれをやってみたということは、すばらしかったのではないかと思います。そういう参加が可能になっている。

また、外出を控えがちになる生活の中での健康づくりという観点で、雪国における冬期の運動不足の解消にも通じるものがあるのではないかと思います。予防の啓発としての様々な情報発信の方法、または具体的な取組の内容などについて、それぞれの企業さんの知見を十分生かして提言をいただければと思っていますし、我々もこういったことはどうでしょうかということもこれからできるということではないかと思います。

既にこの2つの会社さんからは栄養セミナー、またウォーキング教室の開催、また教育アプリ（当日訂正発言あり）の活用の在り方、そして資料提供などが可能とお聞きしておりますので、これらのことや市の健康ポイント事業——この市の健康ポイント事業というのが、これからの大きな鍵になってくると私は思います。今年はコロナ禍によって、なかなかこれがあまり流布、または皆さんからの参加というのがなかなか難しかったというのがありますが、非常に大きな意味を持っていると私は思います。この結びつけも検討しながら、市民の皆さんの運動の習慣、また健康づくりにつなげてまいりたいと考えているところであります。

アールビーズ社も県内では私どもの自治体が初の取組となっております。東京マラソン等を計測面において全部運営している、そういった日本でも最大の大手の会社でございます。

こういう中で今、冬季なので、スキーやスノーボード、密にならない、またはオープンエアの中で活動ができる、実はほかからも呼び込むほどすばらしい施設を私どもの市は持っている。これらも健康ポイントにつなげていったらという思いもあります。除雪もいやいややっていれば、当然、苦しくてくたびれますが、運動と置き換えると視点が変わってくる点も——今、若者の間ではジョセササイズという言葉も定着させようと思って頑張っている、そういうグループもあります。私はすばらしい発想だと思っていますし、私も健康増進に今、除雪をそういう思いでやっているところもあるので、これらのところも普及していければという思いであります。これらが健康ポイントにつながるとか、様々考えていったらどうかと思います。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 保健・医療・福祉について

1 番については十分答弁をいただきました。私も健康ポイントに意欲的に取り組みましたけれども、残念ながら周りを見ても、なかなか新型コロナウイルス感染症のせいでできない。ということは、アールビーズ社と大塚製薬との連携協定を生かしていく上で、特に来年の予

算の中で、コロナ禍の中での健康ポイントということで了解しました。

2 教育・文化について

次に2つ目の教育・文化についてであります。石打地区の学区再編は5回の統合協議会が開かれ、令和4年4月1日開校が目指されている。複式学級解消のための基本的ルールにのっとって粛々と進められてきたものであるが、人口減少が加速度的に進行している点がかかる。出生数の減少は止まらない。複式学級、旧村単位という大きな原則にこだわらず、思い切った学区再編の必要性を感じ、湯沢町の例を参考にして、学区再編ルールの変更を考えるべきではないのか。

学区再編は何よりも南魚沼市の将来を担う子供たちの教育を第一に考えるべきである。学校教育課の不登校、いじめ件数増加報告と子ども・若者相談支援センターで対応した不登校、いじめの件数減少には大きな差が出ている。中学の心の教室相談件数は支援・相談とも増えている。多人数、多様な人格の中で教育することの重要性をこの数値が示しているのではないのか。1人1台のタブレット端末教育が、教室の一斉授業や在宅学習などに新たな改革を迫っているこの時期にこそ大胆な学区再編を考えるべきである。

そこで、小学校・中学校一貫教育を目指した大人数の学園という大胆な学区再編を考えるべきではないのか。

○議 長 市長。

○市 長 2 教育・文化について

それでは、寺口議員の2つ目の質問、教育・文化についてお答えします。まず1点、ちょっと訂正させてください。先ほど私が教育アプリと言ってしまったかと思えます。皆さんにはそう聞こえたそうです。間違っただかと思えます。食育アプリ、これだけちょっと訂正させてください。1番目の質問であります。大変失礼いたしました。

小学校・中学校一貫教育を目指した大胆な学区再編を考えるべきではないかというご質問です。十分考えたのですけれども、教育長の答弁がふさわしいのかといろいろ考えましたが、いわゆる地域づくりに絡む本市全体の問題にも絡んでいるので、まずは私から答弁させていただき、必要があれば教育長の答弁ということも考えたいと思いますので、ご了承いただきたいと思えます。

平成19年に教育委員会の諮問機関として市立小・中学校学区再編等検討委員会が設置されまして、平成20年11月に最終答申が示されたということです。この中で本市としての学校の適正規模は、小学校6学級以上、かつ1学級は15人以上、中学校で7学級以上とされています。これらを踏まえまして、小学校では旧村単位での統合を進め、この10年間で何と3校の統合校を開校しまして、20校から17校に再編をしています。中学校では大巻中学校、五十沢中学校、城内中学校の統合によりまして八海中学校を開校しまして、7校から4校（当日訂正発言あり）に再編をしてきました。令和4年度統合予定の石打小学校、上関小学校も含めると、市内の小中学校は27校から20校（当日訂正発言あり）へと再編されることとなっています。

一方で学区再編の答申から10年以上が経過をしています。人口減少と少子化が当時の想像以上に進んでいることが事実であります。また、社会環境でもICTの活用が進むなど、大きな変化がそれこそ怒涛のように起こっているということでございます。これらの変化を踏まえ、子供たちの学ぶ環境として適正な学校規模が一体どうであるのか、改めて検討を行う必要があると考えています。十分考えてまいりたい。

これはくしくも、平成19年に設置され、平成20年に答申をした学区再編等検討委員会をつぶさに読みますと、これから10年以内には様々な社会変革——正しいそのままの言葉は言っていないので、こういうことが書いてある。必ず検討を加える時期が来ると思うが、現時点ではこうです、とまさに書かれているのです。これをやはり10年前に書いた皆さんは、まさにその後のことをいろいろな想像を巡らしたのだと思います。そういうことが答申書に書いてあることに、私は初めて読んだときに驚きを持って読みました。まさにそういう状態が今、生まれているのではないかという思いがしています。

しかしながら、学校、特に小学校は地域の拠点である。これは本当にそう思います。なので、地域コミュニティの中核的な施設となっていることから、または災害時における避難所としての役割も十分考えなければいけないという視点もある。単に人口減とか少子化の問題だけで片付けられない問題があるかとも思います。

このような関係の中で今後の学区再編の検討については、再編後にそれらの機能や役割を、どのように位置づけていくのかという検討も含めて、単に学校の問題だけではないということから、今の答弁に私が立っているという理由にもなっておりますし、そういったことも併せて計画していく必要があると考えているところであります。ただ、議員がお話をされている、こういう大胆なというか、その部分だけを言うのではなくて、十分検討しなければならない時期を迎えていると考えているところであります。

以上です。

○議長 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 教育・文化について

市長のおっしゃるとおりだと思います。昨日もニュースでやっていたけれども、コロナ禍の中で今年度から来年度にかけての出生数が、大変少なくなっているということがありますから、今現在うちの市が持っている学区再編の基本的ルールでいくと、統合したばかりでもまた複式学級ということも、当然、考えなければならない。ということであるならば、もっと楽々した学校にして、やはり子供たちに、移動しなくても済むというような体制をつくるべきだと思っております。市長の考え方は十分に分かりましたので、この質問は終わります。

3 環境共生について

では、続いて3つ目の環境共生でありますけれども、2つ質問がございますので、1個ずつやらせていただきます。

熊の出没件数は9月10日で101件、去年は144件と報告をされている。また駆除数は10

月末で44頭、昨年は68頭であった。総駆除数は昨年が88頭であり、今年は少なくなっているが、人身被害がまた出ている。子供たちの冬期バス路線は開始時期を前倒して実施している。人を恐れない新世代の熊対策が急務である。里山を緩衝帯として整備することに効果があると前から言われているが、南魚沼市では緩衝帯整備が進んでいない。森林環境譲与税を活用した施策が急務と考える。

そこで、1、有害鳥獣対策としての緩衝帯である里山整備にどう取り組むのかであります。

○議 長 市長。

○市 長 3 環境共生について

それでは寺口議員の3つ目の質問、環境共生であります。まず、その中の小項目の1つ目、有害鳥獣対策としての緩衝帯である里山整備にどう取り組むのかということ。お話のとおり、今年度も熊出没の警戒警報を発令する事態になりまして、警戒するなど、有害鳥獣の対応に取り組んできたところでもあります。対策としての緩衝帯や里山の整備は、野生鳥獣が出没しにくいといえますか、すみ分けといえますか、そういう環境づくりであり、大変効果が高いものと認識しています。これは私もお話をさせていただいているとおりです。

緩衝帯である里山整備にどう取り組むかについてであります。議員が今回ここでお話をしている、国が創設した森林環境譲与税の用途につきましては、これを利用しろということではありますが、新潟県の森林整備と財源のあり方検討委員会で人命財産や農地等の安全を確保するため実施する緩衝帯の整備は、森林環境譲与税の用途としての在り方としては望ましくないという、林野庁への照会に対する回答として記載されています。

この点については、私の思いとは少し違います。そうか、と思います。ですが、そう記載がされている。要するに、県の森林整備と財源のあり方検討委員会はそういうふうには回答しております。しかし、荒廃した森林に適切な管理を行った里山は効果的に緩衝帯になり得るものと考えていますので、これを何かもう少しひねれば解決する問題がいっぱいあるのではないかという思いがするのです。なので、森林環境譲与税を活用した森林整備については、今後も関係機関と連携を取りながら推進してまいりたい。

たまたまですが、私が今、新潟地区国有林野等所在地市町村協議会の会長を務めています。なので、先般も林野庁の皆さんとテレビ会談を行い、いろいろな思いを話させていただきました。今回は森林環境譲与税の、野生鳥獣の話には至らなかったのですが、別の角度の話をしました。十分そういうことの話ができる立場に、今、幸い新潟県代表として立たせていただいているので、林野庁には普通に行けるといえるか、話に行けるといえる立場になりました。

有害鳥獣のこういった問題も、やはり現場の声として我々と少し——新潟県森林整備と財源のあり方検討委員会が何で言ったか分かりませんが、少し私は違和感があると思っております。これから我々も発言を強めたいと思います。あとはいろいろな、頭の中をすっきりしながら、どこをしたら物が出てくるかということも含めて、いろいろな対策を講じてまいりたいと考えています。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 環境共生について

市長と思いが同じであると確認されたということですがけれども、実は県のほうが単独で森林環境譲与税、県民 220 万人に賦課をして、22 億円ほどのお金を集めて、山の整備に出てこようとしてはいるのですけれども、問題は県のあり方検討委員会が何ゆえ熊対策ということでの森林整備を、県がやりますよと言わないのかが非常に私は問題だと思っているのです。

市長がいくら県の国有林野等所在市町村協議会の会長だといっても、県の森林整備と財源のあり方検討委員会がそう出されたとすると、県知事とすれば、やはり森林整備と財源のあり方検討委員会の答申を重視すると私は思うのです。ですので、考え方を覚えてもらわなければならない。そのための努力を、やはり市長 2 期目として非常に大きな力を発揮してもらいたいと思うのですけれども、そこら辺で県のほうに出向いて行って、いや、そうではないと。やはり全県に出ている熊対策とすると、いろいろなやり方があるでしょう。この後の同僚議員がまた質問しますけれども、いろいろなやり方があるけれども、まずは熊に人間の恐ろしさを教えるのだと、緩衝帯整備なのだということでは強く訴えてもらいたいのですけれども、そういう心意気について今どういうふうにお考えでしょうか。

○議長 市長。

○市長 3 環境共生について

熊の件は、今年も市街地における小学校周辺に熊出没が繰り返され、大変な恐怖感の中で、超法規的というか、本当はよかったかどうか。後で言われれば細かい部分については駄目だったかもしれませんが、例えばそういう耕作地域、河川敷内のこういったところを一気に刈り込むことができたり、その動きをつくったがために県も二日町の緩衝帯としてのやぶ刈りを進めてくれたり、もっと下ると多聞橋周辺のことも河川事務所のほうがやってくれたり、やはり果敢にやるのが、今、答えが正しいかどうか分からないということも含めて、様々に新しい課題が出てきているときに、そういうふうに取り組む必要があると思います。

熊のことに關すると、私は全国の中で熊のことに關して発言している、一番かは分かりませんが、非常に発言をしている市長だと思っています。昨年から隣の魚沼市長——今回代わられましたけれども、佐藤前市長と当然、市長会を代表して県に働きかけをし、その後、様々な熊対策の動きができたことも議員も十分ご存じだと思います。できれば、議員も例えば推している県会議員の先生方もいらっしゃるわけで、私もいますが、そういった皆さんからも県に対して、強力に熊対策のことは言い続けなければなりません。

決して駆除だけが目的ではなくて、いろいろな環境問題を含めた中で、決してそれを捕獲ということだけではなくて、緩衝帯をつくる中ですみ分けをしていくということも含めて、一生懸命これに取り組まなければいけないと思います。一緒に努力してまいりませんか、ということで答弁に代えたいと思います。

○議長 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 環境共生について

3 環境共生について

市長の意気込みのほうは理解をしました。これはまた新年度予算の中でどういう動きをするかということを見てまいりたいと思います。

次に環境共生の2つ目の問題でありますけれども、12月に入り地盤沈下対策として地下水変動状況グラフが公開されている。しかし、毎朝9時時点での報告であり、リアルタイムでの公開ではないことは改善を急ぐべきである。10月末での井戸掘削申請許可数は流雪溝全部供用が開始されていない重点区域では44件で、昨年とほぼ同じであるが、他地域は177件と、62件の減である。

間欠式降雪感知器補助制度の周知にも努めているが、10月末で119件、昨年より36件減っている。国道、県道、市道で雨が降っても消雪パイプが稼働する事態は回避されてはいない。まだこういう事態は見えてはおりませんが、毎年3月にはこういう事態が見えます。地下水に頼った雪対策では地盤沈下という公害は防げないと私は言い続けてまいりました。表流水で使えるものは何でも使い、小型のタイヤショベルを多く配備して除雪を行う体制づくりが必要である。今まさにそういう状況が起こっていると思っております。

そこで、(2) 六日町駅西の地盤沈下重点区域で農業用水を消雪に使うことについて、関係者で検討する場をつくるべきではないか、であります。

○議 長 市長。

○市長 3 環境共生について

それでは環境共生の2つ目のご質問、農業用水を地盤沈下重点区域で消雪に使うことについて関係者で検討したらどうだという話であります。六日町駅西地区、六日町中学校付近はこれまで何回となく市内における地盤沈下量の最大値を記録しています。その進行が最も著しい場所であります。地盤沈下対策として地下水以外の方法を模索してまいりました。過去、先輩方も含めてずっと、これは大変な努力だったと思います。しかし、現状では豪雪地における消雪能力や費用面などから、地下水の利用以外に有効な手段がなかなかないのが実情であります。

駅西地区の農業用水の消雪利用につきまして、関係機関で検討すべきというご提案であります。農業用水を農業用以外に利用できることが可能かどうかの検討も含めて、関係者や関係機関で検討する機会が今年の8月から11月にかけて設けられまして、覚書が交わされたと聞いています。市はオブザーバーとして参加をしている状況です。これは極めて、一歩出られたのかなという思いがしているわけであります。

冬期間の水利については地域によっては、生命線になることも考えられます。まさに今それを本当に強く皆さんが思っていると思います。地域住民の皆さんと関係者の間で話し合いの場を持って検討が進められたことは非常に重要なことであると考えております。これらを含めて答弁にさせていただきたいと思っております。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 環境共生について

実はこの地区での農業水利、農業用水になのか生活用水か分からないということで、農業水路についてもいろいろ調べたら、土地改良区さんの管理している農地ではなくて、民地を走る水路というのが何本も出ているというところが出て、非常に難しい問題だった。ところが二、三年くらい前までは、まあまあそれでも冬も水を流して、水中ポンプでくみ上げて、何とか地下水ではなくて、それを使ってということ。実はあそこの水が温かいのです。すごく温かいというので、それで十分消せるということだったのですが、いろいろ問題が出てきたということがあったけれども、地元のほうも役員さんをはじめ、地権者、それからその農作業を受けている方といろいろ話をして、その中で、ではこういうふうにやりましょうということになって、前のほうにただ戻ったということなのです。

私は農業用水のほうの利用については、流雪溝に水中ポンプを入れて、それをくみ上げて自分の宅地を消してまた水を戻すという方向でどうかと、合併当初の建設部長とやり取りをして、それはいい方法だということをやったのですが、なかなか歩道にそのホースがあたりすると滑るというようなところでどうなのかというのがあって、お休みになったり、また復活したりする部分もあった。

あったのだけれども、やはり地下水ではなく表流水を使うということで、特に流雪溝については期待していたのだが、なかなか回す水が来ないと。ポンプ場も完成したのに全然水が来ないというのを怒られてばかりいる。であるならば、せめて冬場、あそこに水を流してもらって、それをくみ上げて多少利用するという、前に戻ってやるということはどうかということで考えていたら、関係の方たちでそういうふうな話をしてやることになったと。それはよかったと。

あとは流雪溝です。流雪溝は本当に水を流す気があるのかどうかということなのです。これについては今、市長の頭の中には、整備はしたけれども、なかなかくみ上げる水がないから、当分できないのか、もう流雪溝は駄目だと断念をしたのか、というところをお聞かせ願いたい。

○議 長 市長。

○市 長 3 環境共生について

大変重要な課題だと思っています。この件の細かい点については担当の部長なり課長なりから答えてもらうことにしますが、今ここの議場でも何回か議論したり報告的な形でやったと思いますが、ご質問もいろいろあったかと思っています。最初に設定をしている面の広さ、これが果たしてそのままでもいいかという問題等々にも絡んでいく問題と、もう一つは井戸規制が3年前までですね。私が就任して次の年の11月に——前から準備をして検討してきた、例の地下水の極限状態の、全て掘ってはならないという条例を全面的に改正したわけです。これがかぶってきていますので、今度は掘れるようになったという。

そして、当時とまた違う、なかなか住まなくなった場所が出てきているという課題も含めて、そういったところに全て流雪溝という形が果たして取れるかという、結構これは難しい問題に、正直言ってまた経過的にそういうことに陥っているというところも、私は否めない

ところだと思います。この件につきましては、今ほど一番、最初に申し上げた面としての整備の中のどこをどうするかということが、今、検討されていると思いますので、この中で農業用水の利用等も含めて、様々本当に難しい課題であります。やっていかなければならない。そういうふうに思っています。担当部のほうにこの後は答えてもらおうと思います。

○議長 建設部長。

○建設部長 3 環境共生について

駅西地区の流雪溝につきましては、計画としては当然生きているわけですが、先ほど市長が申し上げましたように、条件的に変わってきているという部分を考慮した中で、地域の意向として本当に流雪溝が必要なのか、そういった部分の研究も必要ではないかと感じております。地下水が掘れるようになった中で流雪溝の必要性、そういった部分をまた再度確認しながら検討する必要があると担当では感じております。計画自体はまだ、スノートピア計画ということですので、将来に向けた部分を頭に入れながら、考えていきたいと感じております。

以上です。

○議長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 環境共生について

分かりました。非常に難しい問題で、どうなのかというのはあったのですけれども、今朝、9時時点で市のホームページで公表されたのを見ますと、北辰小学校がついに30メートルまで下がりました。浅井戸40メートルですと、大体ポンプの位置が30メートルなのです。そこまで下がると浅井戸は水はまず出なくなるだろうと。自分の家の処理ばかりではなくて、道路として掘っていた分、そちらは間違いなく出るだろうけれども、そうしたときに生活としてどうなのかという問題が出てきているわけです。ですので、これから意向調査をしてということでありましたから、そこを期待したいと思っています。

来年度予算のほうでは、担当課のほうには十日町市、松之山温泉の地下温水熱。川の水をくみ上げて、温水熱で温めて、道路に流して、消雪して、また川へ戻すという、あれも表流水の使い方ですよ。ああいったところも検討して、やはり地下水に頼ったということをやっていくと、既存の浅井戸はまず間違いなく枯れてくるだろうと。それを掘ってもらえばいいのだという考え方でやっていけるだろうかということなのです。これは来年度予算に係るものでありますから、そこら辺も含めて、早急にこういうところの調査をして、早急にやらないと。

まずはこの冬の雪処理をどうするかという問題ですけれども、昨日も緑町、栄町、見て回りましたが、機械除雪が間に合っていない。圧雪が20センチメートルです。4駆なら走れるけれども、FFは非常に厳しいのではないかと状況が発生している。だけれども業者は真剣に押しているわけです。今度は押し出す場所は、なかなか今度は「いいですよ」と言ってもらえない部分が出てきているということを含めていくと、これは本当に地下水に頼っていればいいのかという問題ではなさそうだとということなので、本当に意向調査をして、

しっかりやってもらいたいと思います。

4 産業振興について

次に4番目、産業振興についてであります。市の基幹産業である農業の中で、稲作の令和2年度作況指数は107、カントリー集積分を含めた1等米比率は78%と報告をされている。主食用米の予想収穫量は59万5,400トンで昨年より1万6,500トン増加と見込まれている。この3年間の作付面積推移を見ると、主食用が4,698.6ヘクタール、4,962.7ヘクタール、そして4,942.5ヘクタールと、実需の需要を満たす生産体制への移行は、南魚沼では進んではない。国は主食用米の作付面積を減らせと言っているわけですから。

その原因は加工用米、新規需要米への移行は価格の問題であるがため、また外食、中食産業のコロナ禍での需要の落ち込みが業務用米のだぶつきを生み、民間在庫が大幅に積み上がるために、今年度産米の価格、並びに販売予約数量の面で落ち込みが見られる。海外への輸出も含めて、市内での米の消費をいかに増やすかが問われてきている。

コロナ禍の中でも首都圏を中心とした宿泊・観光客向けに12月1日から利用が始まった雪恋プレミアム旅行券には期待をしている。1施設100泊という上限があるが、国のG o T o トラベルとの併用で多くの方に利用していただき、コシヒカリの消費に貢献することも期待している。この通告書を出した時点ではG o T o トラベルの一時停止ということはまだ発表になっていなかったということであります。

しかし、旅行券取扱店募集に一部宿泊施設には協力金をお願いしますという文言がある。新型コロナウイルス感染症対策のみんなで頑張ろうという経済支援に、水を差すやり方である。どこが発想して金額まで決めたのか、残念でならない。

そこで、ブランド米コシヒカリの消費につながる雪恋プレミアム旅行券取扱店募集の中に、一部の宿泊施設は協力金をお願いしますという文言がある。この文言を取り消すとともに、こういう発想をした部署に猛省を促すべきではないか。

以上です。

○議 長 市長。

○市 長 4 産業振興について

それでは寺口議員の4つ目のご質問に答えます。産業振興であります。雪恋プレミアム旅行券のことにつきまして、一部の宿泊施設は協力金をお願いしますという文言、これについて、これを取り消し、そして発想した部署に猛省を促せということであります。

12月1日から利用を開始しました、南魚沼市宿泊者限定雪恋プレミアム旅行券であります。今回の旅行券は7,000円分の宿泊券です。これに加え3,000円分、1,000円掛ける3枚分と一緒にセットされているのですけれども、これは地域利用券です。これがセットになっています。宿泊されるお客様方が宿泊施設で朝食や夕食、そういったことでブランド米であるコシヒカ리를召し上がっていただく機会にもなろうかと思えます。また、地域利用券を使ってお土産を購入いただくことも当然、可能であったりします。南魚沼産コシヒカリの消費につながることも含め、域外の需要を取り込んだ地域経済の支援につながることを本当に期

待しているところであります。しかしながら、前の議員さん方、どなたかに答えたとおり、今6%弱という利用率ということで、かなり今のこの状況下で苦戦をしているということでもあります。

本題です。寺口議員がご指摘の、一部の宿泊施設は協力金をお願いしますという文言、この件についてであります。10月2日に開催しました経済再生連携会議、これはこのコロナ禍において、ずっと前から続けている会議であります。参加しているのは、当然、南魚沼市が主導してやっていますが、市議会の議長さんにも参加していただき、そして市内3商工会、それから市観光協会、JAみなみ魚沼、この構成メンバーで成り立っている会議であります。

ここでプレミアム付き旅行券発行事業についてご提案というか、どうだろうかという協議をしました。これにつきまして協議を行ったところ、その際ですけれども、地域利用券の使用可能店舗の拡充のほか、観光協会正会員及び賛助会員団体に属していない宿泊施設——実際にあるわけです。それにつきましては、例えば企画立案から実施、宣伝告知や、または事務作業まで個々に行わないで済むということへの、そういう応分の負担、こういったものを経済団体は考えるという話が出ています。

私も実は観光協会長というのを若い時分から13年間、その前の仕事から含めると約20年間、こういったことに務めてきましたが、この中では本当にそういうことは現実としてございます。しかし、この件についてはちょっと後に触れます。

そういうことの応分の負担として協力金の支払いをお願いすることについて、意見交換がこの場で実際に行われたわけです。会議構成員の了承を得た上で、1冊当たり500円の協力金をいただくことを参加条件として事業を進めようということになってきたということが事実でございます。このことで市観光協会に協力金に関する苦情というのは——恐らく寺口議員はどなたかからそういう話をお聞きになって、猛省を促せということにつながったのだらうと思うので——食い違ふとなかなかややこしい話ですけれども、私が直接聞いてはいませんが、担当の皆さんや関係者から聞く話ではそういう施設というのは——本当にごめんなさいね、悪く取ってほしくないですけれども、ごく一部だということです。かえって多くの非会員の対象施設からは、事業に加えられて非常にありがたいという意見、直接の意見が、これが大変多いということ、市観光協会からも聞き取っていることであります。

がゆえに今回駄目だということではありません。この後を聞いていただきたいのですが、しかしながらなのであります。そういう声が多いということですが、しかしながら、今回の新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響は、第3波、第4波もと言われていますが、生じている今、旅行などの移動が制限されると、さらに大きくなることが予想され、とりわけ宿泊業の皆さんにつきましては、深刻な影響が長期的になる恐れがあることから、現在のこの情勢、また今後のスキーシーズンの見通しなどを見込んだ中で、改めて市の観光協会と協議・検討させていただいたところであります。

この中で今回の事業では、会員・非会員を問わず協力金は取らず、支援させていただくことに変更させていただいて、12月14日付で南魚沼市観光協会が連絡文書を発送しております

すので、この点をご理解賜りたいと思います。

同じ発想では、プレミアム付き飲食・宿泊券のときも実はこの議論はございました。しかしながら、状況に照らし合わせた中で、半分は当然市民の皆さんにご負担をいただく、そして税金の投入もある、こういう中でそれをやらなかった。宿泊券の本旨からは今回は別角度かなという気も私はしていますが、しかしながら、こういう対応でやるべきだということがかじを切りましたので、ご理解を賜りたい。

したがって、状況を鑑みての変更となりましたが、あくまで事業スキームの検討段階において、各方面の皆さんからも同様の意見をいただいた中で進めてきた事業でありまして、そういうことを持ち出した私どもの市の部署に対して猛省を促せとか、そういうことではないと私は考えておりますので、この点はよろしくお願ひしたい。1冊当たり500円の協力金を廃止することで、そういうことも踏まえた中で、経緯があったにせよ、参加施設が増えていくように努力をしてまいりたい。そのように促しているところです。

加えて最後にしますが、私は観光協会長をずっと経験してきていて——今回のこれに苦情を言っている方がそうだったということではないのです。今、観光協会が存続できなくて、その地区から消えていくという事実がある。その中で構成されていないという方の意見だったと私は判断してまして、そういうことでは私が当初言った、前に観光協会長だった頃は——ごめんなさいね、その頃は大会の支援とか様々なことに手を出すことや、お金を出したくないということも含めて離れていった会員がいた時代がありました。今回のこの件について苦情をお話されている方については、今ほど私が後段申し上げた組織されていない場所のところの方の発言であったというところに、私は非常に心を留めたというか、ああ、そうか、と思いました。

そうでない場合には、この課題というものは、実は根強い問題としてありますので、猛省とか、そういうことで片づけられない大きな課題。加えて言うならば、今回私のところに社交業組合の方が来たというふうに午前中発言しましたが、社交業組合は今ないのです。この新型コロナウイルス感染症の前に解散しているのです。そして、飲食業の団体もないのです、市内全域で。この状況になると、こういうことでいいのですかということですか。

なので、もう一度そういったところを、業界の皆さんともよく話し合いをさせていただいて、きちんとやはりこういうことは通常平時から用意をしておいて、こと有事の際にはみんなで一致団結して進めるとか、状況を聞ける、そういう団体をつくっておいていただく。そういうことが非常に大事かと思うので、もう一度宿泊施設や飲食業の皆さんに逆に私からも問いかけていく機会を、また関係の皆さんから努力していただくことを、ぜひとも求めていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 産業振興について

市長の思いのほうはよく分かりました。しかしながら、この事業自体が新型コロナウイルス

ス感染症対応地方創生臨時交付金事業であります。事務費を含めて全て税金でやるという事業であります。ですから、観光協会、非会員とかそういう問題はまた別個の問題であると私は思っています。これはとにかくコロナ禍で会員だろうが非会員だろうが、もう大変なのだ。そこに国が税金を使ってやりなさいと言ってきた。市とすればこういう券でやりましょうと言ったわけですから、皆で頑張ろうという姿勢がなければ駄目なのです。その中に会員だ、非会員だなどと言っていることが私は猛省であって——先ほど午前中にもプレミアム付き飲食・宿泊券についても市の観光協会からまだ報告がないというのがありました。

だから、そういうところが私はコロナ禍の中でいろいろなところで組織としてどうなのかというのが見えてきたわけです。ですので、会員だ、非会員だということではなくて、やはりみんなで頑張ろうというところは見せてほしかったと思っています。市長の思いのほうはよく分かりましたので、最後の質問にいきます。

5 都市基盤について

都市基盤についてです。10月末現在の畔地浄水場の取水量、送水量、配水量、有収水量とも昨年並みである。今年度は福祉減免と新型コロナウイルス感染症対策の基本料金半額免除などもあり、水道料金は昨年より7.8%の落ち込みであるが、人口減と流入人口減による料金の落ち込みが大きい。水道事業は地域別水源方式への完全移行を目指して、水源の再開発へのロードマップを少しずつ歩み始めた。

しかし、改訂経営戦略でのケース2、浄水場適正規模の更新と非常用水源の利用の場合、つまり畔地浄水場を水需要に合わせた縮小と井戸水飲料を維持する場合、これがケース2であります。ケース3、浄水場を廃止し、井戸水飲料に切り替えた場合の維持の費用を比べ、ケース2とケース3を比べて、効果と称した試算表が公開されている。前者のケース2の費用は、適正規模とは何かを示されず、かつ費用の積算根拠が曖昧である。また後者、ケース3であります。一定期間内での費用全体額がいまだに示されず、比較対象としては実に不十分であります。

市内一番の人口を抱える六日町市街地の井戸水飲料は、経費を含めた改善が本当に可能なか不安であります。また、従来の借金を返しながらの新規費用の返済であるから、数値が問題となる。畔地浄水場の監視施設を利用しながら、自然流下での供給が可能な地域と、ポンプアップが必要な地域を分けて施設更新を図るべきである。上流水源の優先利用と水の自然流下方式、つまり水は高いほうから低いほうへ流れるは、水運用の基本である。基本を無視した従来の畔地浄水場水源方式の改善を急ぐ必要がある。

そこで、現在の課題である畔地浄水場の適正規模の把握と積み上げ額の算出、耐用年数を踏まえた一定期間内での全体額の試算、これがいつ示されるのか。

以上であります。

○議 長 市長。

○市 長 5 都市基盤について

それでは、寺口議員の最後の5つ目の質問であります、都市基盤について。全体額の試算

がいつ示されるのかということでもあります。

産業建設委員会、令和2年10月19日開催の資料の中で、現時点でのケースごとの施設更新に係る全体額をそれぞれ大枠で示しています。ご覧になっていると思います。ただし、現状の課題として、議員の指摘のような整理にとどまっているという現状です。

浄水場の適正規模の把握は、井戸水源の確保水量により左右されるかと思います。また、自然流下方式は水運用の基本——当然ではありますが、こういう観点から、各6地区の水源を井戸水、またダム水に区分して、全体の日最大の必要水量3万立方メートルから規模を推定することも可能です。しかしながら、浄水場の規模のほかに、浄水方式、これは急速ろ過、例えばそういったことによっても、いろいろな方式によっても、建設費用は大きく異なってくるということでもあります。このようなことから現段階での試算は今の時点では先送りになっているということです。

この中長期の投資財政計画、これは40年間ですけれども、この作成によりまして、まず1点目ですが、井戸の水源方式に切り替えたとしても、現有資産の減少がない限り、現在の経常費用は大きく変わらないという点。それから2つ目、浄水場を含めた現有資産の減価償却費、年間約10億円が令和20年頃まで変わらなく推移をしていくこと、これらが明確になっているところです。

このようなことから浄水場の延命化方針の在り方について、水源の特性や地域に合った水運用の視点から、再検証することが必要となっているという状況です。議員がご提案してくださった、地域を分けた複数の水源方式化することも有効策の1つと考えています。

こうした中、現在、送水費用のかかっている高台部、高い位置にあるそういう塩沢地域から順次、井戸水源を開発して、水源の切替えを行った試験運用をしつつ、施設建設の費用、維持管理費用、水運用上の課題などを整理していく方針。併せて地盤沈下の影響調査なども同時に行っていかなければなりません。そして、これらの水源地利用の常用化の判断については、令和5年度を目標に設定しています。この頃までには、地域別水源方式の全体額の精度については、きちんと我々が目にすることができるのではないかと考えております。まだ本当に過渡期かなという状況であります。

最後にいたします。併せまして、浄水場の適正規模を数区分設けて、かつ浄水方式も想定した試算を検討するなど、次期経営戦略の見直し課題の1つとなるものと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 5 都市基盤について

やろうとしていることは分かるのです。とにかく減価償却費、400億円とも500億円とも言われた当初打ち込んだ費用です。それを我々が返しているわけですから、大変だと。これを解消するにはどうしたらいいかと。その方向は間違っていないです。間違っていないのだけれども、この比較対象は、本当に例えば市長が言った40年間比べてどうなのかということが積み上げ方式で出されてきたとなれば、なるほどこちらが安いと。それは分かるのです。

それが出されていないのです。だから、私はこれは大変だと思っているのです。

市民病院の建設も当初は42億円だったのです。それが83億円まで膨れ上がってきたと。ついても分かるように、とにかく数値を出すのは非常に難しいけれども、数値がなければ、また将来世代に不安を残してしまうのです。ですので、市長もう1回ですよ、気合を入れて、令和5年などと言っていないで、もう来年度中にばしっと出すという方向を出してもらいたい。いかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 5 都市基盤について

病院の例を例えてもらいまして、そういうことが往々にしてあり得るということでありますので、本当に緊張感を持ってやらなければいけないと思います。来年ばしっとやれるかどうかについては、私は今ここで答弁しかねるので、見通しについて令和5年と言わずにできるのかどうかも含めて、担当のほうから答えてもらうことにします。そういう思いを持ってやらなければいけないということは理解しました。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 5 都市基盤について

今ほど市長の答弁にもありましたけれども、市内を6ブロックに分けて、今、非常用水源を開発しています。その非常用水源を検証しながら常用化できるか、ということで水量、水質のほうを検証しながらやっていくということで、どこを畔地浄水場から切り離して、どの程度畔地浄水場の必要水量を確保しなければならないとか、そういうものを検証しないと、なかなか畔地浄水場の詳細の更新費用というのは出てこないということで今考えてございます。

今、高台部の塩沢を進めていますけれども、それぞれを検証しながら畔地浄水場の更新費用というものをを出していきたいということで考えております。今年、来年すぐできるかと言いますと、なかなか難しいと考えています。令和5年度くらいをめどに、何とか詳細を出していきたいと考えております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 市長。

○市 長 私、今日は訂正が多くて申し訳ないのですが、今ほどメモが入りまして、先ほど答えた2つ目の質問のところだったのですけれども、中学の統合を「7校から4校に」と私が言ってしまったかもしれませんが、「6校から4校」。ごめんなさい、これをまた訂正させてください。

それから、石打小学校と上関小学校の統合を含めると、小中学校は26校から20校に再編されることとなりますので、つまり、26校から20校になるということでございますので、訂正させてください。おわびします。

〔「数字が命ですから」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、寺口友彦君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで、休憩いたします。再開を4時15分といたします。

[午後4時02分]

○議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

[午後4時15分]

○議 長 本日の会議時間は質問順位7番までとしたいので、あらかじめ延長いたします。

○議 長 一般質問を続行いたします。

○議 長 質問順位6番、議席番号8番・永井拓三君。

○永井拓三君 それでは、通告に従いまして一般質問を始めます。

1 南魚沼市の環境政策について

2019年2020年のシーズンは観測史上最も雪の少ない量と言われたシーズンでありました。市内のスキー観光における経済循環も停滞したことは記憶に新しいです。一方で今シーズンといえば、先週の議会初日からの降雪が、初雪としては観測史上最も多いとされる量です。この大きなギャップは短期間の気象推移としては極端なものであり、地球環境の変化を強く感じるものであります。雪降るまちである南魚沼市がいつまでも雪資源を利活用することができるまちであり続けるためには、小さな努力も含めて、環境政策に関する指針をしっかりと持たなければなりません。

人間は消費と生産を繰り返すことにより経済を成長させてきたことは事実であり、エネルギーに関しても、ガソリンを燃やすなどの行為をしなければならないということもまた事実です。消費をゼロにすることはできなくても、減少させる努力は可能です。そのようなことを各々が行うことで環境に対して持続可能な社会の実現を目指すことができるのではないかと考えております。

個人的なことではありますが、私はここ半年以上ペットボトルの購入をやめ、水筒により飲料を維持管理しています。また、コンビニ等でも紙コップのコーヒーを手に入れることをやめることでごみに対する意識を持つことが、考え方が大きな変化として表れてきました。各々の小さな努力によってしか変化が起きない環境に対する物事を、南魚沼市は政策としていかに昇華することを目指しているか。そのことについて以下のとおり質問をいたします。

1、市長選挙で訴えていた脱炭素社会を目指す道筋はどのようなものか。2、南魚沼市の環境教育は今後どのような計画で進めていくか。3、環境共生について、イノシシなど有害鳥獣駆除を地域おこしにつなげることはできないか。

壇上からは以上です。

○議 長 永井拓三君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、永井議員のご質問に答えてまいります。

1 南魚沼市の環境政策について

南魚沼市の環境政策についてであります。初雪が過去最高の積雪と、もう既に去年1シーズンの雪の累計の量を超えています。降り始めから3日間で超えました。極めて異例だと思っております。この市長選挙で訴えていた脱炭素社会を目指す道筋はどのようなものかということで、最初の小さいところから始めようということとまた話がずれてしまうかもしれませんが、現在考えていることを述べて、答弁にしたいと思います。

今年に入ってから世界各国で脱炭素社会の実現に向けて、大きくかじを取る動きが加速しています。日本政府は化石燃料を使用した石炭火力発電に新たな規制を加え、抑制するとともに、代替には自然エネルギーへの転換を進めていくものと報道されています。その中でも再生可能エネルギーについては、様々な技術革新が待たれるなど、多くの難しい課題があると思いますが、新たなエネルギー利用によって温室効果ガスの低減を進める中心的なものになると期待するものであります。当たり前の議論を今、しました。

政府の目指す脱炭素社会の実現は大きな目標として、国を挙げて高度な技術開発力が求められるものが多い一方、地方の一自治体である南魚沼市で、私たちが将来に向かってできることは何か。それは小さい取組もいろいろあるのですけれども、私はそれが雪だとも考えています。このことをずっと申し上げています。雪の持つ自然エネルギーを有効活用することこそ脱炭素社会への実現、地球温暖化の抑制に資する取組として、南魚沼市から一石を投じること、そしてその先頭に立つべき資格があるのではないかと考えているからであります。

既に市内の民間事業者において、雪の活用については、エネルギー活用だと思いますが、10施設の雪室が既に整備され、稼働し、事業用に利用されています。これは全国でもそう例があるわけではありません。主に今はお米も含めて、お酒、例えばお肉などの食品類が大半を占めています。しかし、食料品以外の用途など、まだまだ多くの可能性を秘めていると考えています。

所信表明でも触れたところですが、さきの10月、小泉進次郎環境大臣と面会をさせていただいて——今後の脱炭素社会の実現に向けた政府の取組、こういったことが報じられてもいましたし、これまでも位置づけられていたところを引き上げていこうという報道があったことをつぶさに感じ取って、手紙も書きましたし、加えて関係者のご協力の中で大臣室での面会を実現させることができました。政府の今後の取組に対して南魚沼市を雪冷熱のフィールドとしてぜひとも活用いただくよう要請をさせていただいたところでもあります。正式に申し上げました。全国では上越市や、例えば北海道の美唄市も含め、ありますが、南魚沼市は様々な地政学的な優位点もある。そういうふうな中で、いろいろな話を実は大臣とさせていただく機会を得まして、大変うれしかったです。

私を感じるころ、この中で大臣も身を乗り出すように話を聞いてくれ、そしてご自分も話をしてくれ、雪のことにに関してこれだけ熱意を持って話を聞いたことは、私は初めてですという発言もいただき、リップサービスだったかもしれませんが、加えてそういうことがあれば、ぜひ南魚沼市にご視察にも来ていただきたいという話をしたところ、検討してみましようという話をいただきました。これは実現するかどうか分かりませんが、そういう思いは

大臣に届いたものと考えています。

脱炭素社会に向けた国の施策は、これから徐々に示されてくるものと考えていますが、当市の雪資源、私どもの固有のものであると思っている、そういう資源が、脱炭素社会を実現するエネルギーの1つとなる大きな可能性を秘めていると考えているところでございます。

2つ目の市の環境教育は今後どのような計画でいくかということです。環境教育であります。脱炭素社会でも話をしたとおり、未来の可能性への期待が大きいものだと思っておりますが、決して問題がないばかりではありません。例えば太陽光発電の景観の問題とかも指摘されていることもあります。使用後のパネルの大量廃棄の問題はどうなのだというのも一方ではあったり、福島県においては、海上風力発電施設の撤去などが、ついこの間、話題になりました。資源や環境への多くの問題も山積していると認識をしています。未来を担い、問題に直面する次世代の子供たちに対して、正しい知識や考え方などを教えていくという意味からの環境教育は大変重要な課題であると考えています。

豊かな環境を維持しつつ、持続可能な発展ができる社会をつくっていくためには、広く市民全体においても環境保全に取り組む考え方の醸成が必要になるかと思っております。これらも含めて私どものキーワードとしては、もし、この当該地域の我々の子供たちに、何を語るかという大人の立場からすれば、雪を除いて語っていても順番が違うのではないかと私は思っております。これが誇りに思えるような地域づくりを進めていかなければならない。それも、ひいては産業化につなげていかなければならないと考えているところであります。

3つ目のご質問であります。環境共生について、イノシシなどの有害鳥獣駆除を地域おこしにつなげることはできないかというご質問であります。事前にもしも伺えることがあれば、私は聞いてから答弁をしたい。逆に提案を受けて、それについてどうかということであると、少しこれは答えに窮します。

例えばジビエの問題としてこれを捉えるというようなことの、多分、小さい発想しかできないなと思われるかもしれないかもしれませんが、そういうことなのかとか、では、地域おこしが市外からの例えば狩猟の皆さんをここに呼び集めて、そういったことも含めて、いろいろな発想をしたらどうだということをおっしゃりたいのか。ちょっと私には想像ができかねたので、それぞれの答えは私は用意してきていますが、これについては申し訳ございませんが、再質問でさらに詰めていただき、掘り下げていただければ大変ありがたいと考えております。

以上です。

○議 長 8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 南魚沼市の環境政策について

今ほどの答弁を聞きまして再質問したいと思っているのですが、1番からいくと、日本政府は温室効果ガスを削減するという大きな目標に掲げて、いわゆる脱炭素社会を目指していきましようというところが大筋なわけです。それに対して、では南魚沼市は雪を使って脱炭素社会を目指していきたいというのが今の市長の答弁だった。では、雪を使っ

て脱炭素社会を目指していきたいというところまでは分かった。

今度は日本政府が言うような温室効果ガスをどれくらい削減できるかという課題に対しては、雪を使って脱炭素社会を目指そうとしている私たちの市は、どれくらい温室効果ガスを削減できるのかという見込みはどれくらい計算されているのかを、まずお聞かせください。

○議長 市長。

○市長 1 南魚沼市の環境政策について

計算ができていないわけではないだろうと思いますが、もし、していたらうれしいですけども、必ずこれは、今、原発の問題も含めていろいろある中で、自然エネルギー、自然電力、どういう電力を使うかという中で、化石燃料に頼らざるを得ない、大きなウェイトを占めている中で、電力を使わなくても貯蔵や様々な倉庫群という実現も可能な施設としての雪利用という観点から、非常に大きな可能性があると思っています。計算をしているかどうかまでは分かりません。多分、答えられないと思います。

以上です。

○議長 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 南魚沼市の環境政策について

これはすごく重要な問題なわけです。目指していくものがよいものになるように設計を試みたのだけれども、やってみたら実は逆効果だったということが世の中には多少なりともある。そこはきちんと検証していかないと、やってみたのだけれども、あれ、ちょっと計算違いだった、というわけにはいかない。

例えば、最近私がよく感じるのは、EV、電気自動車を使うことによってガソリンの消費を減らしていこうということが言われている。では、その電気はどうやって作り出しているのか。結局、燃料を燃やしているのです。では、車の耐用年数がどれくらいなのかと聞くと、8年だということです。8年で何が駄目になるか、バッテリーが駄目になるわけです。8年たったらバッテリーを交換しなければいけない。ではそのバッテリーはどうやって廃棄するのですかという話をすると、まだめどが立っていません。何だ、それ、という話なのです。だったら今乗っている燃料を燃やしている車両を維持管理していったほうが、地球環境にとってはもしかしたらよいのではないのかと。最近キューバの車を見ていて思いました。

キューバという国は1960年代、1950年代の車もまだばんばん走っているし、100円のライターに自分たちで何回も使えるように燃料を補給して使っているような、そういう社会なのです。一体全体、どちらのほう正しいのかというのは分からない。ただし、それを検証したのであれば、雪冷熱を使って温室効果ガスを削減することができるから、私たちはそこを目指すべきだということは、声を高らかにして宣言してもらいたいと思っているので、その辺りは私も否定は全然しないので、ぜひ、そういう計算をした中で目指すべきものを目指してもらいたいというのが一番の課題なのかなと思っています。

今後、いわゆるエネルギー問題というのはすごく重要な課題になってくると思うので、単純に味つけをしているうちに訳の分からない味になってしまった、ではなくて、うちはこの

味で勝負するのだと決めたら、ぜひ、研究費をつけてでも雪冷熱に関する事案をどんどん進めていてもらいたい。これだけ市長の言うように10施設が事業利用として、というところだと思うので。

この辺りをもう1回聞きたいのですけれども。10施設ありました、事業利用しています。事業利用ということは、例えばお酒であったら、冷蔵庫のような微振動がないからお酒の味がおいしくなっているかもしれない。例えばニンジンであれば、根菜だから糖度が上がっているというような研究もぜひ進めてもらいたいのですけれども、そういうことが事業利用のためにそれを採用しているのか。それとも環境保全のためにそこを採用しているのか。その辺りのバランスをしっかりと見てもらわないと、事業利用しているものを脱炭素社会に向けてということはまた少し別だと思うのですけれども、その辺りを市長はどうお考えですか。

○議長 市長。

○市長 1 南魚沼市の環境政策について

事業利用と脱炭素社会に向ける環境の問題と、両方でいいのではないかと思います。そのほうが私は心を打つと思います。具体的に言えば、その10棟がどれほど電力の消費を抑えられているのか。そういうことは計算できていると思います。だからこういう規模でやると、こうですよということは、結構、今、実証をしているようなところも、ある種、あるのではないかと。長岡におけるデータセンターでは、電力量を3割以上カットができるということを行なったときから聞かされました。表もあります。それはいただいています。規模感とかいろいろあるので、簡単に言えないかもしれませんが、既に、いわゆる電力消費量としては、それはひいてはいろいろな化石燃料等のことに置き換えられていくわけなので、そういうことから言えば既にやられていると思います。

でも、まさに議員が今お話をされた、学術的な見地とか研究費とか、そういったことというのは、これを進めていこうという中では当然やらなければいけないプロセス。しかし、私どもだけではなくてほかにも研究を始めている人たちもいますので、勉強をしながら雪国の、それこそ連合でこういったことを進めていければ、こういったことに環境省の様々なモデルの費用が、こういうことをやってみる、我々はこういう意欲を持っています、こういったことで話は前に向かって進んでいくのではないのでしょうか。そういう意味から小泉大臣にお会いしたということです。

○議長 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 南魚沼市の環境政策について

分かりました。ぜひ、せっかくエネルギー問題に取り組むのであれば、きちんとした研究費をつけてでも、長岡技術科学大学でも新潟大学でも、様々な雪の研究をしているところがありますので、そこと連携をして、ぜひ、有意義であるということを実証してもらいたいわけですね。実証した中で、本当に事業としてやられているほかに、これから南魚沼地域振興局のように冷房として実際に例えばこの市役所で使うとか、小学校で使う、中学校で使うというところに技術を派生していかないと、目指すべきものが、ただ食品の何かとか事業利用の

ために進めていくのではなくて、やはり地域社会の根幹になるような技術にもって行ってもらいたい。

そういうふうに技術を一般市民が体験できるように、体感できるように、例えばこれははるか先の話かもしれないですけども、各家庭に小さな雪を圧縮する機械が導入されて、冷房を夏、賄うことができるようになったと。そういうお家がたくさんある地域だとなれば、南魚沼市はここを有効活用できるね、ということが言えると思うのですけれども、市長としてのビジョンの中にそういう技術の応用があるか、その辺りを聞かせてください。

○議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼市の環境政策について

若い皆さんと話をするとき、まさにそういう話を——今年はコロナ禍であまり会う機会がなかったのですけれども、3年前くらいからそういう話をしています。できればそういう、きちんとユニット的なことが設置しやすい環境や、そういう素材を使って何事かの産業が始まっていてもらいたい。松井さんの起業のそういう中に、ぜひそういうことに取り組もうという若い世代が出てきてほしいと、私は心待ちにしています。そして、建設会社の皆さん等々も災害の、例えば土木、そういうことも新しい方向性があるでしょう。

加えてこの雪、今までは片づける専門家だったわけだけでも、こういう利用や産業化に対する、そういったことにも歩み出してもらいたい。どこかだけがやっけてはいけませんから。そういうことができ上がっていく。しかし、その前にぜひやるべきことは、当然これから皆さんともお話ししてやっけていきますが、これから造られる公共施設については、まずは雪を使う。そういうことをやらない限り、言っているだけなのです。まずそういうところからやっけていく。木材利用も既にコンクリートとかだけではなくて、本当に木材を使う。我々の建設の工程でもそれを義務づけていく。そういうことをやらない限り、言っているだけ。まずは隗より始めよ。そこから示しながら市民の皆さんの活動にもやっけていく。そういう象徴的な場所をつくり上げていく必要がまずは一方で必要で、加えてそれが一般化していくことが最も重要かと思います。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 南魚沼市の環境政策について

分かりました。そのような意気込みを持って、この雪冷熱の件は進めていただけて、近い将来、本当に実現できることを私は希望していますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

では、2番に移りたいと思いますけれども、2番は、環境教育というものは今後どのように進めていくかというところで、先ほどの答弁の中で、雪を除いて語っていくことは難しいという言葉が市長がおっしゃっていました。まさに本当に南魚沼市ならではの気象環境というのが今日の、3日間の大雪でも感じ取れるところだと思っていますので、雪というものを冬だけではなくて、ぜひ夏も含めて、この雪だけにかかわらず、水循環というものを考えていくことによって、例えば農業のことを語っていくこともできるとは思っているのです。こ

の辺りをもう少し詳しく説明いただけますか。

○議長 市長。

○市長 1 南魚沼市の環境政策について

私も答えることはできるかもしれませんが、特に教育に限定してお話をされておりますので、これにつきましては、教育長から答弁をしてもらいたいと思います。

○議長 長 教育長。

○教育長 1 南魚沼市の環境政策について

これからの南魚沼市の環境教育、その核になるのが雪であるというふうな答弁と、そしてまたご指摘もいただきました。この南魚沼市の環境教育について、その特色について少しお話をさせていただいて、どのようにして雪を位置づけるかをご説明したいと思います。

小学校と中学校においては、新しい教科書が採択されて、小学校では既に今年から、中学校は来年度からになります。その中で環境教育は、社会や理科、そして小学校では家庭科、中学校では技術家庭科などで教えられています。先ほどの水の循環という大きなイメージで語るときは、理科の学習の中でございます。水がこの自然の中でどのようにして循環していくかということは、理科の中で行われています。そのように様々な教科の中でエネルギーの問題、そして水の問題を学ぶことができます。

南魚沼市の特色は、教科書以外にこの地域の自然環境を活用した教育をどのようにするかということになります。それは総合的な学習の時間を中心に、特色ある学校づくりの推進事業の中で各学校が進めているところであります。水の働きなどは、総合学習の中で川を中心に行われているところです。また、農業の中でも水をどのようにして活用するかということも学びがなされています。

これから必要なことは、そこにどのようにして冬の雪を教育の中に位置づけていくかということが今後、課題であると感じているところであります。マイナスのイメージだけではなくて、雪を利用するというプラスのイメージを子供たちに新しい気づきとして芽生えさせるために、そういう視点を、そういう素材をこれから開発していくことが大事だと考えているところであります。雪を生かした教育についてまたこれからも研究を続けてまいりたいと思います。

以上であります。

○議長 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 南魚沼市の環境政策について

分かりました。とにかく環境教育というのは、何が一番重要かと言うと、子供たちにとって、環境に対して興味を持ってもらうということが一番重要なのです。私たちは車に乗ることをやめられないですから。包装紙にくるまれた物を買わないこと、無理なのです。無理なのだけれども、そこをいかにして将来に向かって減少させていくか、環境に対して意識を持たせていくか。去年はあんなに雪が降らなかったのに、何で今年こんなに降るのかというような疑問を子供たちが持ったときに、少なからず、間違っていないけれども、答えを先

生が教えてあげられるというのが私はとても重要なことだと思っているのです。

それを例えば教師とともに考えるだと、一番いいと思いますけれども、そういったことが今の教育長の答弁だと、学校教育のシステムから少しオリジナルなものを南魚沼市はやっているというところで安心はしたので、ぜひ、それはどんどん推し進めていってもらいたいと思っています。

何の因果か分かりませんが、私もずっと雪の研究をして、南魚沼市に移り住んできて、鈴木牧之記念館に行ったりすると、つくづく面白いと思っています。例えば鉄道総合技術研究所の正田先生がこの地で一生懸命研究したものが、日本全国の鉄道の雪氷学の技術のベースになっているわけです。そういうことを知る。今日だって話題ですよ、何でこんなに電車が運休するのと。それも雪に関連しているわけです。実は気象に関連しているわけではないのです。そういうことも含めて、南魚沼市ならではの鉄道総合技術研究所がありますとか、牧之記念館がありますとか。

牧之記念館に行けば、土井利位さんという、古河藩の藩主が書いた雪華図説のことも書いてあるわけです。今だったら考えられない。茨城県と埼玉県と栃木県の県境にある古河の土地の殿様が、顕微鏡で雪の結晶を描いて、それを本にしているのですから。何で茨城県とかあの辺りの土地でそんなことができるのか。それだってめちゃくちゃ大きな気象の変化です。忠臣蔵でも雪景色、水戸浪士の暗殺事変でも雪景色、二・二六事件でも雪景色、西郷隆盛の西南戦争は5月だけれども、切腹のときでも雪が降っていた。これは何の因果か分からない、諸説ありだけれども、それくらい日本も含めて世界的に気象の変化は著しい。この1週間でも痛感しています。

そういったことにどんどん興味を持つ子供たちが増えることで、理化学は興味の対象になっていく。理化学が興味の対象になってくるということは、本を読まなければいけないから、国語に目が行く。では、歴史を見てみたらどうなのか、社会学に興味を持っていく。そういう総合的な教育に雪を利活用してもらいたいというのが、私の思いなので、ぜひ、今後も調査研究をして、南魚沼市らしい教育というものを推し進めていただきたいと思います。

では3番、環境共生について。この辺りは先ほど市長から言われたように、私がどういう意図かというのを説明しないと答えられないということなので。これは環境共生の中で有害鳥獣、有害鳥獣という言葉が出てくるのだけれども、有害でなければ有害鳥獣ではないわけです。イノシシを獲って精肉にできる。精肉にできればお金になる、経済循環の1つの方法になる。だったらそれは有害ではないよね、という考え方もできる。

ただ、田んぼを荒らしたりすることに関しては有害なので、駆除をしようと。駆除をした結果、精肉できれば、地域おこしの材料にだってなるはず。ふるさと納税にイノシシの肉を出しても、もしかしたら売れるかもしれない。このようなことを含めて、地域おこしにつなげるというようなアイデアを市長はお持ちかどうか。その辺りを聞きたかったのです。

○議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼市の環境政策について

これはいろいろ考えてきたのですけれども、今質問を聞いていて、ジビエで頑張っている地域もあることも知っているし、そのジビエの精肉化していく、加工というのか、をやる施設を持っている地域も出始めているとか、そういうこともいっぱいづさに見たりするにつけ、そういうやり方もあるのかと思っておりますが、私の今の心情は、有害鳥獣という、有害というところばかりが頭にありますので、なかなかそれを地域おこしにまでつなげられるかというところには、まだ観点が自分としては残念ながら至っていない。いろいろな提言をいただいたり、様々な意見をいただく中でやっていかなければならないと思います。

今は熊に直面したり、イノシシも出始めて、鹿もあります。大変な切ない声を聞いたり様々ある中で、その対応に担当部署も含め、私の気持ちも含め、追われているという状況であるので、そこにまだ考えが至っていないところが正直な気持ちでありますので、よろしく願いします。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 南魚沼市の環境政策について

分かりました。とにかく市長の発想からいくと、雪というものが邪魔だと言われていた社会の中から、これを有効活用して、雪冷熱にしてという考え方ができるのだから、有害鳥獣と言われていた獣を有害ではなく考えようという発想は、雪をエネルギー活用しようというのとほぼ同じ発想になるはずですから、市長だったらできるのではないかと期待はしているのです。

この有害鳥獣を駆除するという作業が今若干難航しているというのは、私も理解はしています。今、話題になったように冬眠しない熊がいるとか、熊も新しい生活様式を手に入れてしまったわけです。いたちごっこという言葉が、もうイタチに似合わないくらい、熊ごっこなのではないかというくらい彼らも生活様式が変わっていると思っております。

そんな中で、人間の駆除に対する組織編制も大分変わってきてしまった。かつての頃のような組織編制で動ける人たちが少なくなっている。例えば猟友会の皆さんが高齢化していることで、なかなか駆除することが難しくなってくるという現状を踏まえて、例えば大和地域の猟友会、塩沢地域の猟友会、六日町地域の猟友会というのを、いわゆる当時の縄張りみたいな垣根を越えて、連携できる仕組みを南魚沼市の中だけで構築することができないのかということも含めて、社会問題とされている高齢化というのが恐らくこの有害鳥獣の駆除にまで来ていると思うのですけれども、その辺り市長の判断で何かしら解決する方法ができないかというのが私は気にはなっているのですけれども、何か考えはありますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼市の環境政策について

この件については、本当に猟友会の皆さんといつも会って話をしていたり、その実情をよく分かっている担当課のほうに答えてもらうことにします。

例えばさっきのジビエの話に戻ると、そういうことを事業化していこうではないかとかが出てきてもらえばありがたい。では全部行政がやらなければならないかという、そういう

ことでもない。また戻りますが、松井利夫さんの、松井人材育成基金による様々な起業家の中には、例えば同じ例でいうと、十勝ではチーズ工房を始めて、大変なヒットを飛ばしている起業家も出てきていますが、松井さんの関与によって同じやり方でやったのですね。行政だけではできないこともいっぱいありますので、こういったことがこの地域でも起きてきたら面白いという思いはして聞いています。

それでは、猟友会の件につきましては、担当の部長もしくは課長に答えさせます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1 南魚沼市の環境政策について

有害鳥獣駆除の関係で猟友会の皆さんの連携というご提案、お話であります。市の中での有害鳥獣駆除につきましては、市としては鳥獣被害対策実施隊員という非常勤の公務員でありますので、それぞれ同じ立場ですけれども、実態はイコール猟友会の皆さんであります。それぞれもとのまちの地域ごとの団体がありまして、それぞれ有害鳥獣だけをやっていらっしゃるのではなくて、狩猟をされている同好の団体でございます。

活動の場所については、遠慮といいますか、配慮というか、そういったもので区域をお分けているというのがかなりあります。ですが、私たちが依頼する段では有害の駆除でございますので、そこのところを連携なり、一緒になりというところが、私どもの課題としても捉えておりますので、今後それがスムーズに進むように進めていきたいと思っております。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 南魚沼市の環境政策について

分かりました。とにかく駆除というところでいったら、垣根は絶対に越えていただきたいと思っておりますし、先ほどのジビエの話になったら、それは産業として可能性が出てくるので、南魚沼地域全体で見た中で、遠慮をなるべくしないで済むような、産業に結びつくような方法を模索してもらいたいと思っております。

それこそ駆除するにも、産業化するにしても、いわゆる獣を捕えるのであれば、人間同士の通信の手段が絶対に必要になってくると思うので、ぜひほかの自治体のように南魚沼市も無線通信の補助に関しても進めていってもらいたいと思うのです。今、アマチュア無線の通信は、アマチュア無線をするためのものであって、いわゆる猟友会が猟をするためとなると、いわゆるアマチュア無線の範疇を越えてしまうので、その辺りはなかなか難しいから、小型無線をまた別に購入しなければいけないという法律の垣根を越えなければいけないのです。この辺りも各猟師さんであったり駆除担当者も必要に応じて通信をするわけですから、この辺り何か補助するような案が考え得るようだったらと思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

○議 長 市長。

○市長 1 南魚沼市の環境政策について

この点につきましては、担当する部長もしくは課長に答えさせます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1 南魚沼市の環境政策について

それこそ実施隊員の方の高齢化ですとか、有害鳥獣の頭数ですとか、そういった問題があります。そういった無線ですとか、機械やITや何かを使うことで効率が上がるとか、いい効果が生まれるようなものであれば、またその実施隊員の皆様と実情を伺った中で、どういったことができるか研究してまいりたいと思っております。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 南魚沼市の環境政策について

分かりました。とにかく何か害を犯すものを有害だと思っていたら、もうずっとそれはそのままなので、発想の転換を雪のときと同じようにしてもらって、イノシシであったり熊であったり、何かしら食肉にすることができるようなものは食肉にして、ふるさと納税の返礼品とすることで税収も上がる可能性があります。それこそさっき北海道の例を市長が語っていましたが、そういうこともツーリズムとして可能なことになってくるとは思っています。その辺り、いつまでも有害だと思わないようにしてもらいたいと思って、3番は終わりにしたいと思います。

2 南魚沼市の修学旅行について

それでは、大きい項目2番、南魚沼市の修学旅行についてです。これはもうそんなに大きく語る必要もないと思うのですが、修学旅行というものは、学業を修めるためにするものという位置づけが建前であって、本音は子供たちに最後の思い出をつくってあげたいと思っているところだと思うのです。何とか近隣でもいいから、子供たちに思い出をつくって、楽しい小学校、楽しい中学校、いわゆる義務教育を卒業させてあげたいと思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

○議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼市の修学旅行について

永井議員の2つ目の南魚沼市の修学旅行についてであります。この件は考えましたけれども、教育長から答弁してもらおうと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 南魚沼市の修学旅行について

南魚沼市の修学旅行についてでございます。現在の中学校3年生は、残念ながら新型コロナウイルス感染症の影響により3校が修学旅行はできませんでした。一方、小学校6年生は、全学校が修学旅行を実施いたしました。それは本年度は当初、県外を予定していた学校も、感染拡大地域を避け、佐渡市に行くことを決めて実施したわけでございます。

現在、中学校2年生の修学旅行について、各校で行き先や内容を検討しているところでございます。例年であれば京都・奈良方面を選択肢としておりますが、今回は新型コロナウイルス感染症の状況から、県内での実施、あるいは感染拡大の少ない近隣県での実施なども選択肢に入れて調整を行っているところであります。今後各学校では、生徒や保護者へのアンケートや、学年PTAを開催するなどして、修学旅行の可否や行き先を最終決定していくこ

ととなります。

教育委員会では修学旅行を、児童生徒が見聞を広め、よりよい人間関係を深める大切な機会であると考えております。安全に配慮した上で、可能な限り実施をしたいと考えております。同様に各学校でも旅行会社との情報交換を幾度も行いながら、新型コロナウイルス感染症に注意して修学旅行が実施できるように計画を立てているところであります。

以上でございます。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 2 南魚沼市の修学旅行について

分かりました。今の状況を聞いた中で、ぜひ進めてもらいたいと思っています。というのも、先ほどから何回も言っているように、修学旅行の本音と建前という部分でいったら、正直、修学旅行先で学んだことというのが、どれだけその人の人生に影響するかは分かりませんが、その中で一番重要なのは友人との思い出であったり、見たことのない景色を見たとか、そういうところだと思うのです。

ぜひ、本音は安全なところでどうにかやってもらいたいと思っていますし、建前では学校教育の最終年に近づくにしがって、きちんと学業を修めるのだよという1つの契機なわけですから、その建前は崩さず、本音は子供たちにしっかりとした思い出をつくってもらって、それこそ本当に市長の掲げる、またこちらに戻ってきたいと思う子供たちを醸成するような、そんな教育の最終形にしてもらいたいと思っています。

というわけで、ぜひ、小さい思い出でも、それはきっと一生覚えていくことだと思いますので、その辺りはしっかり検討してもらった上で、最終的な決断をしてもらいたいと思います。それでは終わりにしたいと思います。

以上です。

○議 長 以上で、永井拓三君の一般質問を終わります。

○議 長 休憩といたします。再開を5時15分といたします。

[午後5時02分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後5時15分]

○議 長 質問順位7番、議席番号2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 大変な雪の中、傍聴の皆さん、大変ご苦労さまです。それでは、一般質問を、発言を許されたので始めさせていただきたいと思います。

この大雪で関越自動車道で大規模な立ち往生が先般発生しまして、南魚沼市が全国ニュースで紹介されるような事態となり、改めて豪雪地帯の大変さを痛感いたしました。そして私も実は昨日、見附市で行われた柏崎刈羽原発30キロメートル圏内の自治体議員研究会に参加してきました。帰りは見附市では晴れていたのですが、川口辺りからどうも吹雪模様となりまして、南魚沼市に着く頃には大雪で国道17号も徐行しながら進むような状況でした。議員研究会から帰りながら、こんなときに柏崎刈羽原発で事故が起こったらどうなるの

かと、改めて柏崎刈羽原発の再稼働などは認めることができないと、決意を新たにしたところでございます。

それでは、今日は大項目2点について一般質問をさせていただきたいと思っております。

1 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分に対する認識について

まず、大項目の1点であります。地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分に対する市長の認識についてであります。9月議会における専決処分に係る第25号報告の質疑では、地方自治法に定める専決処分の扱いについて、先輩議員からも厳しい指摘があったところです。この地方自治法第179条第1項の規定に定める専決処分については、これまで曖昧な運用が指摘されていたことから、第28次地方制度調査会における、制度本来の趣旨に即した要件の明確化等を図るべきである、この答申に基づきまして、平成18年の法改正により、議会の招集する暇がないと認めるときという規定から、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会の招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、とされて厳格な適用が求められることになりました。

そもそもこの議会二元代表制の趣旨からいえば、本来的には専決処分は望ましいことではないということは当然であります。その運用は議会が成立しないときですとか、議会において議決すべき事件を議決しないときですとか、またこの法改正で定められた、特に緊急を要し、時間的余裕がないことが明らかと認めるときというように、その運用は厳密に限られています。しかしこの12月議会においても、給与条例の改正等の専決処分の報告がなされたわけですが、改めまして、これら専決処分に対する市長の認識について伺いたいと思っております。

壇上からは以上でございます。

○議長 長 梅沢道男君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市長 それでは、梅沢議員のご質問に答えてまいります。

1 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分に対する認識について

地方自治法の規定に基づく専決処分に対する認識についてということであり、専決処分を行う判断につきましては、梅沢議員も元市役所職員でございますので、よくご存じのことと思います。市長における専決処分は、地方自治法第179条第1項の、特に緊急を要するため議会の招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときということが、特殊なケースを除き、根拠となります。

今定例会初日の専決処分の報告の際にもご説明をいたしました。今回の議員報酬や特別職、一般職の期末手当に関する条例の一部改正につきましては、説明したとおり、当初11月27日に議会臨時会を開催するべく準備を進めておりました。しかし、市職員で新型コロナウイルスの感染者が発生して、職員二十数人は11月18日から2週間、自宅待機となりました。11月18日には本庁舎本館を閉庁して消毒作業を実施し、翌19日からは2階、3階の一般立入禁止の制限措置を行い、その後24日からようやく本庁舎本館の立入制限が解除となったという状況であります。

自宅待機となった職員が担当している業務のうち、職員が復職するまで待てない業務は、当然のことながら対応する応援の職員を入れて行わなくてはなりませんので、各部から応援の職員を入れて対応していた状況であります。通常業務に加えまして、新型コロナウイルス感染症関連の対応も非常に多く出てきているという状況の中であり、議会臨時会の準備作業を行うことは極めて困難な状況でありました。また、期末手当の基準日は12月1日でありますので、12月1日までに条例を改正する必要というのがありまして、時間的な余裕、開くいとまがない状況と判断させていただきました。これらの状況を総合的に判断し、やむを得ず、11月27日付で専決処分とさせていただいたものでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

私の認識であります。専決処分が認められるのは、先ほど議員もお話をされましたが、改めて申し上げます。1つ目、議会が成立しないとき。2つ目、地方自治法第113条ただし書の場合において、なお会議を開くことができないとき。これは出席議員数が議長のほか2名を下回るとき。3、普通地方公共団体の長において、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき。4つ目、議会において議決すべき事件を議決しないとき。今回は3に相当すると考えております。

以上の4つであるということは十分に承知しているところでありますので、今後も地方自治法の趣旨にのっとり判断を行ってまいりたいと考えております。今回は到底いとまがなかったと判断しております。

以上です。

○議長 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分に対する認識について

今、市長からお話ありがとうございました。今ほど市長が答弁されたように、地方自治法の規定はそのようになっています。ただ、議会の招集については、地方自治法第101条でただし書もございまして、緊急を要する場合はすぐにでも招集できるとされていますし、そのため、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるというようなことは、あまり想定ができないというような状況がございまして。

特に9月議会のプレミアム付き飲食・宿泊券の専決については、7月4日に第1弾の販売を開始しまして、1週間もたたない、もう7月10日に市のホームページで、市長メッセージということで、再発行、追加発行を公表しております。そして22日には専決処分により再発行の市長メッセージを公表して、そしてその中で初回購入していない世帯には先行して8月上旬にはがきを発送します、ということまでホームページで公表しています。ですから、そういうことになれば、準備は8月上旬に発送ということを進めるのでしょけれども、この間、地方自治法でいう第179条第1項の議会を開くいとまが明らかになかったという状況にはちょっとないのだろうと思っております。

それから、今回の給与条例の専決処分です。コロナ禍の関係で閉庁等もあって、本当に理

解をできる場所だとは思っています。ただ、11月27日に専決処分をなさっています。恐らく27日には準備が整って専決処分ということでなさったと思うのですが、例えば県内においても、9つの自治体が11月30日に臨時議会を開いて、この条例改正をやっております。そういう意味では、30日にやるという選択肢がなかったのか。それともう一つは、その基準日が12月1日なので、11月30日までにとのお話、それまでにとのお話がありましたが、支給日は12月10日ですけれども、その基準日前に決めなければいけないと、どこかに書き物でもあるのでしょうか。その2点についてお願いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 1 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分に対する認識について

書き物と言われていることについては、私はここで答弁に不足があると困りますので、担当部、担当課のほうから答えてもらうことにします。

○議長 長 総務課長。

○総務課長 1 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分に対する認識について

今のご質問、手元に資料がありませんので、調べてからお答えします。

以上です。

○議長 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分に対する認識について

分かりましたが、最初の9月の問題と、今回の例えば11月30日で、県内で9自治体が行っていると、そういった部分。11月27日にはもう専決処分ができる状態にあったわけですから、その辺についてどうなのか。少し今、答弁漏れのような気がします。

○議長 長 市長。

○市長 1 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分に対する認識について

市町村によって状況も違うと思いますし、しかし、今回、梅沢議員、新型コロナウイルス感染症が市役所で発生したなどというのは、最初の事例として南魚沼市がばんと来て、この状況下で、これが本当に市の大本を揺るがすような大きな議案であれば、それは少し待ってくれということで、議会をずらしてでもやるかもしれませんが……（何事か叫ぶ者あり）そのことを言っているのに、私はあまり——この専決は、前回、議会で初日に皆さんに認めてもらったのではないですか。それをもって私は皆さんはよしとしていると思いますが、どうなのでしょう。これ以上何かやる必要があるのか。

○議長 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分に対する認識について

内容について、私も専決処分の報告には賛成をしましたので、問題があるとかということではないです。やはり議会制民主主義といいますか、議会の二元代表制、ここの部分のそういう意味では根幹にかかわる部分ですので、いわゆる認識という部分です。今回、例えばそういう状況があったということですが、基本的には特に給与条例等については、一番、専決処分になじまない内容のものであるということが言えると思うのです。そういった部分も含めて、ぎりぎりまで臨時議会開催、議会にきちんとかけると。そういう意味では先ほど言った第 179 条の規定に今のものが入るかということ、なかなか難しいところがあるかと思えます。そういう姿勢の問題です。

それと 9 月議会はもう明らかに 1 日の臨時議会が開けないという状況ではなかったわけですから、そういう意味では、前回、今回がどうかということではないのですが、今後の専決処分の在り方といいますか、考え方、市長の認識というところで実は質問をさせていただいています。

先ほど書き物があるか、ないかということで、今、資料がございません、という答弁をいただきました。実は法令ですとか、そういうもので規定はないのです。ないのですけれども、給与条例改正については国から毎年、副大臣通知が来ています。副大臣通知が来ていまして、それが 11 月 6 日付——11 月 6 日はマスコミ発表ですから、6 日ですね。11 月 6 日の副大臣通知で総務省は記者発表もやっていますけれども、この中で、地方公務員法第 59 条の技術的助言、それから地方自治法第 245 条の 4、技術的な助言となりますが、これに基づいた通知を发出しています。

これは毎年、総務省は出しているのですけれども、実はその中で 3 番の (3) でうたっています。少なくとも期末勤勉手当についてはその支給基準日までに対応を図るべきものであることということで、先ほど紹介した自治体などはこの通知に基づいて、実はぎりぎりの 11 月 30 日です。ほかの自治体はもっと早くやっているのですけれども、ぎりぎりの 30 日に何とか日程調整をしてやっているというのが実態だろうと思っています。

ただ、この (3) には、その基準日前の対応ということだけでなく、続いて、また給与条例の改正は議会で十分審議を行うこととし、地方自治法第 179 条の規定に該当する場合を除き、専決処分によって行うことのないようにすること。これも実は一緒にうたっているのです。ですから、基準日前に決めるということも——これは法令ではない、技術的助言ですから法律違反になるわけではないと思うのですけれども、国がそこまで言っているわけですから、自治体としては基本的にはそれを遵守するような形で動く。これは当然のことなのでしょうけれども、そうするとやはり、よそみたいに 30 日ということも出てくるわけです。

ただ、大事なのは、国がこういう通知を実は毎年、出しています。給与条例の改正があるたびに副大臣通知を毎年出しているわけです。なぜかということ、平成 18 年の法改正を地方自治体に遵守をしてもらわなければいけないということで、落ちのないようにこの副大臣通知を出しています。ちなみに、例えば去年などとすと、手当がありませんから、給与ですから、基準日前というようなことはないのですけれども、ただ、この第 179 条の規定を除いて専決処

分を行うことのないようにというのは、毎年、国は発出しています。

そういう意味では、新型コロナウイルス感染症で大変だったという部分は分かるのですが、今後も含めて、この条項の認識について、例えば 11 月 27 日に準備が全部できていれば、11 月 30 日の開催というのは、議会招集の地方自治法第 101 条を見ても、必ずしも絶対にできなかったということではないと思うのです。もう一度その辺について市長のご認識をお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分に対する認識について

絶対にできなかったかということをやるとというのは、何か私は水かけ論にしか聞こえなくなってくるのです。大変、法令にお詳しくて、それから国の、別に法律に基づいたものではない、いろいろな指導についても、それほどこの点にだけは拡大解釈するのかと、不思議ではありません。私は先ほどからいとまがないとずっと言っているのではないですか。そして、担当している——これを全部言い始めると、どの部局の人間が新型コロナウイルス感染症でいろいろなことになってしまったかということまで言わなければいけないのです。

そういうことも含めて、市長というのはいろいろ配慮して、こういうところにも答弁を気をつけているのです。その部局がなければ議会を開けないのです。そういうこともあって、もっとはるか後ですよ、12 月に入ってからみんな復帰してきたのです。そういうことも含めて言っていて、果たしてそれほどの事案であるか。そして、だって職員組合の皆さんでも今回のことについて、私に対して物を申している人はいません。上がる時も国公準拠でやっていますよということでやっているのです。だから、そういうことをおっしゃりたいのかは分かりませんが、なぜそこまでこだわられるのか、私に理解は難しい。

そして、二元代表制と言っていますが、申し訳ございません、私の認識は、市長というのは大統領制なのです。だからこそ、こういう規定がいろいろつくられている。それに基づいて、あまり権力を乱用するな、これが今の議論だと思いますが、今回は大変な非常事態の中でやらなければいけない事案かどうかとも勘案した中で、私の判断でも、当然、これはいろいろなご意見も聞きながら、専決処分といっても権力乱用で使っているわけではありませんから、私はそういう認識を持っていません。プレミアム付き飲食・宿泊券についても。様々に皆さんとも諮りながら、そういう意味では、過去にない形で、いろいろなご意見も聞きながら、では専決処分ですらせてもらおうかということまで諮りながらやったということもお忘れなきようお願いしたいと思います。

私はそういう認識でやっていますので、先ほど申し上げたような専決処分が認められる状況というのを当然、考えながらやっておりますし、職員は 12 月を過ぎてからやっと現場復帰をしてきた人間が多いのです。そういう中でこれができなかったということを再三申し上げていることをご理解いただかなければ、あまり何かの指導がと言われても、私はなかなか聞けないと思っています。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分に対する認識について

このことを本当に議会運営の、ある意味、要の 1 つですので、そういう意味では、9 月は別にして、今回のものについては水かけ論になるかと思っております。ただ、この第 179 条の規定については、ぜひ、もう一度心に留め置いていただいて、議会運営に当たっては、また細心の注意を払った中でご対応いただければと思います。

2 新ごみ処理施設建設の進捗状況と統一処理に向けた取組について

続きまして大項目の 2 番のほうに移りたいと思います。新ごみ処理施設建設の進捗状況と統一処理に向けた取組についてということでございます。

まず、小項目の 1 番でございます。新ごみ処理施設建設に向けた進捗状況と建設に向けた 2 市 1 町の確認事項についてです。本年 2 月 20 日の議会全員協議会での、計画は白紙に戻し、改めて検討するとの報告から既に 10 か月が経過したわけでありましてけれども、6 月議会の私の質問のときに、新たな検討に入っているとの答弁もいただいているところです。その後の計画の進捗状況、それと 2 市 1 町における確認事項の追加とか変更等、それらがあつたら伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 新ごみ処理施設建設の進捗状況と統一処理に向けた取組について

それでは梅沢議員の 2 つ目のご質問に答えます。新ごみ処理施設の進捗状況と取組についてのご質問でありますので、お答えします。清塚議員のほうからも質問があつたことと重なる部分もあるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

候補地選定については定まっておられません。進捗状況は大きく言えばございません。

以上です。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 新ごみ処理施設建設の進捗状況と統一処理に向けた取組について

2 市 1 町における確認事項の追加、変更等について答弁がなかったようですが、申し上げます。

○議 長 市長。

○市 長 2 新ごみ処理施設建設の進捗状況と統一処理に向けた取組について

議員はあつたかのように聞いているのかどうかは分かりませんが、ございません。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 新ごみ処理施設建設の進捗状況と統一処理に向けた取組について

分かりました。今日の 11 番議員の一般質問の中で、熱エネルギー利用について、市長はまたお話になりました。様々、健康・福祉・医療ですとか、健康づくりの拠点、こういったことで思いはこれまでも話してきているというお話をいただきました。ただ、前にこれについては、なかなか 2 市 1 町の確認事項にはまだなっていないというようなお話を伺ったのですが、

これについては今もまだ確認事項ではないということですのでよろしいのでしょうか。お伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 新ごみ処理施設建設の進捗状況と統一処理に向けた取組について

そのとおりです。これはもう再三お話ししてきていると思います。新ごみ処理施設については2市1町でやるわけですが、この熱利用については、大和の地域で白紙撤回してしまったわけですが、ここでやる時に説明の中でも十分話をしています。こういう利用をしたいのだということは、共通認識はあると思いますが、個別具体的にそこに造るものが、例えば先ほど、前の議員のときにも私がお話をしている、健康増進の施設であるとかそういうことが確認されて、2市1町でそういうものを造りましょうということには至っておりません。

なので、もちろん立地的な条件もあると思います。湯沢町の方やそして魚沼市の方が南魚沼市にできた場合に、そこを利用できるかということも含めて、様々あるかと思っています。これは切り離して考えていかなければいけない問題なのか、共通でやれるところはあるのか、それはこれからの話合いになるかと思っています。

以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 新ごみ処理施設建設の進捗状況と統一処理に向けた取組について

そうしますと、前の議論ですと、例えば1月24日の社会厚生委員会では、2市1町の首長さんの間で三日に上げず会っているような、そういう感覚で、正式な会議はなくても、そういう意味では打合せや方針の統一は取れているというようなお話もありましたけれども、この附帯施設については、南魚沼市が単独でやるのか。例えば魚沼市、湯沢町も若干——若干といいますが、入って三者でそれなりに一緒にやるのか。その辺はまだ2市1町の中では結論が出ていないということでしょうか。もう一度お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 新ごみ処理施設建設の進捗状況と統一処理に向けた取組について

先ほど答弁申し上げたとおりです。先ほどからの繰り返しになりますが、そういう細かいところまでは決まっておりません。しかし、共通の2市1町でやるべき、魚沼圏域定住自立圏も構成している2市1町の自治体でありますので、これらの中で、これは一緒にやるべきことであるということになれば、大変すばらしいと思います。そうならないことも、当然、立地上の問題がありますし、様々あるかと思っています。しかし、こういったことに利用していきこうということは共通認識として、私は皆さんがお持ちになっていると信じているところでございます。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 新ごみ処理施設建設の進捗状況と統一処理に向けた取組について

はい、分かりました。今、信じているということで、お話を伺いました。ぜひ、そうなって

もらいたいと思います。この新ごみ処理施設の問題ですけれども、なかなかまだ位置が定まらないという問題もありますが、もう1つは、例えばこれまで大和での説明会のときにも、市長のほうから新ごみ処理施設で140億円、道路と附帯設備に20億円というような説明もされています。ただ、これもまだ正式に決まったわけではないでしょうが、そうすると、160億円ということになります。

今後、どういう規模になるのか。提示もありますが、まだ最終決定していないわけですが、ただ、この額というのは、これが3分の1になったり、半分になったりということは恐らくないと思うのです。それだけ、例えば160億円というのは、南魚沼市にとって本当に2市1町のプロジェクトとしても大きな額。

そういう中で大和の説明会からも、議会でもずっと市長は健康増進施設だとか、拠点にしてというお話をなさっていますけれども、そういう意味では、例えば市が単独でやるときに総合計画に入っているのか。それはもちろん今からは入らないわけですが、少なくとも2市1町でこれだけの大プロジェクトを当初の協定から——市長も先ほど11番議員の答弁で話をしていましたが、もう6年近くになるということですから、この間で市長は様々な、議会も含めて説明会でもそういう話をしてしていますが、これがまだ2市1町の中の確認事項になっていない。

例えばそういう中で進めていって、これが先に行って、南魚沼市さんだけでやってください、となったときに、議会も市民も聞いているわけですから、大変な問題になりはしないかと実は心配し、危惧をしています。そういう意味ではこれだけの大プロジェクト、2市1町で当初の協定からもう6年にもなるわけですから、そういった部分。市長の夢をお話になるのもいいかと思うのですが、ぜひ、2市1町できちんとその辺を打合せといいますか、確認をして、正式なものとしていく。

そういったことが一歩間違えば、本当に南魚沼市が傾くかというような事業になるわけですから、ぜひ、そここのところの配慮をお願いしたい。この間のいろいろな動きを見ていますと、なかなかこの2市1町での意思の疎通といいますか、共同歩調というものがどうも取れていないのではないかと心配になる部分があります。その辺について今後も含めて、ぜひ、市長のご認識を伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 新ごみ処理施設建設の進捗状況と統一処理に向けた取組について

まず、後段の2市1町の、何ですか、歩みが、歩調が合っていないと思われるということでしょうか……（「心配」と叫ぶ者あり）心配だということですね。そういうことは私の口からは言えません。同じ気持ちでやっているという回答させていただきます。

最初のほうのいろいろなことで市を揺るがすような、大変負担になるような、そういうことの心配はありはしないかというような向きの質問であるかと思いますが、そういうことにはしないように。しかしながら、将来、必ず今の様々な施設は、現有施設も老朽化が進みます。こういうことを勘案した中で、将来的には必ずそういったことも含めて、では今ここで

やるべきことなのかとか、いろいろな話がやはりあると思うのです。

そういうことでありますし、当然、市長職として、市の財政を傾けるとか、そういうことまでして駄目なほうに傾いてしまうということはしないようにやるのは当然なことだと思いますので、そういうふうにやっていきたい。2市1町でやれば、なおいということがあります、一部には南魚沼市だけでやらなければいけないところもあるかもしれませんが、当然、様々な検討を加えて、規模感を含めてやっていきたい。

そして、先ほどの140億円とかという話。これについては大体1トン処理量、1億円ということが相場であるという、そういうことであるのだが、という話をしてお示しをしている金額でありますので、その数字が独り歩きしないようにということは、再三、議会でも、また説明会でも、そういうことなのですよという前置きをしながら話している内容だということでご理解いただきたいと思います。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 新ごみ処理施設建設の進捗状況と統一処理に向けた取組について

数字については先ほど私も言いましたように、これは決定ではない、まだ仮定の数字ですけども、説明会で出た数字ということです。ただ、先ほど言ったように、これが半分になるとか、3分の1になるとかということもまたないだろうと思っています。

今ほどの話ですと、市長もできれば2市1町でなるようになれば一番ありがたいというふうなお話ですが、これだけ年数もたって、実は毎回、割と施設について具体的なお話を市長はなされます。

ただ、今回も健康づくりの施設だということでお話になりましたけれども、そういう本当に市長の強い思いがあるのであれば、まず2市1町でそこはやはり確認をする。2市1町でやることになればありがたいけれども、そうならないかもしれないという段階で、あまりといますか、議会や説明会で話をして、それが違う方向に行くと、大変なことになりますから、これだけの大規模プロジェクトですので、ぜひ2市1町で意思の疎通を図って、そこは確認をして、そして進むということも大事だろうと思うのです。

それと実は、先ほどからちょっと私は心配だという話をさせていただいています。先ほど11番議員の中でも、この4か月にわたった新ごみつうしん南魚沼の話が出ました。これも私は大変いいことだと思っています。こういうことで2市1町のプロジェクトを市民に少しずつ理解していただきながら前に進めていく。事務方は大変苦労なさったと思うのです。ただ、私が少し残念でならないのは、2市1町で進めるこれだけの大プロジェクトで、これだけのいい資料といますか、新ごみつうしんで市民に訴えかけているわけですけども、お隣の魚沼市や湯沢町とできれば一緒にやっていただきたかった。

特に南魚沼市の場合はこれまで位置の選定の問題で、大分、議会でもそうですし、地域でも議論になりました。マスコミでも度々取り上げられたりということがありましたから、湯沢町や魚沼市に比べて市民の理解といますか、こういう問題があって動いているのだという認知度はそれなりにあろうかと思うのです。例えば魚沼市などでは、当初の協定が決まっ

てからもう6年間、向こうは場所の選定状況等、何もないわけですから、そういう意味では、恐らく南魚沼市の市民よりかなり理解度といたしますか、そういう情報が普及していないのだろうと思っています。

そういう意味では新ごみ処理施設整備室も含めて、魚沼市や湯沢町からも職員に来ていただいて、今一緒にやっているわけですから、そういったところも2市1町で意思の疎通を取って、このことは市民にとってもどうしても必要なことなわけですから、一緒にやっていると。そういう辺りの配慮も含めて、ぜひお願いをしたいと思っているのですが、その辺について市長のお考えがありましたら、お願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 新ごみ処理施設建設の進捗状況と統一処理に向けた取組について

そういうお話をされることはよく分かります。分かりますが、まずは南魚沼市地内にどうしても2市1町という広範な広域な中で造る場所については、大体、中間地的な、これは南魚沼市に相当するわけでありますので、この中の理解を進めなければいけない。こういう中では南魚沼市の様々な利用の仕方。

先ほどのそこに造りたい施設の話を含めてから、ではその記事を書けるかということ、そういうことにもなりません。様々いろいろなところで立ち入っている問題があります。これらについて、今、議員がお話をされたように、同時にやれば一番いいわけですがけれども、なかなかそれにはふさわしくなかったということではございません。

以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 新ごみ処理施設建設の進捗状況と統一処理に向けた取組について

今、ふさわしくなかったというようなお話もありましたが、確かに建設場所はもう2市1町の確認で、それぞれ湯沢町、魚沼市にも過度な搬入の負担をかけない。できれば2市1町の中心地ということですから、南魚沼市ということで進めることは理解できます。

ただ、ごみ処理問題というのは、そこにできれば済む問題だけではなくて、例えば魚沼市にしてみれば今度は南魚沼市まで持ってこないといけない。そして、ごみ処理の料金も今は違うわけですから、そういうものの統一も出てくるでしょうし、ごみの分別方法もそれぞれに違っているわけです。そういった部分の理解を、それぞれの自治体ごとの課題があると思うのです。魚沼市にしてみれば、搬入ごみを南魚沼市まで今度は持ってくる。こういう雪のときでも、必要があれば南魚沼市まで持ってこなければいけないわけですから、そういう辺りの住民の理解といたしますか、そういったものは一緒になって、やはり課題を上げて、相談をしながら連携をして進める必要があるかと思うのです。

それで、実は私——時間もありますので、2番のごみ減量化についても少しお話をさせていただきたいと思います。ごみ減量化に向けた2市1町における連携ということですが、これも今のお話と同じで、それぞれの町が、あるいは市がやってもなかなか駄目なわけです。このごみ減量化については、新ごみ処理施設の規模そのものにも関わっていく問題で

ざいまして、環境への負荷の低減と新ごみ処理施設の規模縮小、これらに向けたごみ減量化の取組が、どこで造る場合も必要になると思うのですけれども、これらに向けた2市1町の連携した取組の今の状況と今後の計画、これらについてあったら伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 新ごみ処理施設建設の進捗状況と統一処理に向けた取組について

この件につきましては、この議場ではもう何度も話をしているかと思いますが、もう一度、担当の部長、課長のほうから答えてもらいます。室長になるか、その辺から話をさせます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 2 新ごみ処理施設建設の進捗状況と統一処理に向けた取組について

おっしゃるように、確かに新しい施設を造っていくためには、それぞれの市、町でごみの減量化には向かっていくべきだと。これは新しい施設であろうとも、あるいは現在の施設を使っていようととも同じ課題だと思いますので、日々取り組んでいるところではありますが、なかなかどの部分のどういったごみをとというのがそれぞれ課題になっているかが、どうも各市、町の中でも現状の捉えとといいますか、そういったところもあろうかと思いますが、今年、事務方の中では新型コロナウイルス感染症でなかなか外の活動ができない中で、内部の活動として、ごみの種類別のものとかの捉えを進めていったのですが、これからそういったものの減量化に向けてどういったものが効果的かというところを検討して進めていく段階かと思っております。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 新ごみ処理施設建設の進捗状況と統一処理に向けた取組について

分かりました。ごみの分別については、今年の3月議会のときに、おおむねの方針は策定しており、現在、最終確認を行うところまで来ている。なるべく早い段階で示せるだろうというお話もいただいていた。ただ、これについては鋭意進めていただいているということで、今、伺いました。

市長が話しているように、例えば位置が決まっても、建設までには様々なプロセスがございまして、最低でも7年くらいはかかるだろうというお話をいつもいただいています。この間で今言ったそれぞれ2市1町の住民の皆さんのご理解ですとか、ごみの減量化、それらを進めていくということになろうかと思えますから、今すぐできていないとどうこうということではないかもしれませんが、ただ、この住民の意識を変えていくというのはなかなか難しい問題です。ですから、今からそういう意味では少しずつ手を入れながら、長い間、そういう意味では生活習慣の問題にまでなりますので、取組を進めていく必要があるだろうと思っています。

例えば、南魚沼市の家庭用の生ごみ処理機の購入補助制度についても取組はしていますが、4年間で27件程度。2万世帯からいうと27件というのは0.14%くらいですから、実は残念ながらほとんど進んでいません。ディスプレイ、これは下水道課になるのでしょうか。ディスプレイの設置状況も、市長になられてから下水道使用料の500円を撤廃されて、

そういう意味では設置を前向きに進めているということなのでしょうけれども、平成25年7月に単独公共事業の大和で始めて、平成27年4月には市内全域が対象になったわけですが、この間、60件程度で、住宅リフォーム事業も12件程度ということで、ほとんど残念ながら進んでいません。

これらを今後どうするかも含めて、これの取組も南魚沼市がやっていただけでは駄目なわけですので、ぜひ湯沢町、それから魚沼市とも連携しながら。また、向こうがやっている、もっといい方法等もあろうかと思えます。そういったものを、ぜひ、突き合わせをしながら進めていっていただきたい。最終的には生ごみの分別みたいなことまで検討項目に上がっているのかどうなのか。そこだけ少しお聞かせいただきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 2 新ごみ処理施設建設の進捗状況と統一処理に向けた取組について

お話しいただいたいろいろなご提言につきましては、しかと受け止めさせていただきました。でも、ディスポーザーが60件になったということは、少しずつ進んできて、そのよさというのが分かっていたのであれば、本当にまさにつけるべきものだと思っていますが、徐々に進んでくるのではないのでしょうか。

そのほかの後段のほうにつきましては、担当の部長もしくは課長に答えてもらいます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 2 新ごみ処理施設建設の進捗状況と統一処理に向けた取組について

特にディスポーザーの件につきましては、下水道の処理場の関係がありますので、それぞれ市、町によって、入っているところが最終的に違いますので、そこら辺はまた別の、一緒にとするのはなかなか難しいところがあるかと思えます。

生ごみの分別等につきましては検討がなされたかということですが、過去に検討を行っておりまして、この部分について実現はなかなか難しいというのが、結論づけられております。といいますのは、まず分別を全てして再度集めるという、1つのルートをつくるという技術的な問題があります。それと各ご家庭で分別をしていただくようなことになったりするわけですが、様々な混入物の問題がなかなか解消できないということ。それと、堆肥化というものが主たるものになるかと思えますが、家庭から出る生ごみは堆肥としてのエネルギーが実は低いということで、堆肥化にはある種、不向きだとも言われております。

ちょっと私もうろ覚えのところがありますが、そういった諸問題がありまして、生ごみを分別収集しての堆肥化というのは、検討はしたが、実施は困難であるというところに結論づけたようなことになっております。

以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 新ごみ処理施設建設の進捗状況と統一処理に向けた取組について

分かりました。県内でも長岡や上越は生ごみの分別等もやっているわけですので、ここはここでいろいろな事情もあろうかと思えます。議論をしていただいたということですが、特

にこの問題は本当に大きいプロジェクトですので、2市1町の連携が一番大事になってくると思います。そういう意味ではこの問題も湯沢町や魚沼市も含めて議論いただいて、よそがよいことをやっていけば、その辺も含めて検討するというところで、ぜひ、2市1町で統一した中で取組を進めていただきたいと思います。

何で私がこの2市1町にこだわるかといいますと、実はここに魚沼市の市民福祉委員会の議事録がございます。これは7月ですから、白紙撤回になった後になるわけですが、実は魚沼市の市民福祉委員会は、委員が6人で委員長が議長を務めますから、その残りの5人の全ての議員が、実はこの新ごみ処理施設について発言しているのです。これを見ますと、1人は今までは2市1町で1つの施設という話だったが、人口減少やごみの搬入方法を勘案すると、2つの施設という考えもある。その辺を煮詰めて早く用地の選定に入れるような議論をしていただきたい。2人目は、2市1町あるいは単独で用地確保に努めなければならないと感じてきた。

ある人は、2市1町の計画が頓挫した中で、魚沼市だったらここだよという提案をしていかなないと無責任かという感じがしている。もう1人は、〇〇委員がおっしゃったとおり、当市としても用地をどこに選定するのかというところは議論していかなければならないと考えています。最後の1人は、現在1つの施設にしようという考え方で進められているが、先ほどの意見にもあったように、それぞれの市で設置するとなった場合には、かなり規模も小さくなるし、環境アセスメントも非常に簡素化できると聞いている。可能性もそちらのほうが高くなるのではないかという気がしている。というような答弁をしまして、5人が5人ともです。

これを見て私は正直言って愕然としたのですけれども、例えば附帯施設について、市長も理解していただいていると思うが、できればそうなればというようなお話も先ほどからなさっていましたが、かなり魚沼市の認識と、例えば議会だけを取っても、ここの議会の認識と魚沼市の議会の認識はどうも違っているのではないかと、実は私はこれを読んで、大変不安を感じました。

この計画がもしまた先送りになるようなことがあれば、今、当市が——令和10年までの維持管理計画を先般つくっていただきましたが、10年で維持費が49億3,000万円ということで、巨額な維持費の提案がありました。これがまたずれるようなことになれば、さらに、正直言って熔融炉は本当に炉の損傷が激しいですから大変なことになるわけで、こういう意味では、場所の選定、それから先ほどの新ごみつうしん、南魚沼市だけという、それはもちろんそれで大切なことですが、一番土台の最初の協定から6年もたった段階で、隣の市の担当委員会であらう議論がなされているという実態に、大変心配をしています。

そういう意味では、隣の市は市長も代わったわけですが、今後、この辺の理解も含めて、2市1町の巨大プロジェクトをどう進めていくのか。その辺も含めて、最後に市長のご決意といいますか、対応、それらのお考えがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市長 2 新ごみ処理施設建設の進捗状況と統一処理に向けた取組について

今ほどの委員会の資料ですね。そういう発言があったとか、前市長さんの議会での答弁とか、いろいろなことをつぶさに拝見したり、拝聴しています。こういう中で、先ほどから繰り返しになりますが、新しい市長さんについては、では2市1町のそういう方向性ということ、もちろん組織としての意思決定ですから、これを変えていくにはそう簡単なことではないし、プロセスを踏まなければいけないと思いますが、そういう議論もあるということは十分認識しています。

しかし、ずっと繰り返し話をしているとおり、現状では2市1町で進めるということの中で、そのために南魚沼市は中心地であるということで汗をかいている現状であります。いろいろな議論があることは十分分かっているつもりであります。それをもって私どもが今どうのこうのということではありませんが、新しい市長の考え方、関係も含めてきちんと関係をつくり、この議論をきちんとしていかなければならないとも思っている。先ほどどなたかの答弁も、今回の答弁のところでも答えているとおりでありますので、よろしく願いしたいと思います。それ以上にはちょっと申せません。

○議長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 新ごみ処理施設建設の進捗状況と統一処理に向けた取組について

本当に2市1町のこれだけの巨大プロジェクトですから、2市1町が思いを同じにして、そうでなくても、なかなか困難な事業になるわけですから、ぜひ、そこを最大限配慮しながら取り組んでいただきたい。

例えば今回の新ごみつうしんなども、いろいろなことを捉えて、2市1町でこの問題については一緒にやって進めていくと。同じようなスタンスで常に進めていくというのは本当に大事なことだと思うのです。それがいろいろなことで、例えば時期が若干ずれるとか、それは事務的な中で、流れの中であろうかと思うのですけれども、そういった部分では、ぜひ、2市1町の統一事項といいますか、そこを本当に大事にさせていただきながら、南魚沼市だけでできる事業ではないですので協力をしてやっていっていただきたい。

特に、市長は思いは何度も話していますということで、例えば附帯施設で健康増進施設とか、医療や福祉の施設というようなお話もされていますけれども、南魚沼市的に言えば、例えば魚沼基幹病院を中心にメディカルタウン構想も進めています。そして、今議会初日で、副市長も2人体制にして、新副市長からは医療・介護・福祉、そこを中心にした改革に着手をします。今度は新ごみ処理施設を造ったら、そこをまた拠点にして、健康増進施設だとか、福祉の関係の施設を造る。

ごみ処理施設にはごみ処理施設の適地があると思いますし、福祉施設や健康増進施設には健康増進施設の適地があると思います。それはこれから市長がいろいろ考えていくのでしようけれども、そういう中で、メディカルタウン構想もあり、医療のまちづくりでまた新たな改革を進め、どこもここもというような感じに私には映るのです。その辺も含めて、ぜひ内部議論も深めていただいて、そしてこれだけの大規模プロジェクトですので、両市町、湯沢

町、魚沼市、これらとの意思統一、意見調整等も大変ですが、心を砕いていただきながら、今後、進めていっていただきたい。このことを最後、強く申し上げて終わりたいと思います。

○議 長 以上で、梅沢道男君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

市長。

○市 長 終わってからの貴重な時間をお借りしますが、端的に申し上げます。現在の雪の状況は本当に予断を許さない状況にあるかと思えます。特に雪掘りの人手の問題、様々ありまして、悲鳴が上がっております。

このような状況の中で、本来であれば大体な基準になる積雪に達しているとか、様々な関係の中で警戒本部をつくるとか、災害対策本部をつくるということに進むのが普通であります。今回は初雪からのこの1週間の間に、大変な降雪があったというような観点からこれらを鑑みまして、実は先ほど、12時15分現在で災害対策本部を設置することにさせていただきました。そしてこの後、本日の議会終了後、第2回目となる——第1回は設置をしたという形でさせていただき、第2回目となる対策本部会議を行う予定でおります。

詳細については、様々な状況を見ながら逐次、その時々、その一番の課題についてどんどんと対応していくという方向を取っていきたいと考えておりますので、議員の皆様にはご理解を賜りたいと思います。様々な状況につきまして、二元性とかそういうことではなくて、一緒に市を守るという意識から、様々なご意見も含め、そして状況判断なども含め、市に、執行部のほうにお寄せいただきたいと考えておりますので、どうかよろしく申し上げます。予断を許さない状況下にあると思っております。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。

次の本会議は明日、12月22日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後6時12分〕